９　国の動き

経済危機対策

平成 21 年４月 10 日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目　次

第１章　経済危機克服の道筋・・・・・・・・・・・・・・・　１

１．「２つの危機」に直面する日本経済
２．危機克服の基本方針
３．対策の規模と効果

第２章　具体的施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

Ⅰ．緊急的な対策―「底割れ」の回避
１．雇用対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
２．金融対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３．事業の前倒し執行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅱ．成長戦略―未来への投資
１．低炭素革命・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２．健康長寿・子育て・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
３．底力発揮・21 世紀型インフラ整備・・・・・・・・・・・・・・・１２

Ⅲ．「安心と活力」の実現―政策総動員
１．地域活性化等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
２．安全・安心確保等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６
３．地方公共団体への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

Ⅳ．税制改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

（別紙１）「経済危機対策」の規模・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

（別紙２）「経済危機対策」の具体的施策・・・・・・・・・・・・・・２１

「経済危機対策」

第1章　経済危機克服の道筋

1.「2 つの危機」に直面する日本経済

①「短期的な危機」（「底割れ」のリスク）

深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、わが国経済もまた、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっている。

輸出急減とグローバル企業の在庫調整が重なることで、国内生産水準が「つるべ落とし」のように低下し、雇用情勢や、国民全体の消費マインドにも深刻な影響が及んでいる。この事態を受けて国際機関も 09 年のわが国の成長率が主要先進国の1.5倍以上のマイナス幅になると見込んでいる。

こうした中で、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くといった事態、すなわち、経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつある。

また、経済の収縮による悪影響が、一部の中小企業、地域経済や非正規労働者等の「社会的弱者」にしわ寄せされる形で現れ、社会全体の不安心理の高まりが、「底割れ」のリスクをさらに助長する懸念も生じている。

②「構造的な危機」（世界経済の「大調整」への対応）

わが国経済が直面するのは、経済の「底割れ」という「短期的な危機」だけではない。

世界経済の「大調整」が避けられない中で、わが国経済は、「構造的な危機」にも直面している。

過去 10 余年間にわたり、世界経済は、貿易黒字国と赤字国間のグ

ローバルな不均衡の拡大と赤字国における過剰信用・過剰消費の中で高成長を続けてきた。今回の金融・経済危機は、これまで続いてきたこうした構造を崩壊させ、新たな均衡を模索する世界経済の「大調整」を不可避のものとしつつある。また、危機から回復した後の世界経済を展望すれば、低炭素や健康長寿といった共通の課題への対応が更に重要性を増しているものと考えられる。

バブル崩壊後の日本経済は、世界全体の高成長を前提に、輸出主導の「単発エンジン型」の景気回復をしてきた。しかしながら、その前提となる構造が崩れ、世界経済の「大調整」が進まざるを得ない中で、ひとりわが国が、旧来型品目の輸出に依存した成長軌道への復帰を期待するのは最早、現実的ではない。

また、金融資本市場では、外国人投資家の比重が高いことから、その動向がこれまで株式市場や不動産市場に大きな影響を及ぼしてきた。持続的な成長を支える基盤となるために、金融構造の大胆な変革が迫られている。

今回の世界の金融・経済危機は、日本経済が潜在的に抱えてきた構造的な脆弱性を、現実の「構造的な危機」としてわが国に突きつけるものであると捉えなければならない。

2. 危機克服の基本方針

この「2つの危機」を克服するため、以下の3つを基本方針として、政策展開を行う。

【基本方針1：国民一体となった対応】

今回の危機は、その深刻さと大きさにおいて石油危機を上回る可能性が高く、その克服に当たっては、国民の総力を挙げた協力と挑戦が不可欠である。

このため、国民各層の協力と挑戦を最重視し、

ｉ）危機の実情を迅速かつ率直に国民に伝えるとともに、真摯に各界の提案をうかがう。

ⅱ）危機克服の方針と向かう方向を明示し、国民各界各層の総力を挙げた対応を機会ある毎に呼びかける。

ⅲ）緊密な国際協調の下で、政策手段を総動員し、国民各層の不安と痛みの軽減、挑戦の後押しに全力を尽くす。

【基本方針２：経済局面に応じた対応】

世界経済全体についての今後の見通し（注）を前提にすると、当面の日本経済の先行きとして以下の3つの経済局面が想定される。08年度補正予算や09年度当初予算の速やかな執行や景気回復に向けた国際政策協調に加え、それぞれの局面に対応した施策を着実に実行することにより、10年度までに経済状況を好転させると同時に、わが国の経済・産業構造を変革していく。その際、財政の持続可能性を確保することに留意する。

（注）IMF、OECD など

ｉ）底割れ回避を最優先する局面（09年度後半ごろまで）（※）

「底割れ」を防ぎ、金融危機と実体経済悪化のスパイラル的増幅を断ち切るための緊急措置を大胆に展開する。極めて切迫した事態においては、平時の経済原則・政策原則からの乖離をも辞さない覚悟で事に臨む。最重点分野は、雇用、金融、社会的弱者対策などである。

ⅱ）底入れ・反転を確実にする局面

（09年度後半から10年度後半ごろまで）（※）

成長力を高めるインフラ投資や、国民の安心を確保しつつ民需を誘発する効果の高い施策、輸出依存に偏った経済・産業構造の転換促進のための施策を最優先する。

ⅲ）新たな成長軌道に乗っていく局面　（10年度後半ごろ以降）（※）

世界経済の「新たな均衡」を先取りし、低炭素、健康長寿など世界が直面する共通課題への「解決力」を原動力として、内需と輸出の双発エンジンによってバランス良く成長する経済（「新たな双発エンジン型経済」）を実現する。そのためには、リスクを伴う種々の「挑戦」に対して、資金・人材・技術を内外から集めることを促進する施策が重要である。

（※）これらの想定される期間は、目安であり、様々な経済条件等により大きく変動しうる。

【基本方針3：多年度を視野に入れた包括的な対応】

わが国経済の「底割れ」のリスクと世界経済の「大調整」への対応という、今回の危機の「二面性」や、政策実現・効果発揮までの「タイムラグ」に鑑み、08年度を含む3年以内の景気回復という政府方針の実現に向けた施策にとどまらず、以上3つの局面それぞれに対応した施策のすべてをまとめた包括的な本「危機対策」を早期に実行する。

その際、以下の点に配意する。

ⅰ）多年度を視野に入れた対策とし、民間投資や人的投資、研究開発投資などが計画的に促進されるようにする。

ⅱ）世界の不測の事態にも柔軟に対応できるように、特に、緊急対策については、ある程度の自由度をもたせる。

ⅲ）わが国の強みを発揮すれば明るい未来が開けることを国民各層と共有すべく、「危機対策」と並行して、今月中に新たな「成長戦略」を取りまとめる。

対策に盛り込まれる各施策は、

- 重点化されたもの(Targeted)～複数のメリット・効果の最大化～
- 時宜を得たもの(Timely)～迅速執行・早期の効果発現～
- 時限的なもの(Temporary)～一時的な措置～

という観点から、経済の下支えに必要なものや将来の成長力を高めるものなどを厳選（賢明な支出（Wise Spending））し、優先順位を明ら

かにして果断な実施を図る。これにより、民需の自律的回復を促進するとともに、財政の持続可能性との整合性を確保する。

財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」（平成20年12月24日）について、必要な改訂を早急に行うこととする。

3. 対策の規模と効果

本対策の規模については、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費15.4兆円程度（事業費56.8兆円程度）の対応を行う。

施策の実行にあたっては、財政出動による乗数効果が十分発揮されることが重要である。

本対策の総合的な経済効果としては、平成21年度実質GDP成長率の２％程度の押上げ、また、需要拡大による40～50万人程度（１年間）の雇用創出が期待される。[1] [2]

なお、世界の金融システム安定化及び海外経済の動向にはきわめて高い不確実性があることに留意する必要がある。

---

[1]雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの３年間において、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

[2] 「新たな成長戦略」では、当面３年間（累計）で、140～200万人の雇用創出を見込んでいる。

第２章　具体的施策　　※施策の具体的内容は別紙２で記述

Ⅰ．緊急的な対策－「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

１．雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット（就労訓練型生活支援）の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

＜具体的施策＞

（1）雇用調整助成金の拡充等

（2）再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

○職業能力開発支援の拡充・強化

○障害者の雇用対策

○ハローワーク機能の抜本的強化等

（3）雇用創出対策

（4）派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

○内定取消し対策等

○外国人労働者への支援

（5）住宅・生活支援等

２．金融対策

◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。

＜具体的施策＞

○円滑な金融仲介機能の発揮促進等（金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等）

○中小企業の資金繰り支援（信用保証協会による緊急保証枠の１０兆円の追加、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の３兆円追加、商工中金の貸付枠（危機対応）の２．４兆円追加等）

○中堅・大企業の資金繰り支援等（日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠（危機対応）の８兆円追加及び財務基盤強化（法律改正を与党において検討）、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等）

○我が国企業の海外事業等の資金繰り支援（国際協力銀行（JBIC）による支援の一層の推進、日本貿易保険（NEXI）による支援拡充）

○銀行等保有株式取得機構の活用（金融機関等からの買取対象の拡大（法律改正を与党において検討））

○株式市場への対応（市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買い取る仕組みを整備（法律改正を与党において検討）、借入に係る政府保証枠を 50 兆円とする等所要の予算を措置）

○開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化

○住宅・土地金融の円滑化（住宅ローンの円滑な借入れ支援、大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援等）

○アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策（JBIC による貿易金融円滑化・環境投資支援、JICA による緊急財政支援等）

○金融政策について（適切かつ機動的な金融政策運営への期待等）

3. 事業の前倒し執行

◇現下の経済・雇用情勢に対応し、雇用創出効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等について実質的に過去最高水準の前倒し執行を進める。

＜具体的施策＞

○公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、以下に示す3つのプロジェクト（「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」、「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」）のうち、特に緊急に実施すべき施策を実行する。

1. 低炭素革命

◇太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。

（1）太陽光発電

太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、「スクール・ニューディール」構想、太陽光発電の導入抜本加速〔2020 年頃に 20 倍程度に〕を図る。

＜具体的施策＞

○「スクール・ニューディール」構想（学校耐震化の早期推進、太陽光パネル

をはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施）

○家庭等で発電した太陽光電力の電力会社による新たな買取制度導入〔既存施策とも併せた技術革新・需要拡大により、３～５年間で半額程度の価格に低減〕

○公共建築物・住宅等への太陽光発電の導入促進等

○電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等開発支援

○太陽光パネル等の海外への普及促進重点実施

○小水力の普及促進　等

（２）低燃費車・省エネ製品等

低炭素及び我が国自動車産業の競争力強化のため、我が国の優れた技術力・環境力を活かしつつ、次世代自動車をはじめとする環境対応車の開発・普及を推進する〔2020 年に新車販売の 5 割がエコカー〕。また、省エネ機器の普及促進等を実施する。

＜具体的施策＞

○環境対応車への買換えなど普及促進

○公用車の環境対応車への買換え促進

○グリーン家電（テレビ・エアコン・冷蔵庫）の普及加速（「エコポイント」の活用等）

○建築物のゼロエミッション化加速（2030 年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等）

○住宅等の省エネ化（エコハウス化）加速〔当面 3 年間で 300 万戸〕、長寿命化等の促進

○燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進

○「地域版グリーンニューディール基金」の創設　等

（３）交通機関・インフラ革新

運輸部門を中心とした交通・都市・地域の更なる低炭素化を進めるため、低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及や低炭素交通・物流インフラの整備等

を推進する。

＜具体的施策＞

○低炭素交通・物流インフラの革新（超電導リニアの実用化技術確立〔2016年度まで〕、実験線延伸の工事促進[2013 年度中早期]等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施〔2010 年夏を目途〕、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立〔2012 年度を目途〕、船舶版アイドリングストップ）

○高効率船舶技術開発〔2012 年までにCO2を30%削減〕、非接触給電（IPT）ハイブリッドバスの実用化技術確立　等

（4）資源大国実現

都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略、水処理技術の国際展開の強化等により、「資源大国日本」を目指す。

＜具体的施策＞

○レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築（「都市鉱山」活用）〔今後3年間で携帯電話1億台（約3．2トンの金）の回収を目指す〕

○石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源開発

○世界の水市場参入〔3年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す〕

○原子力産業の基盤強化　等

2．健康長寿・子育て

◇地域医療再生、医薬品等新技術の開発加速や介護機能強化に重点的に取り組み、高齢化の進展を内需拡大、雇用創出に活かし、我が国の新たな飛躍の糧とする。また、安心こども基金の拡充等により、保育サービスをはじめ子育て支援の強化を図るとともに、厳しい経済情勢を踏まえ、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

（1）地域医療・医療新技術

医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図

るとともに、先端医療設備の整備を進め、拠点病院等を耐震化する。また、がん等の戦略的分野における医療技術・医薬品・医療機器、新型インフルエンザワクチン等の開発を推進する。

＜具体的施策＞

○都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援

○医療機関の機能・設備強化（大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等）

○がん等の戦略的分野における医薬品等の開発・橋渡し・実用化の加速（研究開発体制等整備、ベンチャー支援、先端医療開発特区の支援等）

○がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査迅速化、治験基盤の充実

○医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化

○新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化

○医療IT化推進（レセプトオンライン化の推進、社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等）

○地域総合健康サービス産業の創出支援

（2）介護職員の処遇改善・介護拠点整備

介護人材の処遇を改善し、人材確保を図るとともに、介護基盤の緊急整備により新たな雇用機会を創造する。

＜具体的施策＞

○介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、３年間助成

○介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の３年間拡大

○福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等

○社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等

○生活支援ロボット等の実用化支援　等

（3）子育て・教育支援

保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化を行うとともに、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

＜具体的施策＞

○不況下の子育て世代支援（現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳、年3．6万円）を、平成 21 年度に限り、第一子まで拡大して実施）

○地域における子育て支援の拡充等（保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等）

○女性特有のがん対策（一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除する等の措置を講ずることにより、女性特有のがん対策を推進）

○ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

○教育費負担への支援（経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等）

○内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3．底力発揮・21 世紀型インフラ整備

◇我が国経済の「底力」の発揮、21 世紀型インフラ整備を図る。このため、中長期的な成長力を高める観点から、農林漁業の振興を図るとともに、先端技術開発・人材力強化、中小企業支援を進める。また、道路・港湾・空港等のインフラ整備やITの徹底活用により、地域連携の強化と競争力強化、国民の利便性向上を図る。あわせて、コンテンツ、文化・芸術・スポーツ、観光の振興を図る。

（1）農林漁業の底力の発揮

農地の有効利用や、農業の将来を担う担い手の確保、需要に応じた生産振興、森林資源の整備・活用等により、農林漁業の底力を発揮し、食料自給力の向上と雇用創出を図る。

＜具体的施策＞

○「平成の農地改革」の断行と担い手の確保（農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成）
○需要に結びついた生産振興等（水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等）
○農山漁村の活性化と森林・林業の再生（森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等）
○水産業の活性化（漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等）等

（2）先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

我が国の経済成長の鍵を握る技術力や人材力の強化を目指し、大学等の教育研究施設・設備や研究支援者等の研究環境の抜本的な改善を図る。また、地域を支える中小企業を総合的に支援する。

＜具体的施策＞

○世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新〔5研究拠点を 2016 年に世界トップレベルに〕、大学等における教育研究基盤の強化等
○産学官連携の強化（技術研究組合制度等を活用した研究開発支援、地域の産学官共同研究拠点の整備）
○新学習指導要領への対応（小中高校における理数教育の抜本強化等）
○留学生の受入れ促進（留学生宿舎の整備等）、若手研究者等の海外への留学支援
○研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設
○ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援
○中小企業の海外市場開拓支援等（海外見本市への出展支援等）
○中小企業事業再生支援の強化（中小企業再生支援協議会の支援体制強化等） 等

（3）地域連携と競争力強化の基盤整備

「国土ミッシングリンク」の結合や港湾・空港インフラの強化等により、地域間の連携強化や競争力の強化を図る。

＜具体的施策＞

○「国土ミッシングリンク」の結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）

○港湾・空港インフラの強化（スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等）

○首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査

○整備新幹線の着実な整備

（4）ITによる底力発揮

経済社会の活性化と変革の牽引車として、ITを最大限活用し、新しい経済社会システムを実現する。

＜具体的施策＞

○地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化

○デジタル・ディバイド解消（ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯不感エリアの解消加速等）

○電子政府・電子自治体の加速（国民電子私書箱の推進等）

○グリーンITで世界を牽引

○ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化

○ICTを活用した地域の活性化等（ユビキタスタウンの構築等）　等

（5）ソフトパワー・観光

海外において高い評価を得ている我が国のアニメ、マンガ、映画、放送番組などのソフトパワーを新規市場創出や若年雇用拡大に活用する。文化・芸術・スポーツの振興を図る。また、2020 年までに訪日外国人旅行者数が 2000 万人となる「観光立国」を加速化するためのプロジェクトを重点的に実施する。

＜具体的施策＞

○ソフトパワーの海外展開支援〔コンテンツ産業の輸出比率（1.9%）を米国並（17.8%）に〕、地域発ソフトパワー発信・活用の強化
○次世代著作権取引支援システム等の環境整備
○メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化
○スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等
○日本ブランド発信強化による需要拡大
○世界有数の観光地形成（観光圏整備（当面約 30 地域）、景観形成や歴史まちづくり〔2012 年度までに 500 地域へ〕、無電柱化、旅館街再生支援等）
○世界からのアクセスの抜本的な改善（成田・羽田間アクセス改善、訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等）
○有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進（例：休暇の地区別取得の検討） 等

Ⅲ．「安心と活力」の実現－政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

1．地域活性化等

◇地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策を推進する。また、住宅対策として耐震化等の促進、円滑な資金調達のための措置等により、住宅投資の活性化を図るとともに、離職者の居住安定確保の推進等を図る。

＜具体的施策＞

○地域交通の活性化等（開かずの踏切の解消、地域公共交通等）
○まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等
○コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり（歩行空間・自転車利用環境の整備等）

○住宅・建築物の耐震化等の促進

○住宅等の省エネ化（エコハウス化）加速[当面３年間で300万戸]、長寿命化等の促進（再掲）

○高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進

○住宅・土地金融の円滑化（再掲）

○木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行

○「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」（「３．地方公共団体への配慮」に再掲）

２．安全・安心確保等

（１）社会保障

◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。

＜具体的施策＞

○年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備

○障害者の自立支援対策の推進（職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進　等）

○高齢者医療の安定的な運営の確保等（長寿医療制度の均等割保険料８．５割軽減の平成 21 年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進）

○難病患者に対する支援（難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患について、医療費助成の対象に追加）

○検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化

○その他の社会保障関連の取組

（2）消費者政策の抜本的強化等

◇消費者が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者庁の創設及び地方消費者行政の強化を図る。また、規制改革、独禁法等の厳正な運用等に取組む。

＜具体的施策＞

○消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等

○規制改革への取組

○独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立　　等

（3）防災・安全対策

◇社会資本ストックの耐震化等対策、ゲリラ豪雨対策等防災・災害対策等を進め、国民の安全を確保する。

＜具体的施策＞

○社会資本ストックの耐震化・予防保全対策

○ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

○交通の安全確保対策（駅・道路のバリアフリー化、国幹会議(注)の議を経て暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間の四車線化等）（注）国幹会議･･･国土開発幹線自動車道建設会議

○消防防災体制の整備

（4）治安体制の整備等

◇国民の生活の安全に対する不安の高まりを踏まえ、治安体制の整備等に取組む。

＜具体的施策＞

○治安体制の整備等（街頭防犯カメラ、警察用車両整備等）

3．地方公共団体への配慮

◇本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」を交付する。

◇地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」を交付する。この交付金の活用に当たっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。

＜具体的施策＞

○「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」

Ⅳ．税制改正

◇需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行う。

＜具体的施策＞

○住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

○中小企業の交際費課税の軽減

○研究開発税制の拡充

＜財源等＞

１．国費と事業規模

本対策の国費と事業規模は、別紙1のとおりである。

２．財源

本対策の財源は、財投特会の積立金、建設国債、経済緊急対応予備費を充て、なお不足する場合には、特例公債を発行する。

（別紙１）

「経済危機対策」の規模

（単位：兆円）

	国費	事業費
Ⅰ．緊急的な対策－「底割れ」の回避	4.9 程度	44.4 程度
１．雇用対策	1.9 程度	2.5 程度
２．金融対策	3.0 程度	41.8 程度
Ⅱ．成長戦略－未来への投資	6.2 程度	8.8 程度
１．低炭素革命	1.6 程度	2.2 程度
２．健康長寿・子育て	2.0 程度	2.8 程度
３．底力発揮・21 世紀型インフラ整備	2.6 程度	3.8 程度
Ⅲ．「安心と活力」の実現－政策総動員	4.3 程度	5.0 程度
１．地域活性化等	0.2 程度	0.4 程度
２．安全・安心確保等	1.7 程度	2.2 程度
３．地方公共団体への配慮	2.4 程度	2.4 程度
Ⅳ．税制改正	0.1 程度	0.1 程度
合　　計	15.4 程度	56.8 程度

（注１）

（注１）21 年度財投追加 7.8 兆円による事業費の増を含む。
　また、公共事業及び施設費の地方負担に係る交付金については、合計において事業費の重複を控除している。

（注２）この他、株式市場への対応に係る政府保証 50 兆円がある。

（別紙２）

Ⅰ．緊急的な対策－「底割れ」の回避

１．雇用対策

（1）雇用調整助成金の拡充等

・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃等

（2）再就職支援・能力開発対策

○「緊急人材育成・就職支援基金（仮称）」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

・若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付（仮称）」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施

・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援

・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施

・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○ 職業能力開発支援の拡充・強化

・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充

・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供拡充等

○ 障害者の雇用対策

・障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ、障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等

○ ハローワーク機能の抜本的強化等

・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

（3）雇用創出対策

・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等

・海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出

（4）派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○ 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保、製造業務派遣に対する重点監督の実施

・派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○ 内定取消し対策等

・内定取消し企業についての企業名公表の実施

・未内定学生等対象の就職面接会の実施等

・妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する相談

への適切な対応、未然防止に向けた周知徹底等

・未払賃金立替払の請求増加への対応

○ 外国人労働者への支援

・通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

・我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

・定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援

・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

(5)住宅・生活支援等

・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

・ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進

２．金融対策

○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等

・金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査(実施中)

・金融機能強化法の活用促進(公的資本に係る配当率を平時の水準に設定等)(実施中)

・金融仲介機能発揮のための制度整備等

－緊急保証に係るリスクウェイトの見直し(10%→0%)(実施済)

－コベナンツ(注)対応の弾力化の促進(実施済)

－市場型間接金融(シンジケートローン等)の積極的活用の要請(実施済)

(注)コベナンツ･･･借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項

○ 中小企業の資金繰り支援

・緊急保証の規模拡大(緊急保証枠の10兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤強化)

・緊急保証等の改善(据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等)

・セーフティネット貸付の規模拡大(貸付枠の3兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤強化)

・セーフティネット貸付等の改善(無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ。マル経融資・創業者融資の拡充等)

・商工中金の貸付(危機対応)の規模拡大(貸付枠の2.4兆円追加及び日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤強化(要法律改正))

・元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応(日本政策金融公庫・商工中金において1.5兆円を目処に対応)

・日本政策金融公庫の対策関係の業務の円滑な推進に必要な体制の確保

・中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金利の引下げ

○ 中堅・大企業の資金繰り支援等

・日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠拡大（危機対応）等

−現行の長期資金貸付枠に8兆円を追加

−その際、資金供給にあたって以下のような多様な経路の活用にも配慮する

・新発社債購入（社債償還資金貸付を含む）

・コミットメント・ラインの設定

・民間金融機関と協働した形での融資

・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給

−民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用

−あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充

・日本政策投資銀行が、危機対応業務を円滑に行えるよう財務基盤の強化（追加出資）等を行う（そのための法律改正を与党において検討）

・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度の拡充

・先端技術の強化・再編に長期資金を供給する産業革新機構の出資枠拡充

○ 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援

・我が国企業の海外事業支援（国際協力銀行（JBIC）による支援の一層の推進（外為特会からの外貨借入も活用）、日本貿易保険（NEXI）による支援拡充）

○ 銀行等保有株式取得機構の活用

・金融機関が保有する優先株（優先出資証券）、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株（優先出資証券）を買取対象に加える（そのための法律改正を与党において検討）

○ 株式市場への対応

・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買い取る仕組みを整備する（そのための法律改正を与党において検討）。借入に係る政府保証枠を50兆円とするなど、所要の予算措置を講じる

○ 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化

・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善

・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート

・上場有価証券の評価損について、税務上の損金算入に関する取扱いの明確化・周知（実施済）

○ 住宅・土地金融の円滑化

・住宅ローンの円滑な借入れ支援（住宅融資保険制度の拡充、フラット35の融資率の引上げ等）

・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援（都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用）

・住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援（住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実等）

・官民一体となったファンドの創設や日本政策投資銀行等によるJ-REITへの資金供給の充実

○ アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策

・JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等

○ 金融政策について

・日本銀行においては、引き続き政府との緊密な情報交換・連携を保ちつつ、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適

切かつ機動的な金融政策運営により、経済を下支えするよう期待する。

３．事業の前倒し執行

○ 公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

1. 低炭素革命

(1)太陽光発電

○ 「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)〔うち、3 年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡大〕

○ 太陽光発電の導入抜本加速

・家庭などで発電した太陽光発電について電力会社が、当初は、現在の2倍程度の価格で買い取る、新たな買取制度を創設[既存の施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減]

・公共建築物・公的施設・住宅・在外公館等への太陽光発電の導入促進等

○ 離島における新エネルギー導入促進のためのビジョンの策定及び導入支援

○ 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等の開発支援

○ 太陽光パネル等の海外への普及促進の重点実施

○ エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー導入拡大を義務づける法体系の整備

○ 中小企業による太陽光発電設置、電力会社によるメガソーラー設置支援

○ 小水力の普及促進

(2)低燃費車・省エネ製品等

○ 環境対応車への買換えなど普及促進(平成 21 年4月 10 日に遡及適用)

①経年車の廃車を伴う新車購入補助(ｽｸﾗｯﾌﾟｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ)

要件	登録車	軽自動車
車齢 13 年超車から 2010 年度燃費基準達成車へ	25 万円	12.5 万円

②新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの)

要件	登録車	軽自動車
4☆ かつ 2010 年度燃費基準+15%以上	10 万円	5 万円

(注)上記の補助単価は乗用車の場合(トラック・バス等の重量車にも補助実施)

・次世代自動車の世界最速普及を図る

○ 公用車の環境対応車への買換え促進

○ グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)

エコポイントの付与に関する考え方

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%＋5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当(平均3%)

・グリーン家電の爆発的普及を図る

○ 建築物のゼロエミッション化の加速的展開(2030 年までに新築公共建設物のゼロエミッション化を目指した開発等)

・公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進(当面3年間、重点実施)

○ 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速〔当面 3 年間で 300 万戸〕、長寿命化等の促進

○ 政府の庁舎等の省エネルギー化(省エネ機器の設置等)

○ 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進

○ 研究開発や設備投資等への支援

○ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、充電インフラのモデル事業による実証実験

○ 環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施

・低炭素社会の構築に必要となる有望技術・社会システムの開発・導入実証（スマートグリッド、スマート・メーター、スマートハウス・ビル等）

・革新的蓄電池・太陽光発電・ナノテク等の技術開発・標準化等

・次世代蓄電池、高性能モーター等環境技術への研究開発（蓄電池とその材料の研究開発評価拠点の整備等）

○「Cool Earth － エネルギー革新技術計画」に基づき、CCS 等のエネルギー革新技術開発の加速化

○ 国立公園等における街灯照明の LED 化等の推進

○ 環境融資・投資の促進

・京都議定書目標達成に向けて積極的に環境投資を行う企業に対する優遇融資の推進等

○ CO2 排出量の見える化等（「カーボンフットプリント制度」、「カーボン・オフセット」普及等）

○ 国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の導入促進

○「地域版グリーンニューディール基金」の創設

（3）交通機関・インフラ革新

○ 低炭素交通・物流インフラの革新（超電導リニアの実用化技術確立〔2016 年まで〕、実験線延伸の工事促進〔2013 年度中早期〕等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施〔2010 年夏を目途〕、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立〔2012 年度を目途〕、ITS（高度道路交通システム）、船舶版アイドリングストップ）

○ 高効率船舶に係る技術開発等〔2012 年までにCO2 を 30%削減〕、非接触給電（IPT）ハイブリッドバスの実用化技術確立〔CO2を約 50%削減〕など次世代低公害車の技術開発・実用化）

○ バス等公共交通機関の利便性向上・利用促進

（4）資源大国実現

○ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築（「都市鉱山」活用）〔今後3年間で携帯電話1億台（約 3.2 トンの金）の回収を目指す〕

○ 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源の開発（海底熱水鉱床等）等

○ 世界の水市場参入〔3 年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す〕

○ 原子力関連産業の技術開発強化等

・素材部材メーカーの国際競争力強化に資する技術開発支援等

○ 森林資源の整備と地域材・木質バイオマスの総合的な利活用促進〔2020 年に国産材供給量を倍増〕

○ 資源リサイクル

・先進国型シップリサイクルの推進による鉄資源確保と低炭素貢献〔大型タンカー1 隻から鉄鋼：約 3 万 5 千トン〕

・廃プラスチックの総資源化（都市油田開発）〔2020 年までに年 90%以上の資源化を可能とする革新的技術開発等を推進〕

・我が国リサイクル産業の国際競争力強化

○ アスベスト・PCB 等の効率的な処理体制を早急に構築

○ アジアにおける資源循環システムや低炭素型・低公害型社会等の構築を目指して、日本の協力による環境モデル都市を実現

○ クリーンアジア・イニシアティブを推進

○ 生物多様性の推進

・野生動植物種の分布状況に関するデータ構築等生物多様性に関する情報整備等の推進

２．健康長寿・子育て

（1）地域医療・医療新技術

○ 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援

・地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化

・医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師等の勤務環境改善

・大学病院等と連携した医師派遣機能の強化（医師確保のための奨学金の活用等により、医師不足の地域や診療科への医師の確実な配置を強化）

・医療機能連携のための施設・設備・IT基盤の集中整備

・新生児集中治療室（NICU）・救命救急センター拡充、NICUや回復期治療室(GCU)の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備　等

○ 医療機関の機能・設備強化（大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等）

・地域の中核的な医療機関としての大学病院の機能強化（大学病院のNICU等周産期医療・がん治療・救急医療環境等の整備、医師事務作業補助者の雇用促進、私立大学病院の施設整備への支援（利子助成））

・国立高度専門医療センターにおける先端医療機器等の整備及び財務基盤の安定強化

・災害拠点病院等の耐震化

・医療機関に対する優遇融資拡充

○ がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化の加速

・ iPS 細胞、脳科学等最先端の医療技術開発を加速するための研究開発拠点整備、技術開発・情報基盤整備

・研究開発資金供給・長期リスク資金供給等によるベンチャー等への支援

・先端医療開発特区への予算集中投入

・生活習慣病等の原因解明や予防・治療法の確立を目指して、倫理面に配慮しつつ、大規模集団疫学調査データとゲノム情報を融合した研究を推進

○ がん、小児等の未承認薬等の開発支援、承認審査体制の充実と迅速化、疾患重点分野における治験基盤の充実

・未承認薬等の特別審査ルート（審査期間を12か月から6か月に短縮)の新設等

・化学物質等にぜい弱な小児に対する健康影響調査の推進

○ 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化

・承認までの期間を新医薬品は全体で約2.5年、新医療機器は全体で約1.5年短縮

○ 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化

・全国民分のワクチン開発・生産期間（現在1年半～2年）を大幅短縮（約半年）する体制を5年以内に整備

○ 医療IT化推進（レセプトオンライン化の推進、社会保障カード（仮称）実施の環境整備、遠隔医療推進等）

・レセプトオンライン化の推進

・平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備（医療保険者における環境整備の推進等）

・電子カルテ等の導入補助、遠隔医療の推進、高速ブロードバンド網の整備等を通じた地域医療連携の推進

○ 地域総合健康サービス産業の創出支援

・個々の住民の意向やニーズに応じた健康サービスを医療機関等とも連携しつつ提供（オーダーメードの食材提供、生活運動指導等）

（2）介護職員の処遇改善・介護拠点整備

○ 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成

○ 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大

○ 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等

・離職者等への無料の職業訓練

・現任介護職員等の研修支援

・個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援

・地域における相談支援体制の整備

○ 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等

○ 生活支援ロボット等の実用化支援

○ 特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政支援

（3）子育て・教育支援

○ 不況下の子育て世代支援

・現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当（3歳から5歳、年3．6万円）を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

○ 地域における子育て支援の拡充等（保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等）

・保育サービス等の充実（保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等）

・地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充

・不妊治療の助成拡充

○ 女性特有のがん対策

・一定の年齢（子宮頸がん検診については20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がん検診については40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳）に達した女性に対し、健康手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担をクーポンにより免除

・女性の健康支援の拡充

○ ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

・母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等

・生活保護制度における子どもの健全育成支援

・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等

○ 教育費負担への支援（経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等）

○ 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21 世紀型インフラ整備

（1）農林漁業の底力の発揮

○「平成の農地改革」の断行と担い手の育成（農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成）

・地域の利用可能な農地を次世代に確実に伝承するため、農地の集積化を促進

－農地転用規制の厳格化等による優良農地の確保

－農地賃借の規制見直し等を通じた意欲ある者への農地の集積促進

・2011 年度を目途に農業上重要な地域を中心に概ね 10 万 ha の耕作放棄地を解消

－荒廃状況や権利関係の調査、農地利用調整等の取組を支援

－再生作業、土壌改良、営農定着の取組を定額支援

・農業経営体の育成（新規就農者の確保等）

○ 需要に結びついた生産振興等（水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等）

・水田のフル活用の推進に向けた、流通・加工と連携した戦略作物の生産強化

－水田フル活用による戦略作物等（米粉用米、飼料用米、麦・大豆等）の作付け支援[輸入小麦 500 万トンの1割の米粉に置き換わった場合、食料自給率は 1.4％向上]

－米粉生産者等への金融等の支援

・麦・大豆・畜産・野菜・果樹等の農業部門の体質強化

－カントリーエレベーターの再編整備等により、麦、大豆、エサ米の増産に対応　等

－機械導入の支援等による生産性や飼料自給率の向上、産地の活性化

－リース方式による施設・機械等の導入、超長期保存技術等の活用による野菜、果実の安定的・計画的供給や効率的な流通システムの構築　等

・農山漁村の自然エネルギーの活用や資源循環の推進、植物工場の普及・活用等による新産業創出等［3年間で、植物工場の数を現状の 50 ヶ所から 150 ヶ所に3倍増、植物工場における野菜の生産コスト3割縮減］

－農林水産物や未利用バイオマスを活用した新産業の育成と新たな雇用の確保　等

－植物工場の設置支援、研究開発・研修機能の強化、遺伝子組換え技術や植物工場等を活用した医薬品、医療用新素材等を生産する新産業の創造（例：スギ花粉症緩和米）

－バイオマス等農山漁村における未利用エネルギーの活用

－食品循環資源リサイクルの推進

○ 農山漁村の活性化と森林・林業の再生（森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等）

・国産農林水産物等の海外販路の維持・充実、農商工連携、都市農村交流、学校給食の活用をはじめとす

る地産地消の促進などによる地域活性化

・森林資源を核とした地域産業の再生・創造（間伐促進と林内路網の飛躍的整備、地域材の需要拡大と木質バイオマスの徹底活用　等）

・花粉発生源対策[3年間で、300 万本のスギを花粉発生の少ないものに植え替え]

・緑の雇用による新規林業就業者の確保

・セーフティネットの充実等

○ 水産業の活性化（漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等）等

・藻場・干潟の整備、漂着・漂流物の除去・処理等

・漁業への就業促進、生産性向上等のための施設・設備の導入等

・セーフティーネットの充実や販売力強化による競争力の強化

（2）先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

○ 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新〔5研究拠点を 2016 年に世界トップレベルに〕、大学等における教育研究基盤の強化等

・我が国の先端研究拠点への外国人著名研究者や若手研究者の招聘を通じた我が国の研究環境の国際化と日本の存在感の拡大

・大学における研究支援者等の確保、ポスドクの産業界での積極的活用等

・基礎科学力強化及びその成果を活用したイノベーション強化のための人材育成（若手研究者の研鑽機会の確保等）

・大学等における教育研究基盤の強化（施設・設備の高度化・老朽化対策の推進）

・地域振興にも資する国際的な教育研究拠点の形成

・次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速（つくば地区拠点化、海底資源探査技術の開発、核融合エネルギーの国際共同研究の推進）及び情報発信機能の強化等

・民間企業等の研究開発の支援（中小企業の製品性能の実証、提案公募型研究開発助成、研究開発に要する資金の利子負担軽減等）

・外国人高度人材ネットワークの構築

○ 産学官の連携の強化（技術研究組合制度等を活用した研究開発支援等、地域の産学官共同研究拠点の整備）

・地域産学官共同研究拠点の整備　等

○ 宇宙開発利用の推進による新市場創造等

・超小型衛星システムの開発・活用による新市場創造〔3 年以内に世界トップレベルの中小企業ベンチャー創出 100 社を目指すとともに、大学等における研究開発を推進〕

・準天頂衛星システム等の開発等、地上インフラの整備、観測施設等の更新・整備　等

○ 小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備

・新学習指導要領の実施のための理数、外国語、体験活動、武道、幼児教育、特別支援教育などに関する設備等の教育環境の整備、外国人児童等への日本語教育の充実　等

○ 留学生の受入れ促進、若手研究者等の海外への留学支援

・「留学生 30 万人計画」のための環境整備促進（留学生宿舎の整備）等

○ 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設

・我が国を代表する研究者（中心研究者）及び研究領域、課題を設定し、中心研究者、研究支援担当機関を中心とした研究開発を実施

○ 中小企業の資金繰り支援（再掲）

○ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援

・ものづくり中小企業の試作品開発、販路開拓等への支援

○ 中小企業の国内外市場開拓支援

・海外見本市への出展支援

・国内主要市場での販路拡大支援

○ 中小企業事業再生支援の強化（中小企業再生支援協議会の支援体制強化等）

○ 下請企業に過度な負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、弁護士の活用等による相談・周知の強化

○ 官公需対策

・官公需発注情報の一括検索システムの構築・運営、契約実績の詳細情報の提供等

・交付金の活用による、地域中小企業への受注機会への配慮要請

・ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進

○ 下請建設企業等の経営強化対策

○ 商店街の活性化支援の強化（空き店舗を活用した子育て支援等）

（3）地域連携と競争力強化の基盤整備

○「国土ミッシングリンク」の結合（三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等）

・三大都市圏環状道路、主要都市間の規格の高い道路、拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路、スマートインターチェンジの整備等

・国幹会議の議を経て外環等を整備計画に位置づけ

○ 港湾・空港インフラの強化（スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等）

・スーパー中枢港湾の機能強化〔2010年度までに港湾コストの約3割を低減〕（鉄道や内航海運とのシームレス化等）

・大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新

・羽田空港の容量拡大・機能強化（C滑走路の延伸、総合的容量拡大調査等）

○ 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査

○ 整備新幹線の着実な整備

（4）ITによる底力発揮

IT戦略本部において決定した「三か年緊急プラン」を始めとする各種施策を着実に実施する。

○ 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化

・デジタルテレビの普及加速（「エコポイント」制度の活用等）（再掲） 等

エコポイントの付与に関する考え方

要件	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5％＋5％（地デジ対策）相当
さらに、リサイクル（買換）を伴う場合	リサイクル料金相当（平均3％）

○ デジタル・ディバイド解消

・ブロードバンド・ゼロ地域を解消

・携帯不感エリアの解消加速 等

○ 電子政府・電子自治体の加速

・ワンストップの行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱の推進

・政府の施設の LAN 化の推進

・官民共用型のクラウド・データセンターの分散配置及び霞が関・自治体クラウド（仮称）の推進 等

・行政文書の電子化、公文書等のデジタルアーカイブ化推進

・地理空間情報の整備・活用推進（G空間行動プランの推進）

○ グリーンITで世界を牽引

・集中的にグリーンIT（サーバーなど置き換え）を推進 等

○ ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化

・アナログテレビジョン放送の電波跡地の活用や新たな周波数割り当て、革新ネットワーク技術の開発等によるデジタル技術を活用した新産業の創出

・企業間情報連携の推進（ビジネスインフラの構築）、コンテンツ収集や著作権制御の技術開発、個人情報保護ルールの整備、コンテンツ流通環境の整備、今後3年以内に中小企業 100 万社が利用可能な SaaS 基盤の整備

・生産性向上のための ASP・SaaS の利活用促進

○ ICTを活用した地域の活性化等

・ユビキタスタウンの構築等

○ 医療のITインフラ等抜本整備

○ 学校の全ての教室にデジタルテレビ（電子黒板等を含む）を配置、学校におけるパソコン配置の拡充、校内LANの整備、教育分野におけるデジタルコンテンツの充実・活用等促進によるデジタル教育の推進等

○ 情報システム・セキュリティの信頼性向上、違法・有害情報対策など安全なIT社会基盤の整備

（5）ソフトパワー・観光

○ ソフトパワーの海外展開支援（「コンテンツ産業海外展開ファンド」等〔コンテンツ産業の輸出比率（1.9％）を米国並（17.8％）に〕）

○ 地域発ソフトパワー発信・活用の強化

・放送番組を含む地域映像コンテンツの製作・活用・発信支援

○ 次世代著作権取引支援システム等の環境整備

・コンテンツ産業の活性化のため、著作権管理情報を一元化する次世代システムを整備し、迅速かつ柔軟な著作権取引環境を整備

○ メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力の向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化

○ スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等

・地域スポーツ施設の整備、校庭の芝生化、オリンピックに向けたナショナルスポーツ施設・設備の整備などスポーツ振興のための基盤の確立　等

○ 日本ブランド発信強化による需要拡大

・外客誘致事業の強化や新興市場への対象拡大、富裕層の取込み、国際会議等（MICE）の誘致等

○ 国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成（観光圏整備（当面約 30 地域）、景観形成や歴史まちづくりの加速〔景観計画に基づき取組を進める地域を 2012 年度までに 500 地域へ〕、無電柱化の加速、旅館街再生支援等）

・2泊3日以上の滞在型観光促進のための観光圏整備の実施（当面約30地域の観光圏を支援）

・無電柱化の加速

・旅館街の面的な再生を図るための観光産業イノベーション促進事業の実施

・公共交通機関等における中国語や韓国語にも対応した外国語表示の充実や宿泊施設における受入体制の充実　等

○ 世界からのアクセスの抜本的な改善（成田・羽田間アクセス改善、査証審査体制整備を踏まえた訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等）

・東京駅～成田空港間 30 分台、東京駅～羽田空港間 20 分台。その結果、成田-羽田両空港間の鉄道アクセスを 100 分程度→50 分台、梅田－関空間は 30 分台を実現

・査証審査体制整備を踏まえた訪日査証（ビザ）の見直し（例：中国人観光客に対する個人ビザ実現）

・空港入国審査の待ち時間の大幅短縮（3 年間で、成田：28 分→15 分、関空：36 分→20 分）等

○ 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進（例：休暇の地区別取得の検討）

・観光地等における混雑緩和、施設等への埋蔵需要の創造・分散化のため、地域別の休暇取得の促進・分散化を検討する。

○ 海岸漂着物や不法投棄等の処理

Ⅲ．「安心と活力」の実現―政策総動員

１．地域活性化等

○ **地域交通の活性化等**

・拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路の整備等（再掲）

・開かずの踏切等の解消

・内航海運・フェリーの活性化対策

・中小トラック事業者支援、国際海上コンテナ陸上輸送の効率化

・地方の鉄道、バス、離島航路等、地域公共交通の活性化・再生

・地方航空ネットワークの維持・充実

・地籍調査及び山村の土地境界に関する調査の推進

・都市鉄道等の整備

○ **まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等**

・地方の優良なまちづくりに対する支援等

・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援（都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用）（再掲）

・容積率の緩和（高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等の容積率特例の利用促進）

・定住自立圏における民間投資等の促進、合併市町村における新しいまちづくり、地域の人材力強化・元気再生

・地域力再生機構の早期設立・活用

・地域の汚水処理対策

・合併処理浄化槽への転換促進

・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正

・水辺等環境整備

・国立公園等における自然とのふれあいの場の整備促進

・公共事業等の実施に当たって、ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進

・公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進

○ **コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり（歩行空間・自転車利用環境の整備等）**

○ **住宅・建築物の耐震化等の促進**

○ **住宅等の省エネ化（エコハウス化）加速〔当面3年間で300万戸〕、長寿命化等の促進（再掲）**

○ **高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進**

○ **住宅・土地金融の円滑化（再掲）**

○ **木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行**

○ **「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」（３．地方公共団体への配慮に再掲）**

２．安全・安心確保等

(1)社会保障

○ 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備

・年金再裁定請求の処理促進やねんきん特別便等の処理促進のための作業体制等の整備

○ 障害者の自立支援対策の推進（職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進　等）

・福祉・介護人材の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成

・離職者等への職業訓練、現任介護職員等の研修支援など、福祉・介護人材のキャリア・アップ支援（再掲）

・事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化

・視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化の整備等

○ 高齢者医療の安定的な運営の確保等

・長寿医療制度において、平成 20 年度に均等割保険料が 8.5 割軽減であった方で、平成 21 年度に7割軽減となる方については、平成 21 年度においても、8.5 割軽減を継続する。

・健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。

・雇用保険法改正の附帯決議を踏まえ、市町村等が行う失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料減免の推進を図る。

○ 難病患者に対する支援

・難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患（11疾患その他）について、医療費助成の対象（現在45疾患）に追加する。

○ 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化

○ その他の社会保障関連の取組

・財政状況の厳しい厚生年金基金等に対する積立金不足解消のための追加掛金拠出の猶予等

(2)消費者政策の抜本的強化等

○ 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等（平成20年度に都道府県に造成された消費者行政活性化のための基金の上積み）

○ 規制改革への取組

・新たな産業や技術を生み出し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に沿って、積極的に規制改革に取り組む。

○ 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立等

○ 世界金融・経済危機の研究

・今回の金融・経済危機の実態把握及び評価等

(3)防災・安全対策

○ 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策

・社会資本ストックの耐震化・予防保全対策（道路橋・堤防・上下水道施設等の耐震化、道路構造物・河川管理施設・公園施設等の予防保全・機能向上、官庁施設の耐震化等安全対策等）

○ ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

・ゲリラ豪雨対策、洪水・高潮危険箇所解消、土砂災害危険箇所解消、地震・火山噴火対策、震災時避難地対策等防災・災害対策等

○ 交通の安全確保対策

・道路のバリアフリー化の推進等歩行空間・自転車利用環境の整備等（再掲）、無電柱化の加速（再掲）、開かずの踏切等の解消（再掲）、通学路等の交通安全対策

・国幹会議の議を経て高速道路の安全対策（暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間を四車線化等）

・ITを活用した次世代安全運転支援システムの整備

○ 駅のバリアフリー化の推進等

・利用者5000人以上／日の駅について平成22年までに原則100％のバリアフリー化（約900駅）

（5000人未満／日の地域の拠点駅のバリアフリー化、ホームドアの整備も推進）

・ 平成22年までに総バス車両数の30％のノンステップバス化

○ 消防防災体制の整備

・防災情報通信施設の整備、住宅用火災警報器の設置支援、救急・救助体制の整備、災害対応器材の整備等

（4）治安体制の整備等

○ 治安体制の整備等

・街頭防犯カメラ、警察用車両、次世代安全運転支援システム等整備

・子ども・女性の安全確保

・振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策

・密輸阻止等の水際対策

・再犯防止に向けた諸対策

・大規模災害等緊急事態への対応

・騒音対策や借地の買上げなど自衛隊基地等の安定運用対策等

・「地域自殺対策緊急強化基金」（仮称）を造成し、相談体制の整備、人材の養成

・海上保安体制の強化等

・ソマリア沖・アデン湾における海賊対策の強化

・救援物資の緊急備蓄

・DV被害相談体制の強化

・野鳥等における鳥インフルエンザ対策

・裁判員裁判実施のための機器の整備　等

３．地方公共団体への配慮

○ 「地域活性化・公共投資臨時交付金（仮称）」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（仮称）」

Ⅳ．税制改正

○ 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

・生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成 22 年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500 万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

○ 中小企業の交際費課税の軽減

・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を 400 万円から 600 万円に引き上げる。

○ 研究開発税制の拡充

・試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

経済財政改革の基本方針 2009 について

平成 21 年 6 月 23 日
閣　議　決　定

経済財政改革の基本方針 2009 を別紙のとおり定める。

経済財政改革の基本方針 2009

～安心・活力・責任～

平成 21 年６月 23 日

経済財政改革の基本方針 2009

（目　次）

第１章　危機克服の道筋 ―――――――――――――――――――――――― 1

１．はじめに　1
２．経済の現状と課題　1
３．社会の現状と課題　2
４．「安心と活力」の両立を目指して　3
（１）「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応　3
（２）財政健全化と安心社会実現　3
（３）当面の「最優先課題」（府省に広くまたがる横断的課題）　3

第２章　成長力の強化 ―――――――――――――――――――――――― 5

１．成長戦略の推進　5
（１）低炭素革命　5
（２）健康長寿　6
（３）魅力発揮　6
２．アジア・世界の持続的成長への貢献　7
３．農政改革　9
４．地域発の成長　10
５．中小企業の活性化と研究開発の強化　11
６．規制・制度改革　12

第３章　安心社会の実現 ―――――――――――――――――――――――― 13

１．生活安心保障の再構築　13
（１）安心社会とは　13
（２）安心社会実現の道筋　13
（３）安心社会に向けての行政基盤の強化　15
２．安全・生活の確保等　15
３．防衛・防災・治安等　16
４．教育の再生　17

第４章　今後の財政運営の在り方 ―――――――――――――――――― 18

１．平成 22 年度予算の基本的考え方　18
（１）今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方　18
（２）平成 22 年度予算の方向　18
（３）新たな行政改革の取組　19
２．財政健全化目標　20

（別紙１）「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち
2011年度までに実施する重要事項 ―――――――――――――― 21
（別紙２）「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への
対応策の具体化 ―――――――――――――――――――――― 23

第１章　危機克服の道筋

１．はじめに

我が国の経済と社会は、これまで培ってきた「豊かさ」と「希望」と「信頼」とを次代に引き継げるか否かの歴史的な正念場にある。

外にあっては、世界同時不況と資源環境制約の高まり、内にあっては、少子高齢化、格差の拡大傾向、財政悪化など、内外の難局が同時かつ複合的に押し寄せている。国民の暮らしと生活を守ることを最優先すべく、経済と社会を一体的にとらえた変革に取り組まなければならない。将来世代への「責任」を堅持しつつ、国民相互の信頼や助け合い、連携によって「安心社会」を実現し、各世代や各企業それぞれの「努力と挑戦」を最大限に引き出す。一方で、低炭素革命や健康長寿社会の創造、アジアへの共生型貢献等を通じて有効需要の基盤を内外で広げ、国民や企業の「活力」を高める。「安心・活力・責任」を同時達成するための経済と社会の変革である。

「安心・活力・責任」という３つの目標は対応次第では相反するおそれがある。将来への道筋をあいまいにしたままの局所的な対処療法では、経済と社会双方からなる「複合危機」は克服できない。「経済の危機」と「社会の危機」を一体的にとらえ、３つの目標への相乗効果を最大に発揮する施策の実行へと政府全体の資源配分を傾斜していかなければならない。

本「基本方針 2009」はこうした観点から取りまとめたものである。

２．経済の現状と課題

一部に底打ちの兆しが見られるものの、我が国の経済は、依然として「当面の危機」と「構造的な危機」に直面している。

第一の課題は、我が国経済の当面の「底割れ」の防止と、確実な底入れ・反転の実現である。世界の金融危機や耐久消費財需要の急激な収縮などの要因による失業の急増や資金繰り倒産などを最小限にとどめるべく、また、主要先進国と比べて一時的に突出したマイナス成長幅に陥った我が国経済を国際協調の観点も踏まえて下支えするべく、政府及び日本銀行は、可能な限りの最大限の措置を講じてきた。

輸出や生産等一部に明るさが見えてきたとはいえ、今後とも、国内における雇用情勢の一層の悪化やデフレが懸念されるところであり、また、過剰信用の巻き戻しなど世界の金融・経済の不確実性は高い。政府は、「経済危機対策」[1]等に基づき、金融対策、雇用対策などを中心に「当面の危機」を克服する。また、日本銀行に対しては、我が国経済が、物価安定の下での持続的成長経路に復帰するため、引き続き政府との緊密な連携の下で、適切かつ機動的な金融政策運営を期待する。

第二の課題は、金融危機後の世界経済を見通し、産業構造・雇用構造を大きく転換

[1] 「経済危機対策」（平成 21 年４月 10 日）

することによって過度に外需に依存した経済成長から新たな持続的成長へと移行することである。

まず、低炭素、健康長寿、ソフトパワーなどの分野で世界最先端の「未来市場」を創出し、市場とイノベーションの好循環を生み出すことにより、国際的な競争優位の獲得と質の高い雇用の創造を図る。このためには、規制改革、モデル市場づくり、内外の資本・人材・技術の集積が必要である。同時に、アジアを始め世界が直面する資源・環境・広域インフラ整備等の課題解決に、我が国の優れた産業力・技術力をいかして積極的に貢献しながら、世界の再成長の果実を国内に取り込む。

内需と外需の「双発エンジン」によりけん引されるこうした新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動すべく、以上の二つの課題への対応を不可分一体なものとして、2010 年度においても引き続き大胆に取り組む。

３．社会の現状と課題

少子高齢化の進行、企業・家族・地域の機能・役割の変容やつながりの希薄化、格差の拡大傾向、若年失業の増大等を背景に、多くの国民が将来の生活に強い不安を抱いている。我が国社会は「静かなる危機」に直面している状況にある。

「希望と信頼」を次代に引き継ぐためには、国民の間の不安感の高まりに正面から向き合い、すべての国民が参加する活力があり公正な「安心社会」の実現を全力で進めていく必要がある。

第一の課題は、制度や行政への信頼を回復し、強化することである。このためには、安定財源の裏打ちの下で、年金・医療・介護など社会保障制度の「ほころび」を早急に修復するとともに、信頼構築のための制度・行政基盤を早急に整えていく必要がある。また、新型インフルエンザ対策や消費者行政などの分野にも万全な対応が必要である。

第二の課題は、「雇用を軸とした安心社会」を実現していくことである。将来の人口構造や産業構造を踏まえ、次代の日本を担う若者世代・子育て世代の支援・育成の強化を始め、意欲あるすべての世代の人々の「働く安心」を基軸としながら、「子育て」、「学びと教育」、「医療とコミュニティ」、「老後と介護」といった各分野での安心強化のための施策を有機的、効果的に連携・強化していかなければならない。

その際、「官から民へ」、「大きな政府から小さな政府へ」といった議論を超えて、「安心社会」の実現に向けて無駄なく「機能する政府」への変革や、企業・ＮＰＯ・地域などの参加と役割・責任分担による新たな「公」の創造を国全体の課題として位置づけ直すことが必要である。

４．「安心と活力」の両立を目指して

（１）「経済の危機」と「社会の危機」への一体的対応

「経済の危機」と「社会の危機」への対応は、相互に補完し合い、強め合うことができる。老後や介護への安心を確保することにより、巨額の金融資産をいかした内需主導成長が動き始める。若者世代の能力発揮や少子化対策の強化により、将来の成長力が底上げされる。経済の過度のマイナス成長を防ぎ、「未来市場」にかかわる産業の拡大を通じて、質の高い雇用を創出することは、日本型安心社会の基軸となる「雇用の安心」をもたらす。

経済と社会、どちらの危機への対応を優先するかという視点を超えて、双方の危機に同時、かつ一体的に取り組む。安心と活力を高める上で不可欠な支出については、政策にかかる費用とそのための安定的な財源を具体的に明示し、検討を早急に進める。残された時間は短い。2010 年代前半から半ばにかけて、団塊世代が高齢世代入りし、就職氷河期の若年世代は社会の中核を担うべき年齢に到達し始めることになる。

（２）財政健全化と安心社会実現

金融危機後の世界各国の財政状況の悪化から、国際的な長期金利の上昇傾向が見られる中、我が国財政の持続可能性を確保し財政硬直化についてのリスクを最小化しつつ、安心社会を実現するためには、我が国財政について健全化への中長期的な取組姿勢を市場からの信頼に足る形で明確に示すことが不可欠である。また、そのための財源は、具体性・持続性・安定性を兼ね備える必要がある。以下を基本方針として、財政健全化と安心社会実現に向けて取り組む。

① 行政の無駄を不断に削減することは当然であり、徹底した行政改革と歳出改革は継続する。ただし、経済危機的状況に照らし、果断な対応は適時適切に図る。

② 「中期プログラム」[2]と「平成 21 年度税制改正法」附則[3]の税制の抜本改革の規定に則って、社会保障の機能強化と安定財源確保を着実に具体化する。

③ 安心社会を実現するための雇用を軸とした新規施策（雇用・生活セーフティネット、職業訓練、教育等の分野における新規施策）については、「安定財源なくして制度改正なし」との原則に立って、税制抜本改革や歳出歳入改革の中で、所要の財源を確保する。

（３）当面の「最優先課題」（府省に広くまたがる横断的課題）

以下を当面の「最優先課題」とし、関係府省は、予算・人材両面において最大限の重点対応を行う。さらに、内閣主導で、府省横断的なプロジェクト・チームを設置する等により迅速かつ総合的な取組を図る。

---

2 「持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた『中期プログラム』」（平成 20 年 12 月 24 日閣議決定、平成 21 年 6 月 23 日一部改正）

3 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 13 号附則第 104 条）

① 経済危機克服

ⅰ）経済と社会の安定の基軸である雇用については、雇用維持のための緊急取組に加え、「次世代の日本を担う若年層」に対して職業能力向上と再挑戦の機会拡大のための支援を強化する。その際、企業・自治体と連携しながら「縦割り」を超えた政府横断的取組を図る。

ⅱ）同時に、新たな持続的成長プロセスを一刻も早く始動するため、

・低炭素・環境共生型社会に向けて民間投資を引き出すための取組（制度改革・先進モデル市場づくり・リスクマネーの供給・内外人材の集積等）を多年度にわたり強化する。

・地域経済の回復のため、各地域の取組を全力で支援する。国は、発想を転換し、予算のみならず、人材・人脈・情報・アイデア・制度改革等執行面において各地域の主導を最大限に支援する。

・金融危機後の世界経済の再成長を確固たるものとするため、国際協力に関する各省の取組（金融通貨協力、インフラ整備・環境・技術等、貿易投資、人材交流等）を連携させ、戦略的な国際貢献を加速する。特にアジアとの間については、「共生型貢献」を進め、内需の基盤と成長の源泉をアジアへと拡大する。

② 安心社会実現

ⅰ）社会保障の「ほころび」の修復なしに政府への信頼回復はない。税制抜本改革を通じた安定財源の裏打ちを制度的に確保しつつ、社会保障の機能強化について、効率化を図りつつも、緊急措置として前倒しで「先行実施」を図る。また、少子化対策や子育て世代への支援を総合的に強化する。

ⅱ）安心社会実現のための具体的な道筋について合意を図るため政府与党一体で検討を行うとともに、安心社会の基盤となる情報インフラ、行政体制、人材の傾斜配置などへの取組を政府横断的に進める。

第２章　成長力の強化

未来への投資を戦略的に進め、国民の夢を一つ一つ実現しつつ、我が国の成長力を強化する。これにより、環境や人口減少等の制約を克服し、日本の底力を発揮させ、中長期的な経済成長を実現し、安心社会の実現とあわせ、国民が回復を実感できる経済社会を目指す。

１．成長戦略の推進

重点的･集中的な投資、戦略的なプロジェクトの実行、大胆な制度改革を実施し、短期的な需要創出と中長期的な成長力強化の「二重の配当」を得るため、「新経済成長戦略改訂版」[4]を基礎とした「未来開拓戦略」[5]等を実行する。多年度を視野に入れた対応を進めることとし、平成21年度における取組の検証を本年度末までに行い、それを踏まえて平成22年度以降の戦略を点検し推進する。

（１）低炭素革命

○ 太陽光発電・省エネ世界一プラン（2020 年頃に再生可能エネルギーの対最終エネルギー消費比率を世界最高水準の 20%程度へ、太陽光発電を 20 倍程度へ）、エコカー世界最速普及（2020 年に新車販売の５割へ）、低炭素交通・都市革命、資源大国実現プランを推進する。

＜主な施策＞

・ 太陽光発電の導入抜本加速、風力・小水力等再生可能エネルギーの利用推進、建築物のゼロエミッション化の加速的展開、温室効果ガス排出の少ない省エネ機器等の加速的普及、国内クレジット制度の活用、環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施、環境ビジネスへの投資促進、CO_2排出量の「見える化」等、カーボン・オフセット[6]の普及。
・ 次世代自動車などエコカーの需要拡大、国際競争力の強化。
・ 低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及（超電導リニア、フリーゲージトレイン等）、低炭素交通インフラ整備等の集中対策（国土ミッシングリンク、スーパー中枢港湾・産業港湾インフラ、モーダルシフト[7]対策、整備新幹線等）、我が国高速鉄道システム等の海外展開、公共交通機関の利用促進、コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり。
・ レアメタル等を含む製品のリサイクルシステムの構築、廃プラスチックの総資

---

[4] 「新経済成長戦略のフォローアップと改訂」（平成 20 年９月 19 日閣議決定）
[5] 「未来開拓戦略」（平成 21 年４月 17 日）
[6] 自らの温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸収等をもって埋め合せる活動。
[7] 貨物輸送において、環境負荷の少ない大量輸送機関である鉄道貨物輸送・内航海運の活用により、輸送機関（モード）の転換（シフト）を図ること。

源化、先進国型シップリサイクルの推進による鉄資源の確保と低炭素化への貢献、アジアにおける資源循環システムの構築、森林吸収源対策など森林の整備・保全と木材・木質バイオマス利用の推進、世界水ビジネス市場に参入、安全を前提とした原子力発電及び核燃料サイクルの推進・原子力産業の国際展開の推進、原子力教育の推進、上流権益確保への支援強化、海洋資源の探査・開発促進、クリーンアジア・イニシアティブ等の推進。

・環境保全の取組によって経済を再生させる「緑の経済と社会の変革」に向け、低炭素社会、循環型社会、自然共生社会への移行等を推進。

（２）健康長寿

○ 介護機能強化プラン（介護雇用を３年間で 30 万人創出）、地域医療強化・健康産業創出プラン、医療・介護福祉新技術イノベーションプラン（未承認薬等の開発支援・承認審査迅速化、新型インフルエンザワクチンの開発・生産期間短縮等）を推進する。

＜主な施策＞

・介護人材の処遇改善に向けた取組、介護職員等の資格取得等のキャリア形成支援、介護基盤の緊急整備等、バリアフリー化等の推進のためのインフラの重点整備。

・地域医療の再生、大学病院の機能強化、医療拠点病院の強化等、医療機関に対する優遇融資拡充、地域総合健康サービス産業創出プロジェクト。

・がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化加速国家プロジェクトの中長期的戦略に基づく推進、医薬品・医療機器の承認までの期間の短縮、安全対策の体制強化、世界トップレベルの新型インフルエンザ対策、生活支援ロボット等実用化の推進、医療ＩＴ化推進。

（３）魅力発揮

○ 農林漁業潜在力発揮プラン（植物工場を３年以内に３倍増）、ソフトパワー発揮プラン（2020 年にコンテンツ輸出比率を米国並みへ）、世界に誇る観光大国実現（2020 年までに訪日外国人旅行者数 2000 万人へ）、人財力強化・技術力発揮プラン、ＩＴ底力発揮戦略を推進する。

＜主な施策＞

・緑と水の環境技術革命、耕作放棄地解消、農山漁村ＩＴ活用総合化、食品産業グリーンプロジェクト、先進的モデルの実施、ものづくり技術をいかした農林漁業の付加価値拡大。

・林業・木材産業の再生に向け、持続的林業経営の確立、「緑の雇用」の推進、間伐材の総合利用に向けた路網整備・機械化、生産・加工・流通体制の整備、国産材の需要拡大等を推進。力強い水産業の確立に向け、漁業収益力の向上等による燃油価格の変動等にも対応し得る持続的経営の確立、産地販売力の強化、

漁業の就業者対策、地産地消等消費拡大、漁場の整備等を推進。

・ソフトパワーの海外展開支援、次世代著作権取引支援システムの整備、地域ソフトパワー発信・活用の強化。

・国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成、世界からのアクセス抜本改善（訪日査証の見直し、羽田・成田空港の機能強化、関西空港・中部空港のフル活用、空港入国審査待ち時間の短縮等）、日本ブランド発信強化による需要拡大、訪日外国人旅行者への外国語対応の強化。

・小中高校における理数教育、社会・職業への円滑な移行のためのキャリア教育・職業教育の強化、世界トップレベルの研究環境実現、大学等における教育研究の水準向上、創造性に富んだ若手研究者の育成、超小型衛星システムの開発や中小企業・ベンチャー等の活用による宇宙開発利用分野での新市場創造等、地域の産業構造の変革、雇用の安定に向けたセーフティネットの強化、人材育成の推進等。

・グリーンＩＴで世界をけん引、ＩＴを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化、ＩＴを活用した地域の活性化等、ＩＴによるアジア知識経済圏の構築等、電子行政の加速、ＩＴ社会基盤の整備、高度ＩＴ人材等の育成強化、先進的デジタルネットワークの構築。

・デジタル放送の送受信対策、デジタル受信機器の普及促進、公共施設のデジタル化等、地上テレビジョン放送のデジタル化の推進を始めとするＩＣＴ基盤の整備等の推進。

・ＩＴ戦略本部において決定する「デジタル新時代への戦略」（仮称）を早期に策定し、着実に施策を実施。

・国民電子私書箱（仮称）は、平成 25 年度までの整備を目指し、既存のシステムの利用を視野に社会保障番号・カード（仮称）と一体的に検討し、本年度中に基本構想を策定。

・「第２次情報セキュリティ基本計画」[8] に基づき、「セキュア・ジャパン 2009」の施策を着実に実施し、情報セキュリティ対策を推進。

２．アジア・世界の持続的成長への貢献

① アジア経済倍増へ向けた成長構想等

・アジアの経済規模が 2020 年に現在より倍増することを目指すとともに、世界の成長センターであるアジアの強みを最大限いかし、我が国がアジアとともに発展する道筋をつける。そのため、東アジア・ＡＳＥＡＮ経済研究センター（ＥＲＩＡ）等が、「アジア総合開発計画」を策定するなど、アジア諸国と協力しながら、我が国の国際公約に則り、アジアの広域開発を推進するとともに、アジアの内需拡大に向けた制度整備等を進める。

[8] 「第２次情報セキュリティ基本計画」（平成 21 年２月３日）

・アジア諸国との物流面の連携強化等を図るため、新たな総合物流施策大綱を平成21年中に策定し、物流施策を推進する。
・アジアの金融市場安定のため、チェンマイ・イニシアティブのマルチ化の早期実現など、アジア域内の金融協力強化に、ＡＳＥＡＮ＋３諸国と緊密に連携し積極的に取り組む。
・アジア諸国を中心に「法制度整備支援に関する基本方針」[9]を踏まえ、法制度整備支援を推進する。

② ポスト京都議定書の枠組みづくりへの貢献等

・「京都議定書目標達成計画」[10]及び「低炭素社会づくり行動計画」[11]に基づく取組を推進する。
・先進国は2015年、途上国は2025年に排出量をピークアウトするとともに、2050年までに世界全体での半減につなげるため、我が国として2020年に2005年比15%削減するとの中期目標[12]及び2050年に60～80%削減するとの長期目標を掲げ、本年12月の気候変動枠組条約第15回締約国会議での、米中印等の主要排出国を始めとする「全員参加」型の公平で実効性ある次期枠組みの合意を目指し、イニシアティブを発揮する。このため、次期枠組みに責任を共有して参加する途上国への技術移転、革新技術や原子力の開発・適切な普及等にも力を入れ、今後の国際交渉に全力で取り組むとともに、低炭素革命実現に向け各界各層で一致協力した行動を進める。
・アジア・世界の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進するため、2010年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議に向け、議長国としてリーダーシップを発揮する。

③ 高度人材受入促進と対日投資の拡大

・外国高度人材受入れの推進組織など体制の整備を図るとともに、「外国高度人材受入政策の本格的展開を」[13]に即し、本年秋までにアクション・プログラムを策定し、必要な政策を実施する。
・「対日直接投資加速プログラム」[14]に則って、対日投資の拡大を進めるとともに、内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について包括的検討を引き続き進める。
・海外投資家の我が国金融・資本市場への投資の促進を検討する。

④ 経済連携、新興国・資源国との関係強化等

・多角的自由貿易体制の維持・強化に向け、保護主義の抑止とＷＴＯドーハ・ラウンドの早期妥結に取り組む。民間知見を活用し、途上国の一村一品運動を支

---

[9] 「法制度整備支援に関する基本方針」（平成21年４月22日）
[10] 「京都議定書目標達成計画」（平成20年３月28日閣議決定）
[11] 「低炭素社会づくり行動計画」（平成20年７月29日閣議決定）
[12] 省エネなどの国内での努力を積み上げて算定したもの（いわば「真水」の目標）。
[13] 「外国高度人材受入政策の本格的展開を」（平成21年５月29日）
[14] 「対日直接投資加速プログラム」（平成20年12月11日改定）

援する。

・経済連携協定については、「2010 年に向けたＥＰＡ工程表」[15]に基づき、引き続き積極的に推進するとともに、投資協定等の締結を推進する。

・2010 年に我が国が議長を務めるアジア太平洋経済協力（ＡＰＥＣ）において、地域の統合と発展に向けた新たなビジョンを示し、その実現に向けリーダーシップを発揮する。

・中東・ロシア・中南米・アフリカ等の新興国・資源国と産業協力による重層的関係を強化する等、エネルギー安全保障の強化や新興市場の拡大に取り組む。

・海外への農業投資の促進などにより、世界及び我が国の食料安全保障に資する。

⑤ 総合的な外交力強化

・戦略的国際協力の推進、知的交流や日本語普及を含むソフトパワー発揮等の政府の対外的機能につき、在外公館、マンパワー等の外交実施体制を軸に、ＮＧＯ等外部人材の積極的活用を含め、できるだけ早期に総合的な外交力を質・量双方で強化する。

・対アフリカ政府開発援助の倍増、クールアース・パートナーシップ構築等の国際公約を着実に実施し、地球規模課題に対する指導力発揮、テロとの闘い、核軍縮等の気運の高まりを踏まえた軍縮・不拡散の推進、平和構築の人材育成や人間の安全保障を含め、国際社会での責任ある役割を果たす。これらの戦略的援助に必要な事業量を確保する。

・円借款の更なる迅速化を図る。ＪＩＣＡの海外投融資業務について、開発効果の高い新しい需要に対応するため、早急に過去の実施案件の成功例・失敗例等を十分研究・評価し、本年秋を目途にＪＩＣＡ・関係省を中心に協議の上、きちんとした執行体制を確立し、関係省によるチェック体制を整備した上で実施する。

・科学技術外交及び宇宙外交を強化する。

３．農政改革

「産業としての持続性」、「食料の供給力」、「農山漁村の活力」の三つを再生するため、農政改革を進め、農林水産政策の新たな展開を図る。

・新たな「農地法」[16]について、生産現場等への浸透を図り、農地集積加速化事業等を通じて農地の面的集積を進め、多様な経営体の参入や連携を進めるとともに、平成23年度を目途に農業上重要な地域を中心に耕作放棄地を解消する。新たな構造展望を明確にするとともに、担い手の育成、農地の利用集積を進展させるための総合的な工程表を作成する。

---

[15] 「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年６月 27 日閣議決定）

[16] 「農地法等の一部を改正する法律」（平成 21 年６月 17 日成立）

・現在の水田農業の構造改革が遅れていること、生産調整の実施者に不公平感があることを踏まえ、自給力の向上のための米政策・水田農業の在り方について検討を進める。世界的な食料需給のひっ迫の可能性も踏まえ、大豆・麦・米粉・飼料米などの定着・拡大が進むような思い切った生産振興策を検討し、早期に実施に移す。
・若者が農業に魅力を感じられるようにするとの観点から、生産・流通・販売の各段階における改革を通じて農業・農村の所得増大が図られるよう取り組む。農業経営体の参入促進・育成・支援に関する施策の充実を図る。
・従来の直接支援に加え、農山漁村が本来有する自然環境の保全など様々な機能の向上や地域社会の維持を図るための支援策について検討し、早期に実行に移す。
・バイオマス資源や自然エネルギー資源など農山漁村の潜在力をいかした新産業の創出を支援し、地域の活性化に役立てる。

４．地域発の成長

活力と独自性のある地域づくりを進め、地域発の成長を実現する。

・太陽光発電の導入加速や低炭素交通インフラ整備等の低炭素革命、地域医療再生等の健康長寿、農林漁業の潜在力発揮、観光大国等の魅力発揮、ＩＴ底力発揮戦略、といった成長戦略を地域において推進し、地域発の成長につなげていく。
・地域交通の活性化、内航海運の活性化を図るとともに、地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策等を推進する。
・離島航路・産業の再生を図るとともに、離島における子弟教育の充実や適切な医療の確保への取組なども含めた離島地域の実情に応じた活性化策等を積極的に推進する。
・商店街が地域コミュニティの担い手として重要な役割を果たすことを踏まえ、空き店舗利用、地域資源活用等による商店街活性化の取組を積極的に推進する。
・住宅・建築物の耐震化、長寿命化等の促進、既存住宅の流通促進など住宅ストックの有効活用、資金調達の円滑化等により、住宅投資の活性化、離職者の居住安定確保等を図る。
・地方分権改革推進委員会の勧告を踏まえ、地方分権改革を着実に推進する。
・地方分権改革の推進とあいまって、「地方再生戦略」[17]等に基づき、地域の人材力強化、地域力の創造等に取り組む。
・「定住自立圏構想」[18]により定住を促進する取組を、各府省連携して推進する。

[17] 「地方再生戦略」（平成 20 年 12 月 19 日改定）
[18] 「定住自立圏構想」（平成 20 年５月 23 日）

・現行「過疎法」[19]の失効を控え、厳しい現状を踏まえた新たな過疎対策に取り組む。
・経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定等を通じ、地方団体の安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。
・直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。
・地方分権改革の推進を図った上で、「道州制基本法」（仮称）の制定に向けて、内閣に「検討機関」を設置する。
・力強い子どもの成長を支える子ども農山漁村交流プロジェクトを着実に推進し、都市と農山漁村の共生・対流の推進を図る。

５．中小企業の活性化と研究開発の強化

① 中小企業の活性化

・ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発、人材の育成・活用などによる雇用のミスマッチ解消、国内外市場の販路開拓、経営や事業再生の支援、「独占禁止法」[20]、「下請法」[21]等による取締り強化等を通じて、中小企業を総合的に支援する。
・資金繰り対策に万全を期するほか、ダンピング対策の充実等を図り、官公需の受注機会の確保に配慮する。また、「小規模企業共済制度」を拡充する。

② 研究開発の強化等

・将来のイノベーションの源泉となる基礎科学力強化や出口を見据えた研究開発の促進に取り組む。また、「研究開発力強化法」[22]等に基づき、産学官連携の強化、研究成果の実用化促進、研究支援体制強化、多様な人材の育成を図るとともに、次期科学技術基本計画の策定に向けた検討を進める。
・我が国を代表する研究者が研究に専念できる新たな研究者最優先の支援制度等により、世界最先端の研究開発を推進し、基礎研究も含め我が国の研究開発力や国際競争力の強化を図る。
・革新的な環境・エネルギー技術や先端医療技術、デジタル技術、新型インフルエンザ等感染症対策、防災対策、気候変動対策等、成長力強化と安全・安心確保につながる研究開発を推進する。産学官連携の拠点形成を通じた科学技術による地域活性化やグローバルな研究開発の拠点形成等のイノベーション創出に向けた取組を推進する。
・「第３期知的財産戦略の基本方針」[23]に基づき、グローバルな知財戦略を推進す

---

[19] 「過疎地域自立促進特別措置法」（平成 12 年法律第 15 号）
[20] 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和 22 年法律第 54 号）
[21] 「下請代金支払遅延等防止法」（昭和 31 年法律第 120 号）
[22] 「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」（平成 20 年法律第 63 号）
[23] 「第３期知的財産戦略の基本方針」（平成 21 年４月６日）

る。

・「宇宙基本計画」[24] に基づき、研究開発力を高めつつ、利用重視の政策に転換するとともに、国民生活の向上、安全保障の強化、産業育成、国際協力の推進、環境の保全等を図るため、利用システム・研究開発プログラム等の施策を推進する。

・海洋資源の開発・利用等「海洋基本計画」[25]に基づく施策を総合的に推進する。

６．規制・制度改革

成長力の強化に向けて、規制・制度改革に取り組んでいく必要がある。新たな産業や技術により国際競争力を強化し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための３か年計画（再改定）」[26]等に沿って積極的に取り組むとともに、規制改革に関係する推進組織間の連携の強化等により、規制・制度改革の実効性の向上を図る。

・ライフサイエンス分野等の新事業創出が見込まれる革新的なテーマについて、資金面での支援に加え、規制・制度改革要望に係る検討・支援を行う。

・医師と看護師等の間の役割分担の見直し（専門看護師の業務拡大等）について、専門家会議で検討を行い、平成 21 年度中に具体策を取りまとめる。

・ＩＴ利活用促進のための重点点検を平成 21 年中に実施し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。

・休暇の取得・分散化を促進するため、内閣官房と観光庁は、関係省庁、経済界、労働界、教育界と連携して具体的な検討を行い、今秋までに結論を得る。

・規制改革会議がその設置期限を迎えることから、今後の推進体制について検討することとし、平成 21 年度中に成案を得る。

---

[24] 「宇宙基本計画」（平成 21 年６月２日）

[25] 「海洋基本計画」（平成 20 年３月 18 日閣議決定）

[26] 「規制改革推進のための３か年計画（再改定）」（平成 21 年３月 31 日閣議決定）

第３章　安心社会の実現

安心社会の実現のために、社会保障の機能強化・効率化と雇用を軸とした生活安心保障の再構築を進める。その財源については、第１章　４．（２）の基本方針に従って確保する。また、消費者政策を始めとする安全・生活の確保等、防衛・防災・治安等や教育の再生に取り組む。

１．生活安心保障の再構築

（１）安心社会とは

・「安心社会」とは、国民が活き活きと働く機会が確保され、働くことが報われる公正で活力ある社会であり、また、人が助け合い、いたわり合い、支え合う社会である。こうした安心社会を実現するためには、現役世代支援も含めて、全生涯・全世代を通じての「切れ目のない生活安心保障」を再構築する必要がある。

・このため、持続可能性を確保しながら、社会保障の機能強化・効率化を図ることにより、高齢者施策を中心とする社会保障の「ほころび」に対応する。加えて、人生前半の安心保障について、若年層の雇用を軸とした生活安心保障を再構築するとともに、子どもの成長過程や生活に対応して少子化対策を抜本的に拡充し、社会の「安心」と「活力」を両立させる必要がある。

（２）安心社会実現の道筋

・上記の生活安心保障を再構築する取組を、中期的に下記の３つの局面に沿って同時に進める。その際、新たな費用負担を伴う施策については、国民の納得が得られるよう税制抜本改革を実施する前までに、改革内容や費用額を具体的に明らかにする。あわせて、格差の是正・固定化防止等の政策で、少子化対策に含まれる政策については、「中期プログラム」の枠内での確立･制度化を検討する。

①　安心再構築局面（2009 年度～2011 年度頃）

この期間においては、優先課題の着実な実施と安心基盤の設計を行う。

・「中期プログラム」で示された社会保障の機能強化・効率化のうち、2011 年度までに実施すべき重要事項については、先般成立した平成 21 年度第１次補正予算[27]で対処することとなっている優先課題など（別紙１参照）を軸に、着実に実行に移す。

・上記社会保障の機能強化・効率化のうち、2010 年代半ばに向けた取組については、税制抜本改革の検討にあわせて、「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題（別紙２参照）を軸に検討を進め、対応策の具体化を行う。

・子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）について、財源確

[27] 「平成 21 年度一般会計補正予算（第１号）」（平成 21 年５月 29 日）

保方策とあわせ、制度設計の論点を含めて検討する。

・幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供、財源確保方策とあわせた幼児教育の無償化について総合的に検討する。

・雇用・生活保障セーフティネット（職業能力開発と一体となった求職者の所得保障）の整備・改善の財源の在り方を含めた検討、職業訓練やジョブ・カード制度の拡充、高等教育における職業適性診断等職業指導の推進、国と地方の連携による地域のニーズに対応した職業能力開発の実施、非正規雇用から正規雇用への転換促進、非正規雇用の待遇格差の是正（社会保険の適用拡大など）、仕事と生活の調和の推進など、雇用を軸とした生活安心保障政策の再構築を行う。

・高齢者医療制度について、高齢者の心情等に配慮しつつ、より良い制度への見直しを着実に進める。

・高額療養費制度等について、患者負担の現状や医療保険財政の状況等を踏まえつつ、その在り方を検討する。

・住まい・まちづくりと連動した単身高齢者等への支援（都市部を始めとするケア付き住宅や介護施設・拠点の整備、日常生活・見守りの支援、住替えの支援等）を強化する。

② 安心回復局面（2011 年度頃～2010 年代半ば）

この期間においては、持続可能な財政構造の確立にあわせて、安心基盤を重点的に整備する。

・安定財源を確保した上で、2015 年までの「医療・介護及び子育てサービス・人材整備」目標を実現する。

・幼児教育、保育のサービスの充実・効率化・総合的な提供を推進する。

・子育て等に配慮した低所得者支援策（給付付き税額控除等）の検討を踏まえた対応、所得課税や資産課税の見直しを通じた格差是正を行う。

・修学困難な高校生・大学生への公平な教育機会の確保のための制度（授業料減免等教育費負担の軽減）の質的充実・拡大、若年層の人材投資（留学・研修への支援）の拡充を行う。

③ 安心充実局面（2010 年代半ば～2020 年代初め）

この期間においては、団塊世代が年金生活に入る本格的な高齢時代到来も踏まえながら、各世代に対応したきめ細やかな以下の施策を通じて、安心の充実を図る。

・若者世代：国際性や専門性が発揮できるような集中的な人材投資。

・子育て世代：少子化傾向の反転につながる充実した子育てと就労の両立支援策。

・働き盛りの中年世代：地域参加とリカレント教育（社会人に対する再教育）等を通じた複線化したキャリアパスの形成支援。

・高齢世代：雇用や地域活動への参加機会の確保等を通じた「生涯現役社会」の促進、地域の中での生活支援・介護体制の整備。

（３） 安心社会に向けての行政基盤の強化

・安心社会に向けた行政基盤を強化するため、国民への総合的なサービスの提供、閣僚主導にふさわしい規模、地方分権の徹底、官民挙げた人材の投入などの視点を踏まえ、現行の行政組織の見直し・再編へ向けた検討を行う。
・子育て支援、仕事と子育ての両立などの「少子化対策」や、困難を抱える子ども・若者を助け、自立させるための対策を始めとする各般の「子ども・若者支援策」を総合的に推進するため、内閣府の体制を強化する。

２．安全・生活の確保等

① 消費者政策等

・消費者庁を創設するとともに、地方の相談窓口の充実や消費者教育の一体的な取組を図るなど、消費者行政を推進する。
・公文書管理法制を確立し、国立公文書館を中心に公文書管理の体制を整備する。
・輸入食品の監視等、食品の安全性の確保に係る取組を推進する。
・契約内容の適正化等安心して民間賃貸住宅等に居住できる市場環境を整備する。

② 生活支援等

・障害者の生活支援や就労支援、雇用維持・拡大等の施策を進めるとともに、「自立支援法」[28]を見直す。
・児童相談所の機能強化等児童虐待防止対策の強化を図る。
・生活困窮者、失業者等に対する相談支援を推進する。
・男女共同参画センターや女性センターなどによる女性のライフコースを通じた相談やネットワーク構築の推進を支援する。また、女性の就業支援を推進する。
・子ども等への日本語指導等を含めた定住外国人への支援を推進する。
・公的賃貸住宅への子育て支援施設の併設等を推進する。
・生涯を通じて歯及び口腔の健康を保持する社会を目指し、8020 運動[29]を推進する。
・がんの総合的な対策を講ずるとともに、難病対策を推進する。原爆被爆者対策を総合的に推進する。
・新型インフルエンザ対策について、これまでの取組状況も踏まえ、国際的な協力も含め、万全の対応を図る。
・子どもの健康と環境に関する研究の推進等、国民の安心を環境面で確保する。

---

[28] 「障害者自立支援法」（平成 17 年法律第 123 号）
[29] 80 歳になっても自分の歯を 20 本以上保つことを目標とした歯科保健の普及啓発活動。

３．防衛・防災・治安等

① 防衛

・北朝鮮によるミサイル発射、核実験など厳しさを増す安全保障環境に適切に対処するとともに、任務の多様化・国際化への対応を図るため、人的基盤や情報機能の重要性も踏まえつつ、「防衛計画の大綱」[30]の修正等の検討を進め、国の諸施策との調和を図る中で、効率的な防衛力の整備を着実に推進する。

・米軍再編関連措置を着実に進める。

・選択と集中の考え方の下、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めるとともに、防衛調達等の改革を実施する。

② 防災

・集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。災害時等の安全な通行を確保するための道路整備、学校等の耐震化について、引き続き推進する。

・「宇宙基本計画」及び「地理空間情報活用推進基本計画」[31]に基づき、衛星による測位・監視技術等の活用による災害・安全保障情報の迅速な提供等を推進する。

・地籍整備を推進する。

③ 治安等

・「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」[32]を進め、「世界一安全な国、日本」を目指す。また、犯罪の見逃し防止及び公衆衛生の向上のため、法整備に向けた動きも踏まえつつ、死因究明制度に係る施策を着実に推進する。

・海賊対策、海上保安の確保等海洋の安全、密輸阻止等の水際対策を推進する。

・「第８次交通安全基本計画」[33]に基づく取組を推進し、今後 10 年間で交通事故死者数の半減を目指す。また、「地域自殺対策緊急強化基金」の活用などを通じ、自殺対策を強化する。

・「官邸における情報機能の強化の方針」を踏まえ、内閣の情報機能を強化する。

・「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第２次行動計画」等を着実に実施する。

・北方領土隣接地域の特殊事情等にかんがみ、交流等事業、隣接地域の振興、後継者の育成等を推進する。

・司法制度改革の一環として、裁判員制度の円滑な実施・定着及び日本司法支援センターの業務と体制の充実を図る。

・地域の暮らしを守る鳥獣被害対策を着実に推進する。

---

[30] 「平成 17 年度以降に係る防衛計画の大綱」（平成 16 年 12 月 10 日閣議決定）

[31] 「地理空間情報活用推進基本計画」（平成 20 年４月 15 日閣議決定）

[32] 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」（平成 20 年 12 月 22 日）

[33] 「第８次交通安全基本計画」（平成 18 年３月 14 日）

４．教育の再生

・「教育基本法」[34]の理念を実現し、公平な教育機会を確保するため、公教育の質の向上を図る。そのため、「教育振興基本計画」[35]等に基づき、①初等中等教育については、新学習指導要領の円滑な実施、幼児教育、特別支援教育、国語教育、外国語教育、徳育や読書・体験活動の充実、「スクール・ニューディール」構想の推進、教員が一人一人の子どもと向き合う環境づくり、教職員定数の適正化や多様な手段を通した学校のマンパワーの充実、学校の事務負担軽減、教育的観点からの学校の適正配置、②高等教育については、国際的に開かれた大学づくり、高等教育の教育研究基盤の充実、競争的資金の拡充などの新たな時代に対応した教育施策に積極的に取り組む。

・安心して教育が受けられる社会の実現に向けて、各学校段階の教育費負担に対応するため、所要の財源確保とあわせた中期的な検討を行いつつ、当面、軽減策の充実を図る。

・スポーツが人間形成に重要な役割を果たすことにかんがみ、武道教育の推進や、スポーツ立国を目指し、オリンピック等の招致、国際競技力の向上、地域スポーツの振興、これらのための体制の充実などを推進する。「青少年育成施策大綱」に基づく青少年の健全育成や、「食育推進基本計画」[36]に基づく食育を推進する。日本文化の発信や文化財の保存・活用、子どもの文化芸術体験など文化芸術を振興するため、総合的な施策を推進する。

---

[34] 「教育基本法」（平成 18 年法律第 120 号）
[35] 「教育振興基本計画」（平成 20 年７月１日閣議決定）
[36] 「食育推進基本計画」（平成 18 年３月 31 日）

第４章　今後の財政運営の在り方

「短期は大胆、中期は責任」との観点から、今後の財政運営を行う。

１．平成 22 年度予算の基本的考え方

（１）今後の経済動向と当面の経済財政運営の考え方

・我が国経済は、雇用情勢の一層の悪化が懸念されるものの、輸出や生産に明るい動きが見られ、「経済危機対策」を含む累次の景気対策の着実な実施により、景気は底割れが回避され、先行きは緩やかに持ち直していくことが期待される。

・平成22年度においては、世界経済の改善に応じて外需が回復するとともに、対策の効果が引き続き発現し、民需の持ち直しの動きが徐々に進展していくことが見込まれ、景気の回復が確かなものとなることが期待される。

・しかしながら、雇用の大幅な調整、物価の下押し圧力によるデフレ懸念、世界の景気後退長期化のおそれ等の我が国経済を下振れさせるリスクが存在することに留意する必要がある。

・政府は、引き続き景気回復を最優先で進める。「経済危機対策」においては、多年度を視野に入れ、時宜を得た様々な施策を講ずることとしており、これらを着実に実施することにより景気を回復させるとともに、中長期的に、日本経済の成長力を高めていく。また、本「基本方針2009」に基づき、安心と活力を両立させる国づくりへの取組を加速する。

・経済危機的状況に照らし、果断な対応を適時適切に図る。

（２）平成22年度予算の方向

・平成22年度予算は、持続的な経済成長と財政健全化の両立を図る上で重要な予算である。「基本方針2006」等[37]を踏まえ、無駄の排除など歳出改革を継続しつつ、安心・安全を確保するために社会保障の必要な修復をするなど安心と活力の両立を目指して現下の経済社会状況への必要な対応等を行う。

（安心と活力のための予算編成）

・上記の基本姿勢に沿って、昨年度とは異なる概算要求基準を設定し、メリハリの効いた予算編成を行う。

・経済社会状況への対応等として、「第１章　４．（３）当面の『最優先課題』」とともに、「第２章　成長力の強化」、「第３章　安心社会の実現」に述べた取組を推進する。そのため、予算面において所要の対応を行うことを含め、予算配分

[37] 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年７月７日閣議決定）、「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年６月 19 日閣議決定）、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年６月 27 日閣議決定）等

の重点化・効率化を行う。

・各府省の予算要求に当たっては、成果目標を掲げ、事後評価を十分に行い、予算の重点化に活用するなど、ＰＤＣＡサイクルを着実に実施する。

（３） 新たな行政改革の取組

・不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底を継続していく。

・簡素にして温かい政府を創るため、「量の改革」とともに、政府全体としての具体的な取組方針[38]に基づく「質の改革」を進める。

・国民全体の奉仕者として、責任を自覚して職務を遂行する等のため、国家公務員制度改革を着実に実行する。

・新たな定員合理化計画（５年間で10％以上）を策定するとともに、「出先機関改革に係る工程表」[39]に沿って出先機関の事務・権限の移譲に伴う人員の地方移管等を進めるための取組を行う。

・人事院に対し、今夏勧告時に地域別官民給与の実態を公表し、その状況も踏まえつつ、俸給表水準について必要な見直しを検討するよう要請[40]している。

・独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」[41]を確実に実施する。

・独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等[42]の趣旨を踏まえ点検を行う。

・重要対象分野である地震対策及び医師確保対策の政策評価を推進する。

---

[38] 「『質の行政改革』に関する取組方針」（平成 21 年６月 19 日）

[39] 「出先機関改革に係る工程表」（平成 21 年３月 24 日）

[40] 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 20 年 11 月 14 日閣議決定）

[41] 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

[42] 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成 14 年３月 29 日）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年６月 16 日一部改正）、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 20 年 11 月 14 日閣議決定）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成８年９月 20 日閣議決定、平成 18 年８月 15 日一部改正）

２．財政健全化目標

「短期は大胆、中期は責任」との方針の下、経済成長や社会保障制度を持続可能なものとするため、以下の目標を掲げ、財政健全化の取組を進める。

・財政の持続可能性を確保するため、財政健全化目標の基本として国・地方の債務残高対ＧＤＰ比を位置付け、これを 2010 年代半ばにかけて少なくとも安定化させ、2020 年代初めには安定的に引き下げる。
・このため、今後 10 年以内に国・地方のプライマリー・バランス[43]黒字化の確実な達成を目指す。さらに、我が国の債務残高が他国に類例を見ないほどの高い水準にあることから、利払い費を含む財政収支の均衡を視野に入れて、収支改善努力を続ける。
・当面の経済財政運営に当たっては、まずは景気を回復させ、５年を待たずに国・地方のプライマリー･バランス赤字（景気対策によるものを除く）の対ＧＤＰ比を少なくとも半減させることを目指すが、この目標については、現下の世界経済等の流動的要素にかんがみ、時宜に応じた検証を行う。

[43] プライマリー・バランスは、基礎的（初期的）財政収支を意味する。

別紙1

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち2011年度までに実施する重要事項

共　通

・社会保障番号・カード（仮称）を2011年度中を目途に導入する。それに向け、省庁横断的な検討や実証実験の結果を踏まえた制度設計を行う。
・あわせて、番号・カードを活用した社会保障サービスの向上・創設の検討を行う。

医療・介護

（医　療）

・地域医療再生のため、５年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画に従って、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。（平成21年度第１次補正予算）
　－ 医療機能連携のための施設・ＩＴ基盤の整備
　－ 医療機関の役割分担・機能分化の推進
　－ 大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
　－ 医師事務作業補助者の配置　等
・2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。
・2010年度に見込まれる診療報酬改定において、「選択と集中」の考え方に基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する[44]。
・地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。
・看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一層明示・普及し、業務範囲と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。
・医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援を行う。（平成21年度第１次補正予算）
　－ がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
　－ 新型インフルエンザ対策のため、全国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制（現在１年半～２年→約半年）を５年以内に整備する。
・後発医薬品の使用促進等、医療の効率化を進める。
・「規制改革推進のための３か年計画（再改定）」を踏まえ、2011年度当初までのレセプトの原則完全オンライン化を進める。

[44] 診療報酬点数の設定に関しては、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定される「診療報酬改定の基本方針」に基づき、中央社会保険医療協議会への諮問・答申を経て行われる。

（介　護）
・ デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の緊急整備を進める。（平成21年度第１次補正予算）
・ 2009年度のプラス3.0％の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。（平成21年度第１次補正予算）
・ 介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。（平成21年度第１次補正予算）
・ 2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアの観点から検討を進める。
（医療と介護の連携）
・ 医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定（2012年度見込）に向けた検討を進める。

少子化対策

・ これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の在り方の検討を進め、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。
・ 「安心こども基金」（2010年度まで）等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。
・ 一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。（平成21年度第１次補正予算）
・ 社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。（平成21年度第１次補正予算）
・ 妊婦健診への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充する。（平成20年度第２次補正予算[45]）
・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及びその「行動指針」に基づいた取組を推進する。
・ 「育児・介護休業法」[46]の改正及び「次世代育成支援対策推進法」[47]の改正を踏まえ、企業における仕事と家庭の両立を進める。
・ これらの取組を踏まえつつ、年内を目途に新しい「少子化社会対策大綱」を策定する。

[45] 「平成 20 年度補正予算（第２号）」（平成 21 年１月 27 日）
[46] 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第 76 号）
[47] 「次世代育成支援対策推進法」（平成 15 年法律第 120 号）

別紙2

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への対応策の具体化

	2010年代半ばに向けた取組の方向	左記実現のために税制抜本改革を実施する前に具体案を検討すべき事項
年　金	・低年金・無年金者対策の推進 ・在職老齢年金制度の見直し ・育児期間中の保険料免除　など	・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化 ・就労する高齢者への年金支給停止の在り方 ・育児期間中の保険料免除の対象者の範囲
医療･介護	（医療） ・急性期医療の機能強化、在宅医療等地域で支える医療・地域連携の強化 ・医師と看護師等との役割分担の推進 ・新技術、効率化への対応　など （介護） ・介護サービス基盤の強化、地域包括ケアの実現 ・介護従事者の確保・定着支援　など	・2015年における、急性期医療の職員配置、医療・介護のマンパワー数、機能別の病床数、救命救急センター数、ＩＣＵベッド数、平均在院日数、一人当たり病院医師の業務量減、居宅サービス・介護保険施設等の介護サービスの量、などの目標（「医療・介護サービス・人材整備目標」）
少子化対策	・これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の導入と、その下での給付・サービスの抜本的拡充 ・すべての子ども・家庭を対象とする一時預かりサービスの充実や地域子育て支援拠点の整備　など	・2015年における、保育所・家庭的保育・企業内保育所・認定こども園の定数、保育士数、放課後児童クラブ数、一時預かりサービス拠点数、地域子育て支援拠点数、などの目標（「子育てサービス･人材整備目標」）

持続可能な社会保障構築とその安定財源確保に向けた「中期プログラム」

平成20年12月24日
閣　議　決　定
平成21年６月23日
一　部　改　正

Ⅰ．景気回復のための取組

(1) 世界経済の混乱から国民生活を守り、2008年度を含む３年以内の景気回復を最優先で図る。このため、政府･与党においては、景気回復期間中に、減税措置及び定額給付金を税制抜本改革を前提に時限的に行うことを含め、累次の景気対策（安心実現のための緊急総合対策、生活対策、生活防衛のための緊急対策及び経済危機対策）を着実に実施する。特に、景気後退の影響が大きい雇用、企業の資金繰り、生活者支援等の面で、様々な政策手段を適切に活用しながら、最大限の努力を傾注する。また、政府は日本銀行と一体となって適切な経済運営に万全を期す。

(2) あわせて、世界の潮流変化を先取りした経済成長の実現に向け、日本の底力を最大限に発揮させる「未来開拓戦略」等を推進する。

Ⅱ．国民の安心強化のための社会保障安定財源の確保

安心強化の３原則
原則１．中福祉・中負担の社会を目指す。
原則２．安心強化と財源確保の同時進行を行う。
原則３．安心と責任のバランスの取れた安定財源の確保を図る。

１．堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度の構築

急速に進む少子･高齢化の下で国民の安心を確かなものとするため、我が国の社会保障制度が直面する下記の２つの課題に同時に取り組み、

堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

(1) 「社会保障国民会議最終報告」(2008 年 11 月 4 日）などで指摘される社会保障制度の諸問題や「中福祉」のほころびに適切に対応し、その機能強化と効率化を図ることにより、国民の安心につながる質の高い「中福祉」を実現する。

(2) 社会保障制度の財源（保険料負担、公費負担及び利用者負担）のうち、公費負担については、現在、その３分の１程度を将来世代へのつけまわし（公債）に依存しながら賄っている。こうした現状を改め、必要な給付に見合った税負担を国民全体に広く薄く求めることを通じて安定財源を確保することにより、堅固で持続可能な「中福祉・中負担」の社会保障制度を構築する。

２．安心強化と財源確保の同時進行

国民の安心強化と持続可能で質の高い「中福祉」の実現に向けて、年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策について、基礎年金の最低保障機能の強化、医療・介護の体制の充実、子育て支援の給付・サービスの強化など機能強化と効率化を図る。このため、別添の工程表で示された改革の諸課題を軸に制度改正の時期も踏まえて検討を進め、確立・制度化に必要な費用について安定財源を確保した上で、段階的に内容の具体化を図る。

３．安心と責任のバランスの取れた財源確保

(1) 社会保障安定財源については、給付に見合った負担という視点及び国民が広く受益する社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を主要な財源として確保する。これは税制抜本改革の一環として実現する。

(2) この際、国・地方を通じた年金、医療、介護の社会保障給付及び少子化対策に要する公費負担の費用について、その全額を国・地方の安定財源によって賄うことを理想とし、目的とする。

このため、2010 年代半ばにおいては、基礎年金国庫負担割合の２

分の１への引上げに要する費用をはじめ、上記２．に示した改革の確立・制度化及び基礎年金、老人医療、介護に係る社会保障給付に必要な公費負担の費用を、消費税を主要な財源として安定的に賄うことにより、現世代の安心確保と将来世代への責任のバランスを取りながら、国・地方の安定財源の確保への第一歩とする。

具体的には、上記の社会保障給付及び少子化対策に要する費用の状況や将来見通し、財政健全化の状況等を踏まえて、税制の抜本改革法案の提出時期までに、その実施方法と合わせて決定する。

Ⅲ．税制抜本改革の全体像

経済状況の好転後に実施する税制抜本改革の３原則

原則１．多年度にわたる増減税を法律において一体的に決定し、それぞれの実施時期を明示しつつ、段階的に実行する。

原則２．潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

原則３．消費税収は、確立・制度化した社会保障の費用に充てることにより、すべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

１．税制抜本改革の道筋

(1) 基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げのための財源措置や年金、医療及び介護の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通しを踏まえつつ、2008 年度を含む３年以内の景気回復に向けた集中的な取組により経済状況を好転させることを前提に、消費税を含む税制抜本改革を 2011 年度より実施できるよう、必要な法制上の措置をあらかじめ講じ、2010 年代半ばまでに段階的に行って持続可能な財政構造を確立する。なお、改革の実施に当たっては、景気回復過程の状況と国際経済の動向等を見極め、潜在成長率の発揮が見込まれる段階に達しているかなどを判断基準とし、予期せざる経済変動にも柔軟に対応できる仕組みとする。

(2) 消費税収が充てられる社会保障の費用は、その他の予算とは厳密に区分経理し、予算・決算において消費税収と社会保障費用の対応関係を明示する。具体的には、消費税の全税収を確立・制度化した年金、医療及び介護の社会保障給付及び少子化対策の費用に充てることにより、消費税収はすべて国民に還元し、官の肥大化には使わない。

２．税制抜本改革の基本的方向性

社会保障の安定財源確保を始め、社会における様々な格差の是正、経済の成長力の強化、税制のグリーン化など我が国が直面する課題に整合的かつ計画的に対応するため、下記の基本的方向性により更に検討を進め、具体化を図る。

(1) 個人所得課税については、格差の是正や所得再分配機能の回復の観点から、各種控除や税率構造を見直す。最高税率や給与所得控除の上限の調整等により高所得者の税負担を引き上げるとともに、給付付き税額控除の検討を含む歳出面も合わせた総合的取組の中で子育て等に配慮して中低所得者世帯の負担の軽減を検討する。金融所得課税の一体化を更に推進する。

(2) 法人課税については、国際的整合性の確保及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意しつつ、課税ベースの拡大とともに、法人実効税率の引下げを検討する。

(3) 消費課税については、その負担が確実に国民に還元されることを明らかにする観点から、消費税の全額がいわゆる確立・制度化された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策に充てられることを予算･決算において明確化した上で､消費税の税率を検討する。その際、歳出面も合わせた視点に立って複数税率の検討等総合的な取組みを行うことにより低所得者の配慮について検討する。

(4) 自動車関係諸税については、税制の簡素化を図るとともに、厳しい財政事情、環境に与える影響等を踏まえつつ、税制の在り方及び暫定税率を含む税率の在り方を総合的に見直し、負担の軽減を検討する。

(5) 資産課税については、格差の固定化防止、老後扶養の社会化の進展への対処等の観点から、相続税の課税ベースや税率構造等を見直し、負担の適正化を検討する。

(6) 納税者番号制度の導入の準備を含め、納税者の利便の向上と課税の適正化を図る。

(7) 地方税制については、地方分権の推進と、国・地方を通じた社会保障制度の安定財源確保の観点から、地方消費税の充実を検討するとともに、地方法人課税の在り方を見直すことにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築を進める。

(8) 低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進する。

Ⅳ．今後の歳出改革の在り方

歳出改革の原則

原則１．税制抜本改革の実現のためには不断の行政改革の推進と無駄排除の徹底の継続を大前提とする。

原則２．経済状況好転までの期間においては、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえ、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行う。

原則３．経済状況好転後においては、社会保障の安定財源確保を図る中、厳格な財政規律を確保していく。

(1) 経済状況が好転するまでの期間においては、景気回復と財政健全化の両立を図る観点から、財政規律を維持しつつ、経済情勢を踏まえて、状況に応じて果断な対応を機動的かつ弾力的に行う。

(2) 経済状況が好転した以降においては、社会保障の安定財源確保に向けて消費税を含む税制抜本改革を実行していく中、景気の後退により悪化した財政を建て直すべく、厳格な財政規律を確保していく。

具体的には、国・地方を通じ、社会保障、非社会保障の各部門について、以下の基本的方針の下にたゆまざる改革を実行することとする。

（社会保障部門）

・「中福祉」に見合ったサービス水準を確保するべく、安定財源の確保と並行して社会保障の機能強化を図るとともに、コスト縮減、給付の重点化等の効率化を進める。

（非社会保障部門）

・非社会保障部門全体として、国民のニーズ等の変化を踏まえつつ、規模を拡大しないことを基本とし、効果的・効率的な公共サービスの提供を進める。

Ⅴ．中期プログラムの準備と実行

準備と実行に関する原則

原則１．経済好転後の速やかな施行のために、税制抜本改革の実施時期に先立ち、制度的準備を整える。

原則２．国民の理解を得ながら「中期プログラム」を確実に実行するため、税制抜本改革の道筋を立法上明らかにする。

(1) 経済好転後の税制抜本改革等の速やかな施行のために、その実施時期に先立ち、改革の内容の具体化を進めるとともに、法案その他の制度的準備を整える。政府においては、経済財政諮問会議や政府税制調査会などで行われる議論も踏まえつつ、関係省庁が連携してそのための検討に着手する。

(2) 2009 年度（平成 21 年度）の税制改正に関する法律の附則において、前記の税制抜本改革の道筋及び基本的方向性を立法上明らかにする。（「所得税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 13 号）において措置済み）

(3) 基礎年金国庫負担割合の２分の１への引上げについては、2004 年（平成 16 年）年金改正法に沿って、前記の税制抜本改革により所要の安定財源を確保した上で、恒久化する。2009 年度及び 2010 年度の２年間は、臨時の財源を手当てすることにより、基礎年金国庫負担割合を２分の１とする。なお、Ⅲ．１．(1)における「予期せざる経済変動」に対応する場合には、それまでの間についても、臨時の財源を手当て

することにより、基礎年金国庫負担割合を２分の１とする措置を講ずるものとする。

(4) 「経済危機対策」及び関連補正予算において時限的に講じられた社会保障の機能強化の措置のその後の対応については、「経済財政改革の基本方針 2009」における社会保障の機能強化の必要性の観点等を踏まえつつ、財源確保と併せて検討する。

（了）

社会保障の機能強化の工程表

「社会保障国民会議中間報告」及び「同会議最終報告」に描かれた姿を基に作成

社会保障国民会議最終報告に基づく機能強化の課題

2009 / 2010 / 2011 / 2012 / 2013 / 2014 / 2015 / （～2025）

年金

- 基礎年金国庫負担割合2分の1の実現
- 基礎年金の最低保障機能強化
- 社会の構造変化に対する対応

財政検証　財政検証

実現

制度設計・検討　法改正、順次実施

・低年金・無年金者対策の推進
（保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化）
・在職老齢年金制度の見直し等（→　高齢者の就労に配慮した検討・実施）
・育児期間中の保険料免除（→　他の少子化対策と歩調を合わせて検討・実施）　など

医療・介護

（医　療）

- 急性期医療の機能強化
- 医師等人材確保対策

診療報酬改定　診療報酬改定　診療報酬改定

（現行）都道府県医療計画（2008～12の5か年）　（新）都道府県医療計画（2013～17の5か年）

救急を含む急性期医療の新たな指針の作成

医師養成数の増加　（従事医師数の増加）

臨床研修の見直し・医師と看護師等との役割分担の推進（制度的対応）

レセプトの段階的なオンライン請求への切替え　レセプトオンライン化の完全実施

・救急・産科等の体制強化
・養成数、臨床研修、役割分担の見直し等の制度的対応による人材確保　など

・急性期の機能分化推進
・地域包括ケアの推進と在宅医療の強化・充実　など

2015年の姿
○ 安心して出産できる体制
○ 救急患者の受入れ、早期回復
○ 社会復帰できる体制の構築

（介　護）

- 介護従事者の確保と処遇改善
- 居住系サービス拡充と在宅介護の強化

介護報酬改定　介護報酬改定　介護報酬改定

第4期介護計画（2009～11の3か年）　第5期介護計画（2012～14の3か年）

基本方針の策定

介護事業所の雇用管理の改善、介護従事者の定着支援、潜在的有資格者の再就職支援等

＋3%改定

・専門性等のキャリアアップ、夜勤・看護体制の充実等の評価を通じた介護従事者の処遇改善と確保　など

・医療との連携強化
・グループホーム等居住系サービスの拡充
・24時間対応の強化等在宅介護の強化・充実　など

連携
体系的見直し

2015年の姿
○ 居住系サービスの拡充、24時間対応、小規模多機能サービス充実による在宅サービスの整備・機能強化
○ 重度化対応、看取り機能、個室化・ユニット化等の施設機能の強化

少子化対策

- 仕事と子育ての両立を支えるサービスの質と量の確保
- すべての家庭に対する子育て支援の強化
- 子育て支援サービスを一元的に提供する新たな制度体系の構築

「安心子ども基金」の設置

「生活対策」、「5つの安心プラン」に基づくサービス基盤整備（2008～10）

新たな制度体系の創設をにらんだサービス基盤緊急整備

新制度体系スタート

新たな制度体系の下での給付・サービスの整備

「安心子ども基金」の設置

・「安心こども基金」による保育サービスの集中重点整備
・放課後児童クラブの緊急整備
・妊婦健診公費負担の拡充 など

・保育所整備に加え、保育サービス提供手段の多様化（家庭的保育、小規模保育等）、供給拡大
・一時預かりの利用助成と普及
・訪問支援事業や地域子育て支援拠点の基盤整備　など

新制度へのステップとなる制度改正

・児童福祉法、次世代法の改正

・育児・介護休業法の見直し

新たな制度体系の制度設計の検討　法制化

2015年の姿
○ すべての子ども・子育て家庭に必要な給付・サービスを保障
・休業中 ― 所得保障（出産前後の継続就業率55%）
・働きに出る場合 ― 保育サービス（3歳未満児保育利用率38～44%）（フランス、スウェーデン並み）
→ 両給付は統合又は選択・併用可能に（シームレス化）
・働いていない場合 ― 月20時間程度の一時預かりの利用を支援
・学齢児 ―放課後児童クラブ（低学年利用率60%）
→「小1の壁」の解消

共通

- 社会保障番号・カードの導入

社会保障カード（仮称）の実現に向けた環境整備（実証実験の実施等）

→ 2011年度中を目途とした導入

国家戦略室の設置に関する規則

（平成21年９月18日
内閣総理大臣決定）

（設置及び任務）

第１条　内閣官房に、税財政の骨格、経済運営の基本方針その他内閣の重要政策に関する基本的な方針等のうち内閣総理大臣から特に命ぜられたものに関する企画及び立案並びに総合調整を行うため、当分の間、国家戦略室（以下「戦略室」という。）を置く。

（組織）

第２条　戦略室に、室長その他所要の室員を置く。

２　室長は、戦略室の事務を掌理する。

３　室員は、非常勤とすることができる。

（政策参与）

第３条　戦略室に、政策参与を置くことができる。

２　政策参与は、命を受け、戦略室の所掌に係る専門的事項について意見を具申する。

３　政策参与は、非常勤とする。

（補則）

第４条　この規則に定めるもののほか、戦略室の内部組織に関し必要な事項は、室長が定める。

附　則

この規則は、平成21年９月18日から実施する。

更なる規制改革の推進に向けて

～今後の改革課題～

平成21年12月4日

規 制 改 革 会 議

目 次

はじめに …… 2
1. 医療 …… 4
2. 介護 …… 7
3. 保育 …… 10
4. 農林水産 …… 13
5. 住宅・土地 …… 19
6. 航空・空港 …… 22
7. 雇用・労働 …… 24
8. 教育 …… 27
9. 金融 …… 31
10. 独禁政策・生活基盤 …… 34
11. 地域活性化 …… 36
12. 環境 …… 39
13. 海外人材 …… 42
14. 貿易 …… 45
15. 運輸 …… 47
16. IT・通信 …… 49
17. エネルギー …… 51
18. 基本ルール …… 54
19. 法務・資格 …… 55
20. 官業改革 …… 58
(参考資料)
委員名簿 …… 60
専門委員名簿 …… 61

はじめに

規制改革会議は、平成19年1月に発足以来、広く国民から規制改革要望を受け付けつつ、不適切な規制の見直しや過剰な規制強化の阻止、官による業務の民間開放に向けた取り組みを進め、3回にわたり答申を行った。この取りまとめは、これまでの取り組みを踏まえ、政策を担う政治家、更に一般の国民の方々に読んでいただくために、どのような規制改革を実現すべきか、当会議の考え方をまとめたものである。

現在の日本には、緊急に取り組まなければ手遅れとなる重要課題が山積している。少子高齢化が急速に進行し、社会保障の負担が耐えられないほど大きくなりつつあり、労働力が減少し国力が衰退する危機にある。官が肥大化を続け、国や自治体の借金に歯止めがかからない。日本経済の成長を促すことが不可欠にもかかわらず、医療・介護・保育・農業など成長の可能性を秘めた分野での政策転換が進んでいない。こうした難局にあって、政治がリーダーシップを発揮し、国民の合意を得て、政策を根本から見直していくことが今ほど求められている時はない。

こうした重要課題に取り組む際に、大胆な規制の見直しと官の事業の民間開放を徹底させる必要がある。第二次大戦後日本が復興を遂げる途上で、官が強く関与する形で社会保障制度や農業など産業政策の基本が形成された。これらは当時は日本の復興に大きく貢献するものであったが、今や成熟した現在の日本経済に適合するよう、自由な経済活動を可能とする合理的で効率の良いものに改革する必要がある。官の過剰な関与を排除し、時代遅れの規制を改革するべきだ。

規制改革の源流は、1980年代に国鉄・電電・専売公社を民営化した土光臨調にある。その後、90年代半ばから民間出身者の意見を活かす形で政府内に規制改革を推進する組織が数次にわたり設置され、今日に至っている。当初は主に経済分野の規制緩和に力を入れ、これは大きな経済的効果をあげた(注) 。

2000年以降は、医療・保育・農業・教育など官が需給を調節し価格を決定する「官製市場」と言われる分野での規制改革に取り組んだ。上述の通り、こうした分野は第二次大戦後復興過程で形成された諸制度の上に成り立ち、無駄と非効率を温存しているため、これらの改革が日本経済を大きく成長させる可能性を持つ。しかし、こうした分野では「族議員」と言われる政治家、規制と天下り先を温存したい官僚、既得権を持つ事業者・団体が「鉄のトライアングル」として結託し、改革を阻んできた。

こうした強固な抵抗を突破する実行力の点で、脱官僚政治と「族議員」の排除を掲げ、政権交代を果たした新政権に期待するところは極めて大きい。この取りまとめは、新政権に対する意見具申として、政治的な抵抗勢力に斟酌せず本来あるべき規制改革の姿を述べたものだ。しがらみに囚われること無く、あるべき規制改革が実現されることを一国民として切望するとともに、可及的速やかに改革を強力に推進する後継組織の構築を求めたい。

思えば、我々「規制改革会議」任期3年間は、規制改革への逆風が日増しに強くなり、反比例して政権のサポートが希薄の度を加えていった、いわば退嬰の期間であった。そんな生産性の極めて低い作業であることを熟知しながら、専ら「世のため、人のため」に、時に本業を擲ってまで、全力投球で共に闘ってくれた当会議の15人の同志、そして苦吟しながらそれを支えてくれた事務局の皆さんに、心からの謝意と敬意を捧げて、私の結びとしたい。

規制改革会議議長　草刈　隆郎

(注) 内閣府の調査によれば、規制改革の経済的効果は90年代より2005年までの期間で累計18兆円、国民1人当たり14万4,000円に達すると推定されている。

■医療分野

基本的な問題意識

医療は国民の最大の関心事であり、その制度設計の在り方は国民生活に多大な影響を与えるものである。しかし、現場では医師不足、診療科の偏在、救急患者のたらい回しなど医療崩壊が進行している。一方で、国民医療費は現在34兆円にのぼり、今後、ますます増加することが見込まれる。社会保障国民会議の推計によれば、2025年には約70兆円に達し、現行制度の持続可能性は極めて低い。

我が国の医療制度は戦後大いにその役割を果たしたが、制度疲労を起こしていることは否定できない。早急に「質の医療」実現に向け抜本的な改革を行うべきである。

その際には、患者・国民、保険者、医療従事者、学会・教育研究者、医療サービス関係者など、多様なステークホルダーの参画の下に新たな医療制度の再設計を進めるべきである。

改革の課題

制度・医療供給体制の再設計

現在の医療崩壊の要因である医師不足の背景には、特定の診療科の不人気による診療科偏在、地域の偏在、病院勤務医の疲弊、病院勤務医の事務負荷の増加、臓器別など専門科の細分化、女性医師の増加、疾病構造の変化、患者ニーズの増大・多様化(重複受診やコンビニ受診含む)など様々な問題が存在する。こうした課題を解決するため、以下の供給体制の改革を実行すべき。

- プライマリケアを行う「総合診療医」を専門医として位置づけるとともに、学会ごとに基準の異なる専門医を、症例数なども含め整合性を図り、医師が自律的に管理する専門医制度を再構築する。その上で、地域の医療機関の有機的連携のもと総合診療医がかかりつけ医として一次医療を担い、特定機能病院等は専門医療、高度医療、救急医療にシフトし、限られた医療資源で効率的に医療を提供する体制を構築する。
- 医療行為の一部を一定の経験を有し高度な教育を受けた看護師が医師の指揮下のもとで行う「診療看護師」(仮称)を創設するとともに、医療クラーク、看護補助職等の増員により、医師以外の者でも対応可能な業務から医師を解放し、不足する医師、看護師を補助する職種を拡充することで、効率的な医療サービスの供給を推進する。
- 医師養成数の増加も重要であるが、その際には、外国人医師や医療を強く志す社会人が医師になれる多様な医師養成ルートを準備する。

持続可能な公的医療保険の再整理

社会保障国民会議の推計によれば、現在34兆円の医療費は、団塊の世代が後期高齢者層になる2025年には70兆円に達する。医療がより高度化されれば恐らくこの金額では収まらないことも充分予想される。一方で就労人口が今後減少する状況下、以下の諸施策を推進し、現在の2倍を超える医療費の受益・負担の仕組みを根本的に、かつ世代間格差が一層表面化する前に、持続可能性を踏まえ検討すべき。

- 誰でも平等に必要な医療を受けることができるという国民皆保険の理念は、これを堅持しつつ、国民医療費の動向を踏まえ、「必要な医療」としての保険収載範囲の在り方を再定義するとともに、受益と負担についても検討する。
- 保険診療と保険外診療の併用の禁止については、公的保険の適用範囲見直しの観点からも、早急に見直す。
- 診療報酬をより合理的かつ国民にわかりやすい体系にする上で、医療の質に基づく支払い、包括化、簡素化など課題は多い。供給体制や保険制度見直しと併せて、決定プロセスも含めて診療報酬の在り方をゼロベースで見直す。
- 医療費の増加や病院の報酬増が必然的である一方で、重複受診や過剰投薬の改善、診療報酬の審査支払事務、新規技術、薬品、機器等の承認審査等、制度の非効率や無駄は排していく。
- 公的医療保険の保険者は、国民健康保険、被用者健保、協会けんぽ、共済など多岐に渡るが、国民に選択肢がないため競争原理は働かず、財政も苦しい。保険者の統廃合を進め、直接審査を実現するとともに、診療データと健診データの分析に基づく予防活動ができる環境整備を行い、保険者機能の強化を図る。

厚生労働省による一元管理からの脱却

医療は情報の非対称性が依然として大きいが、医療費は増大し、国民の権利・義務に多大な影響を与える問題になっている。一方で、厚生労働省には、医療のプロフェッショナリティが十分にあるとは言えず、一行政組織に医療政策を設計・管理・運用させることに限界が来ている。そこで、国家戦略として我が国の医療の在り方を以下の新たな枠組みで検討すべき。

- 医療の主役である患者・国民をはじめ、医療従事者、保険者、学会・教育研究者、医療サービス関係者など多様なステークホルダーの参画のもとに、「公」の機関として供給体制や制度設計の司令塔を担う組織を厚生労働省の外部(例えば内閣府等)に設置する。
- 医療においても中央集権型から地域の実情に応じた政策へ地方分権を進めるため、上記の会議体が策定する基本方針に基づき、人員施設基準や目標管理など、制度設計の一定の権限を地方に委譲する。
- 県立病院、市立病院だけでなく、大学病院や旧国立病院などの地域における役割を明確に位置づけるため、旧国立病院の個別独法化を進め、地域医療計画の実効性を高める。

医療のIT化の推進

医療のIT化推進は、「質の医療」を追求する上での前提条件であり、様々な医療情報を集積・分析し、標準的医療を確立していくことが、最終的にはEBM(Evidence-based Medicine: 根拠に基づく医療)の推進を通じて高いレベルで均質な医療を国民に提供することにつながる。同時に、医療情報の国民への提供や、医療の無駄を発見し、効率化を進める点でも有効である。こうしたメリットを国民が享受できるよう、以下の諸施策を推進すべき。

- レセプト様式の見直し(傷病名と医療行為のリンク付けの検討、傷病名コードの統一の推進、診療行為年月日の記載等)を早急に行い、レセプト請求のオンライン化に合わせてデータベース化する。また、平成20年度から開始された特定健診のデータや電子カルテなどの診療データについても、患者の同意を前提に医療機関同士で相互参照を可能にするなど、IT化による情報の共有化、見える化を進める。
- 各医療データについては、個人情報保護や恣意的利用の排除に留意しつつ、国による独占利用ではなく、研究者を含む民間への開放を前提とした利用ルールを整備する。併せて、情報共有と効率的かつ質の高い医療提供体制構築に向け、電子化された医療データについては医療機関の外部で保存を行うことができる環境整備を進める。
- 審査支払業務においては、審査拠点の集約、完全画面審査化、ペーパーレス化等の効率化を進める。
- 社会保障カード(仮称)など、いわゆる背番号制が導入され、電子カルテなどのデータ化が進んだ際には、レセプトデータ、診療データおよび健診データ(特定健診含む)の紐付けを実施し、国民一人ひとりがデータにアクセスし、個々の健康管理に活かすことが可能となる体制を構築する。

産業としての医療の高度化・活性化

医療費抑制政策は既に限界であり、今後は、医療費をコストと捉える発想を転換し、伸ばすべき経済的価値であるバリューとして捉えることが重要である。国民医療費から考えても医療は我が国最大の産業の一つであり、知識経済への移行を目指すうえでも最重要産業の一つと言える。雇用の創出を含め、医療を成長産業として位置付け、産業としての医療の高度化、イノベーションの促進による国際競争力強化を進めるべき。具体的には、以下のような政策を推進すべき。

- 安全確保や被害者救済と産業振興の所掌官庁を分離する。また、(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の業務を救済制度や保険収載の是非と切り離し、純粋にテクノロジーの審査に特化させた上で、管理監督する「撃墜型組織」から、申請者の側に立って早期実現へのアドバイザーとなる「強力支援型組織」となるよう組織改革を行い、新規技術・機器・薬品の審査迅速化とドラッグラグ、デバイスラグの解消を図る。
- 再生・細胞医療の研究・治験等、我が国の技術・知識が世界をリードでき得る分野を選定したうえで、戦略的な投資や研究支援を行うことで、優れた研究者や技術の海外流出を防ぎ、国民が高度な医療をいち早く享受できるような仕組みを整える。

■介護分野

基本的な問題意識

- 現行の介護保険制度は、介護人材不足や保険財政等あらゆる面で課題が多く、制度存続自体が危ぶまれる。今後世界でも類を見ない超高齢社会を迎えるにあたり、利用者が一定の自己負担の上で、24時間365日ニーズに応じた良質なサービスを選択可能となることが必須であり、そのためには大胆な制度の再設計が急務である。
- 最大の問題は、介護保険制度が民間参入による公正・公平な競争により、品質や生産性の向上がなされる仕組みを目指したにも関わらず、様々な規制が事業者の創意工夫を妨げ、未だに競争環境が整備されていない点にある。
- サービスの質の向上のみならず、事業者の経営効率改善の成果が介護従事者の賃金へ反映されるよう、早急に規制の合理化を進める必要がある。

改革の課題

経営効率化による介護従事者への賃金の反映

【課題】
超高齢社会を迎えるにあたって、介護を担う人材の養成・確保は急務であるが、定着しない最大の要因は賃金をはじめとする処遇面での不満が大きいことにある。徹底的な効率化を図ることで、介護報酬の50%をヘルパーへの賃金として支給しながら健全経営を行っている事業者も存在するが、生産性向上にあたっては、制度上の厳格な基準や過度な運用、介護報酬体系が大きな制約となっている。したがって、事業者の経営改善が介護従事者に対する賃金へ反映されるよう、以下のような改革を行うべき。

【具体的施策】
- 介護報酬に対する介護従事者への賃金比率の情報公開などにより、経営効率化が賃金へ反映されるような仕組みを整備する。
- 法的規制をサービスを行う上での最低基準に留める。特に、地域包括ケアの観点から、種類の異なるサービスも含め、生活圏域単位程度での人員配置基準を設定する。加えて、個々の管理能力や資質によって決定されるべきサービス提供責任者の配置基準やケアマネジャーの保有プラン数を撤廃する。
- 地方分権による権限委譲を進める一方で、法令に定める基準を超えた厳しい指導実態を是正し、運用の適正化を図る。

自宅で生活を続けるためのサービスの充実

【課題】
住み慣れた地域での生活継続を望む声は大きいものの、特に重度者は家族介護に頼らざるを得ない現状があり、在宅向けサービスの不充分さや供給不足感が、結果的に施設等に頼らざるを得ない状況を作り上げ、施設への待機者を増加させる要因となっている。今後独り暮らしや高齢世帯、認知症高齢者が増加する中、在宅介護の機能強化・体制整備が必須である。具体的には以下のような検討を行うことで24時間365日安心・安全なケア体制を構築すべき。

【具体的施策】
- 毎日あるいは1日の中で短時間で頻繁に訪問する巡回型、夫婦など複数の利用者への集団型、緊急対応型など、個々の状況に応じて包括的かつ柔軟なサービスを提供可能とする。
- 夜間対応型訪問介護事業所の活用や、高齢者専用賃貸住宅への小規模多機能型居宅介護事業所の併設なども含めた新しいタイプの住宅を地域ニーズに応じて整備する。
- 家族介護の負担を軽減するための現金給付等の支援策や、元気な高齢者など地域住民が要介護者を支えるための環境整備を行う。

施設の在り方の再定義

【課題】
特別養護老人ホーム(特養)は、行政措置対象施設としての機能をほぼ失っているものの、依然として補助金・免税や参入規制等によって優遇措置を受け続けており、実質的に同様なサービスを提供している有料老人ホーム等との競争条件が同一ではない。また、参酌標準や総量規制による実質的な供給抑制や全国共通の設置基準が、特に大都市部における施設不足を深刻なものとしている。したがって、利用者にとって分かり易く、需要に応じて質の高いサービスが供給されるよう、以下のような改革を行うべき。

【具体的施策】
- 保険財政や地域間格差に一定の配慮をしつつ、参酌標準および総量規制の在り方を見直す。
- 自宅や住み慣れた地域内の集合住宅等において利用する「居宅」サービスと、個々の事情や本人の希望により施設等に入居する「施設」サービスの分類に再定義することにより、利用者にとって分かり易い体系へ整備する。
- 株式会社や社会福祉法人等の多様な事業者が同一条件下で自由な競争を行えるよう、介護事業は原則として課税対象とする。その際、セーフティネットの在り方について、公的機関が行うべきサービスも含め整理する。
- 住民税非課税世帯が特養入居時のみ食費・居住費等の補助を受けられる現状を見直し、利用者の資産状況も考慮し、支払能力を適切に判断した上で、補助の在り方を再検討する。その際、経済的に困窮している国民の最低限度の生活は介護保険ではなく、生活保護として確保する。

利用者の選択に資する「質の見える化」

【課題】
介護が必要になった際、身体状況の維持・回復に向けた質の高いケアを提供する事業者を、利用者が自らの判断に基づいて選択可能であり、それを通じて優良な事業者の事業拡大と悪質な事業者の淘汰に繋げることで産業全体の活性化が図られるよう、以下のような施策を行うべき。

【具体的施策】
- 有資格者や常勤者数といった基本情報に加えて、リスクマネジメントや事業者独自のサービス、要介護度の改善状況などを網羅的に組合わせたサービスの質を測る評価基準の策定によって「見える化」を進め、サービスの質や透明性を確保する。
- 情報整備に加えて、自治体独自のサービスや民間の事業も含めた総合的な相談窓口としてのワンストップサービスを提供する機関として、地域包括支援センターの役割を強化する。
- 規制の合理化に便乗する悪徳事業者を排除するため、利用状況等のデータを有効活用し、不正請求等に対して、市町村等や利用者自身による事後チェック機能を強化する。また、介護費用と効果の関係について全国規模での分析・検証を行い、医療分野とも連携した上で包括的にサポート体制を強化する。

介護保険の永続的発展に向けて

【課題】
介護保険制度の財政規模は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には19～24兆円にも達すると推定されており、サービス利用者の自己負担を1割とし、事実上賦課方式に近い形をとっている現行制度のままでは、今後の保険料高騰は必至である。介護保険制度を持続可能とするためには、以下のような検討を行うべき。

【具体的施策】
- 多様なニーズに基づくサービスの選択の幅を広げるために、介護保険外サービス(民間保険の活用も含めたいわゆる混合介護)の利用を促進する。
- 要支援者は介護保険対象外の地域支援事業とし、介護保険においては重度者に対するケア体制を強化する。
- 利用者の自己負担割合を引上げ、高額なサービスを利用していることに対する意識付けを行う。

■保育分野

基本的な問題意識

- 少子化の進行により労働人口の急減と国の成長力の大幅低下が懸念される中、有効な対処策の一つとして、女性の労働力率を高めていくことが求められており、女性が安心して働き続けられる環境整備が必要。
- 待機児童問題の解消や潜在的な保育需要への対応は喫緊の課題。質の確保と量の拡大を両立する事業運営と、多様化する利用者ニーズに応えるサービスの提供を図るためには、民間事業者の創意工夫や経営資源の一層の活用が鍵。

改革の課題

幼保一元化の実現

- 主に専業主婦(夫)世帯が利用する幼稚園のニーズは減り、定員割れも発生している一方、共働き世帯のための保育所は待機児童が一向に減らない状況下、文部科学省・厚生労働省による縦割り行政・制度を融合し、すべての就学前児童を対象とする一元的な教育・保育制度を構築すべき。

新たな保育制度の詳細設計

- **直接契約方式の導入、「保育に欠ける」要件の見直し**
  利用者自らが保育所に直接申し込み、契約を結ぶ利用方式を導入すべき。また、保育所の入所要件を、保護者の就労状況・形態の多様化など近年の実態に即した基準に見直すべき。
- **利用者補助方式への転換、保育料設定の柔軟化**
  運営費を事業者へ補助する方式から、保育の必要度に応じて子育て世帯に公費を配分する利用者補助方式へ転換すべき。併せて、公的補助を使って受けられるサービス対象を、認可保育所に限定せず、認定こども園や自治体独自の保育施設、事業所内保育施設、保育ママ、ベビーシッター等にも拡げるべき。また、保育料については、一定の上限を設けた上で、保育所が柔軟に設定できるようにすべき。

イコールフッティングによる株式会社等の参入促進

- 同じ民間の認可保育所にもかかわらず、社会福祉法人等と株式会社等の間でイコールフッティングが図れておらず、保育所の設置主体制限は撤廃された(平成12年)ものの、株式会社等の参入は一向に進んでいない。以下の措置を講じ、阻害要因を取り除くべき。
  ① 社会福祉法人以外の民間事業者にも施設整備に係る補助を行う。
  ② 運営費の使途範囲における各種制約を全般的に見直す。配当支出についても、一定の配当性向を定め、その範囲内で認める。
  ③ 二重会計処理を不要とし、それぞれの法人種別に即した会計基準のみの適用でよいこととする。

地域の実情に応じた施設の設置の促進

- 全国一律の施設基準により、認可保育所はここ数年、年100箇所前後の微増ペースでしか増えていない。定員は増えても、かえって潜在需要が喚起され、待機児童数が減らない状況。地域の実情に応じた柔軟な設置を認めるべき。
  ① 保育所の最低基準は、戦後の制定以来ほとんど改正されておらず、各基準の科学的・実証的検証を求めてきた。地方への権限委譲に際しては、ほふく室等の面積、職員配置、職員の資格要件などを参酌基準とすべき。
  ② 調理室の必置規制を見直し、給食の外部搬入方式を容認すべき。

保育所等の運営状況の把握

- 実際の施設運営に投入されている公費がどの程度なのか把握するため、認可保育所を含むあらゆる保育施設における収入と支出の最新状況を、施設種類別、設置・運営主体別および地域別に調査し、公表すべき。

多様な保育・子育て支援サービスの拡充

- 認定こども園制度の運用改善
  ①二重行政による弊害の解消。
  ②財政的支援の継続・拡充。
- 保育ママの拡充
  ①実施基準・ガイドラインの適切な策定。
  ②対象児童の拡大(「保育に欠ける」要件の撤廃)。
  ③民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化。
- 病児・病後児保育サービスの拡充
  ①施設型への補助の見直し。
- 放課後児童クラブの拡充
  ①待機児童数の正確な把握。
  ②大規模クラブの解消に向けた方策。
  ③新たな制度体系における既存クラブへの配慮、小規模クラブの在り方や支援の検討。

保育従事者の養成と確保に係る対策

- 保育サービスの供給拡大には保育従事者の大幅増が必要。保育士資格はないが、育児経験を持つ意欲ある者など多様な人材を積極的に活用すべき。
  ①保育人材の需給予測。
  ②保育ママの活用。
  ③保育士資格制度の見直し。

「子ども手当」に関する見解

- 使途制限を付したバウチャーで支給すべき。保育施設やベビーシッターなどの保育サービスや幼児教育関連サービス、育児用品などの物品類など利用できる対象を「子育て」に限定。

■農林水産業分野①《農業分野》

基本的な問題意識

我が国の農業をビジネスチャンスに溢れた魅力ある成長産業、世界的なニーズを取り込めるグローバル産業へと転換させるには、意欲と能力のある農業経営者が自由に農業経営を行うことが必須。そのために、足枷となっている様々な規制を廃し、改革を進めて市場メカニズムに基づいた競争環境を整備する。

改革の課題

農協経営の適性化: 農協への金融庁検査・公認会計士監査の実施

- 農協は、多くの都道府県で地方銀行・信用金庫に次ぐ貯金シェアを確保する巨大金融機関であるため、農協の貯金者保護は重要な政策課題である。したがって、貯金者保護を目的として他の銀行・信用金庫等には行われている金融庁検査を農協に対しても行うべきである。
- 公認会計士監査は、株主及び組合員等出資者のために財務情報の信頼性の確保を目的に行われるべきものである。農協に対しても、早急に公認会計士監査を導入すべく、農業協同組合法を改正すべきである。

農地改革の促進: 農業生産法人要件の更なる緩和

- 第171回国会において可決された「農地法等の一部を改正する法律」では、構成員要件（出資者要件）につき、株式会社等の関連事業者による農業生産法人への出資上限が、最大で2分の1未満まで引き上げられている。しかしながら、（民間企業の販売ノウハウを用いたマーケティング戦略の活用等の）事業の効率化のためには、関連事業者が過半数の議決権を保有できるよう、出資者要件を更に緩和すべきである。
- 事業要件については、様々な創意工夫を凝らした新ビジネスの足かせとなる可能性があることから撤廃すべきである。
- 業務執行役員要件についても、一般企業において経営者と労務従事者を分離した上で経営者は企業経営に特化している場合が少なくないことや、農業生産法人参入企業は農作業への従事よりも、経営ノウハウや販売網の活用、マーケティング力や営業力の発揮を期待されていることが多いことから合理的であるとは言えず、撤廃すべきである。

米政策改革: 米の需給調整システムの見直し

- 平成22年度より実施予定の米戸別所得補償モデル事業は、米の「生産数量目標」に即した生産を行った販売農家に対して所得補償を直接支払により実施することとされている。
- しかし、この事業は、生産数量目標の遵守を補助の要件とする点で、現行の生産数量調整制度に内在する非効率を温存する。特に、主業農家以外の小規模・趣味的農家も補償対象とするため、規模拡大や集約化が妨げられる。
- 戸別所得補償制度は、生産目標等を廃止し、対象を限定した上で、現在の非効率な農業補助金削減の代償として導入すべきである。あるいは、世界市場の中で我が国の農業が成長できるよう、EPA/FTA等の締結を推進することの代償として導入すべきである。一方、小規模農家が農地を売却したり林地に転換して農業から転業ないし引退する際には、1度限りの特別な戸別補償を行うべきである。
- このような戸別所得補償制度は、農業経営者に自由な経営判断による創意工夫と、農地集約化・規模拡大を促し、国土を保全しながら、世界的な食料需要の増大や付加価値の高い農産物需要への対応を可能にする。

農業委員会改革: 農業委員会の在り方の抜本的見直し

- 農地法等の一部を改正する法律においては、農地の利用許可権限を有する農業委員会の役割が以前にも増して重要となっている。しかし、農業委員会の構成員は大多数が地元の農業者であるため、これまで農地の利用調整や転用判断において利益相反行為や恣意的な運用が数多く指摘されてきた。
- 農業委員会の中立性を高めるため、その構成員の大幅な見直しや市町村・都道府県等への権限移譲等を行うべく、農地法や農業委員会等に関する法律を改正すべきである。

農業共済の見直し: 農作物共済(米・麦)にかかる当然加入制の廃止

- 農業共済は、農家が掛金を出し合い共同財産を積み立て、災害を受けた農家はその共同の財産から共済金を受け取る仕組みである。
- 農業共済の1事業である農作物共済は、知事の定める基準面積以上(例えば水稲の場合、都府県で20～40a、北海道で30a～1ha)の米・麦生産者に、全耕作地について強制的に加入することを義務づけている。
- これは、民間保険の参入を阻害し、経営者の経営判断の自由を奪っている。このため、農業災害補償法を改正し、米麦の当然加入制を廃止すべきである。

コメの検査・表示制度の改革: DNA鑑定による表示の実現

- JAS法に基づく産地・品種・産年の表示は県毎に産地品種銘柄として設定されたものに限られているため、新たに品種開発したコメは県毎に申請が必要となる。これでは非常に煩雑なため、民間企業による品種開発のインセンティブが働いていない。この結果、日本では、例えば米国等と比べて品種開発の件数が著しく低い。
- また現在のコメの検査・表示は以下の通り非科学的な方法で実施されている。しかし、DNA鑑定を用いれば品種の確定が科学的に可能となり、品種混入の定量的な把握ができる。産地・産年の確定については、DNA鑑定機関が現地に出向くことで確認ができる。

【検査】品種＝農産物検査員による、コメの外観の確認、産地・産年＝視覚及び嗅覚、水稲共済細目書等の書類確認
【表示】農産物検査法に基づく品位等検査を受け、証明を受けたコメのみ、品種、産地、産年の表示が可能

- したがって、早期に農産物検査法を見直し、DNA鑑定による表示も可能とすべきである。

■農林水産業分野②《林業分野》

基本的な問題意識

森林保全に必要な規制が欠けているため、無秩序な皆伐作業が行われたり、非経済林に必要な間伐が行われていないなど、国土保全に問題を引き起こしている。

さらに林業は、欧米では繁栄しているが、日本では不振である。効率的な林業経営には、広域的に路網を整備し、施業集約を行うことが前提となるが、日本では、それに必要な制度インフラの整備が不十分であることが大きな原因である。

したがって、森林の保全・整備ルール等に関する制度改革が必要である。

改革の課題

保全・整備ルール等の再編

- 森林の保全・整備のためには、森林法を改正すべきである。具体的には、非経済林に対しては無秩序な皆伐の禁止や間伐の義務化等に関する森林保全ルールを、経済林に対しては、森林の更新・育林・間伐・主伐等の森林整備ルールを再編すべきである。

森林情報(所有者・境界)の整備のための省庁間連携の推進

- 森林情報は施業集約に不可欠である。このため、地籍調査を進展させ、所有者・境界を早急に明確化すべきである。あわせて、境界確定等の効率的な実施のため、農林水産省(林野庁、農村振興局)および国土交通省(土地・水資源局、国土地理院)は、地図・地形データ等の活用を促進するため、国土情報の整備に関して、連携すべきである。

施業集約に資する仕組みの導入

- 効率的な林業経営には、広域における路網を整備することが前提となる。そのためには、一部の所有者の合意がなくても、路網の開設が認められる仕組み(例えば、都道府県の認可を受けた組合が所有者の過半数(面積割合)の同意に基づき開設)を導入するよう森林法を改正する必要がある。

■農林水産業分野③《水産業分野》

基本的な問題意識

海外の漁業国においては、科学的根拠に基づく資源管理の徹底により水産資源の急速な回復に成功し、水産業の活性化を実現しているが、我が国では乱獲による水産資源の悪化により、現在の漁業経営の多くは立ち行かなくなっている。水産業の再生には、現行の資源管理の仕組みを根本的に改め、科学的根拠に基づく水産資源の適切な保存と管理を徹底し、水産資源の持続可能性を回復させ、漁業経営の持続性を確保しなければならない。

改革の課題

持続的な資源総合利用のための基本的なビジョンの策定

マサバやスケトウダラのように、エリアによっては、資源量がピーク時と比べ約15%程度まで激減し、禁漁すべき危機的な水準となっている魚種であっても、科学的根拠を軽視し、資源の回復しがたい総漁獲可能量が設定され、非持続的な漁業が行われている。

【課題】まず最大持続可能生産量の実現を目的とする生物学的管理目標を算定する。つぎに、算定された資源量に見合う漁船数や資源量を維持・回復させるまでの期限などに関する「資源の持続的な総合利用のための基本的なビジョン」を策定する。また科学的根拠に基づく資源管理の概念を柱とするよう漁業法の改正を行う。

ITQ(譲渡可能個別漁獲割当)方式の早期導入

現行の漁獲の制限方式は、早い者勝ちであるオリンピック方式(日本全体の総漁獲が目標量に達した時点で漁獲を制限)が基本である。このため、重量当たり単価が極めて低い未成魚の漁獲まで促し、資源の枯渇をもたらしている。また無秩序な漁船の大型化等の設備投資の激化をももたらしている。

【課題】資源回復のために、業者毎または漁船毎に、生物的管理目標に基づいた漁獲枠を割り当てる。さらに漁獲枠の取引を可能にするため、ITQ(譲渡可能個別漁獲割当)方式を導入し、漁業の生産性向上を実現する。

資源量の豊富な資源の利活用

資源量が豊富なさんまの総漁獲可能量は100万トン以上に設定しても資源に悪影響を与えないにも関わらず45万トン程度に設定されている。また政省令によって漁法も制限しているため、まき網やトロール漁船が漁獲できず、加工業やミール業、養殖業などに十分に供給されず、豊富な資源が有効活用されていない。

【課題】最大持続可能生産量を実現する総漁獲可能量を、科学的根拠に基づいて設定する。また政省令におけるさんま漁業に関する漁法を制限する規定を廃止する。

■農林水産業分野④《農林水産業共通分野》

基本的な問題意識

農業協同組合、森林組合および水産業協同組合(以下併せて「農林水産業協同組合」という。)と新規参入法人等とのイコールフッティングを図り、公正かつ自由な競争を促進するための基盤整備を行う必要がある。

また、農林水産業に関連する事業者の経営の多様化等にかかる金融ニーズに適切に対応するため、各信用保証事業について、省庁間の縦割りを超えた制度改革が必要である。

改革の課題

農林水産業協同組合の各連合会に対する独占禁止法の適用除外の解除

- 独占禁止法(昭和22年法律第54号)においては、農林水産業協同組合の連合会に対して、共同経済行為(共同生産・共同販売等)を同法の適用除外として許容している。このため、例えば、高水準の系統利用率・市場占有率を有する連合会がりんご等の青果物にかかる出荷調整(出荷抑制、産地廃棄等)を、一定の地域・時期で実施できるが、このことは、市場における公正かつ自由な競争を阻害し、一般消費者の利益を損ねている。

  競争促進および一般消費者の利益確保の観点から、農林水産業協同組合の各連合会については、適用除外を解除すべきである。

農林水産業信用保証保険制度と中小企業信用保険制度の統合に向けたデータベースの共有化

- 中小企業が金融機関から借り入れをする場合に利用できる信用保証事業としては、農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度(「農林水保険」)と経済産業省が所管する中小企業信用保険制度(「中小保険」)が存在する。

  例えば、中小企業が農産物の「加工・販売」をする場合に「中小保険」を利用できる。しかし、中小企業が農地を借りて、農産物の「生産」に新規参入する場合には、「農林水保険」を利用せざるを得ない。農産物の「生産」が「中小保険」による保証の対象外業種であるため、利用できないからである。

  しかし「農林水保険」においては、「中小保険」で既に導入している保証利用者毎の財務諸表等に基づく保証料率の算定および信用リスク情報のデータベース化ができていない。金融機関のリスク把握の迅速化の観点から、元来「農林水保険」と「中小保険」との統合をすべきである。少なくとも、両制度のデータベースの共有化に向けた「農林水保険」のデータベースの構築を図るべきである。

■住宅・土地分野

基本的な問題意識

透明性が高く信頼性の高い不動産市場を形成することにより、土地の有効利用を促し、経済社会を活性化させることや、都市空間の有効利用や市街地環境整備のための制度を見直し、都心集積を促進することにより、活力に満ちた経済効率性の高い都市を創造すること、及び建築物の信頼性の向上や老朽化した建築物の更新を促進し、安全・安心な住環境を整備することなどを実現する。

改革の課題

老朽化マンション等の建替えの促進

- 1970年代からマンションの大量供給が始まり、平成20年末で築30年を超えるマンションは約73万戸、25年末には約129万戸(1.8倍)になり、また、旧耐震基準(S56年以前)で建築されたマンションは、約106万戸もあると言われている。その中で、建替えが完了した事例はわずか137件にとどまり、現行制度において建替えを行うことは大変な困難を伴うものであることを示している。

  老朽化した分譲マンション等の建替えを行うには、区分所有者及び議決権の各4/5の賛成が必要となる建替え決議が必要であること、現在のマンション敷地以外での建替えが認められないことなどの区分所有法上の問題があるほか、マンションの占有者が賃借人である場合には、明渡しを求めるための裁判等に長期間を要したり、立ち退き料の支払いを主張される場合があるなど、様々な阻害要因があり、これらの阻害要因を排除する必要がある。

公営住宅における新規入居者への定期借家契約の全面的な導入等

- 住宅困窮者に対して住居を提供するという公営住宅の本来の目的を適確に果たすために、入居後の収入の超過等、入居基準に関するチェックを定期的に行い、入居基準を満たさない入居者への住み替えを促す仕組みとして、定期借家契約の締結は極めて有効であり、その全面的な導入を図る。併せて収入超過者に課される割増家賃の設定にあたっては、市場家賃水準以上とし、収入超過者の自主的な住み替えを促すインセンティブとすべきである。

土地収用法の積極的な活用

- 公共事業における用地取得の適正な進行管理が、取引費用を抑制し、ひいては納税者の利益に資することから、用地取得に関する運用改善及び収用手続の早期化を図ることが重要である。このため、事業認定の申請・取得の早期化を促す効果が期待される事業認定基準の公表、現場での用地取得の早期化の動機付けとして「3年8割ルール」*の徹底、将来の紛争予防の観点から事業認定が行われたことの周知徹底などを図るべきである。

(* 公共事業の用地取得にあたって、事業に必要な用地の範囲を示す幅杭の打設後3年又は用地取得率80%のいずれか早い時期までに収用裁決申請等の手続きに移行するというルール)

公共事業に係る費用便益分析の適正化

- 公共事業の実施に際して、費用便益分析が活用されているが、その実施体制や手法に関する政府統一的な準則が定められておらず、事業官庁自らが分析主体となるため、事業を実施・継続することが目的化され、費用と比較して便益が過大に算出されるなどの問題が指摘されている。

  費用便益分析の適正化のためには、公共事業の執行サイクルにおいて費用便益分析をチェックする機能を担う官庁が、従来からの分析結果・分析手法の正確性・妥当性のチェックを通じ蓄積したノウハウを生かし、各事業に共通した費用便益分析に関する一般的基準、ガイドライン、事例集等を作成し、便益の算出やデータの取捨選択等の規範として事業官庁に示すべきである。また、第三者が費用便益分析の正確性等を検証できるように分析結果のみならず使用したデータや分析過程などを詳細に公表することが重要である。

容積率規制の見直し等

- 都心部のオフィス密集地において、住宅用途の容積率が緩和されれば、職住近接が実現し、当該地区に住む者にとっては通勤の利便が図られ、また、都市縁辺部から通勤する者にとっては通勤鉄道の混雑緩和という利益がもたらされることとなる。このような規制緩和を行った場合、交通施設、ライフライン施設、教育施設等のインフラに対し、どのような影響を及ぼすかなどについて、詳細に調査検討すべきである。また、都心部における複合的な用途を積極的に誘導する「混合用途地域」を創設すべきである。
- 容積率規制の趣旨はインフラに対する負荷の制限と良好な市街地環境の維持にあるとされているが、エレベータの床面積の容積率への算入について、エレベータのかごは1つしかないにもかかわらず停止する全ての階数分の床面積を算入する方式になっていることは、容積率規制の趣旨からしても過剰である。容積率への算入については、1階分のみとし、その他の階数分については、容積率に算入しないこととすべきである。

通勤鉄道における時間差料金制の導入について

- 通勤混雑を緩和し、快適な通勤を確保するためには、都心部の住宅用途の容積率緩和と併せて、オフピーク通勤を推進し、ピーク時の需要の分散を図る「時間差料金制」の導入が有効な手段である。

  国土交通省は鉄道事業者と共に、その導入に伴う制度的課題、定期券及び自動改札機のシステム等に係る技術的課題、実験的導入の可能性等について検討を進めるとともに、現行では上限から割り引くことがことしかできない鉄道事業法の運賃の上限認可制度について見直しを行い、全鉄道事業者横断的な時間差料金制の構築が可能となるようにすべきである。

地震保険制度の在り方の見直し

- 地震保険は、建物の倒壊リスクに応じて厳格に保険料率を定めることにより建物の耐震化の促進に寄与するものであるが、現在、地震保険料率は、建物の倒壊リスクの大小にかかわらず一律に定められており、建物の耐震化を促進するものとはなっていない。地震の被害は、事前の建物の耐震化の取組によって最小化することが可能であり、国家全体の耐震化の促進のためにも倒壊リスクに応じた地震保険料率の設定方法に見直すべきである。

  また、地震保険料率は、損害保険料率算出機構が定める基準料率を各損害保険会社がそのまま採用している。基準料率の策定にあたっては、決定した料率のみが公表されているだけであるが、その策定手続も国家全体の地震被害の最小化という目的と関係する以上、公平性と透明性が確保されている必要があり、専門的知見を有する第三者の意見を聴取するなど、その在り方を見直すべきである。併せて、民間の保険会社による自由度の高い地震保険料率の設定が可能となるよう措置すべきである。

都市交通基盤等の整備

- 国際的水準の都市づくりを実現するためには、整備が進んでいない都市計画道路について、整備目標年限を定めた上で、その早期達成に努めることが重要であるため、公共用地取得に係る財源確保及び執行体制の強化を図り、また、完了期間宣言路線といった取組を拡大して、供用を早める取組を強化するなど、都市計画道路の整備を進捗させる取組を徹底すべきである。

■航空・空港分野

基本的な問題意識

中長期的に、アジアを中心として、欧州、米国等世界各国との間における航空需要の増大が予想される。
2010年の羽田空港および成田空港の空港容量拡大が迫る中、日本が国際競争力の強化を図り、世界、とりわけアジアの中で重要な役割を担っていくためには、未来志向に基づく大胆かつスピード感のある改革を進める必要がある。

改革の課題

首都圏空港の戦略的活用

【課題】

- 2010年の羽田・成田空港の再拡張によっても、首都圏の空港容量は近い将来に再び満杯になることが予想されている。今後増大する国際航空需要に対応し航空自由化を促進するためには、羽田空港の更なる国際化を推進しつつ、首都圏空港の容量の拡大が必要。

【求められる改革】

2030年頃における首都圏の空港需要94万回に対応した発着枠の確保。(内訳: 羽田空港60万回程度、成田空港30万回程度)

〈羽田空港〉

- 羽田空港の更なる国際化の推進。(当面、昼間国際線3万回から最低限6万回への倍増、利用者利便に基づく就航先選定)
- 深夜早朝時間帯における、長距離国際線の大型機の運航を可能に。(C滑走路延伸の有効活用・早期完成)
- 飛行方式の改善等により発着枠を49万回へ拡大。さらに、発着枠60万回に拡大する第5滑走路建設を検討。

〈成田空港〉

- 2010年に22万回に拡大される成田空港の発着枠の、30万回への拡大へ向けた空港会社の取り組みを支援。

〈首都圏二次空港〉

- 首都圏二次空港(横田、茨城空港等)の活用。

航空自由化・航空会社の競争力向上

【課題】
- オープンスカイ政策が世界的に拡大する中、国際競争力および消費者利便性の向上を図るためには、相互に乗り入れ地点、便数の制約をなくす航空自由化による、国際航空ネットワークの構築が必要。
- 航空会社の競争力向上のために、人材、航空機材などの面でグローバルな資源の活用のための環境整備が必要。

【求められる改革】
- アジアの他、欧米等との航空自由化交渉の更なる推進。
- 首都圏空港を含めた自由化を目標とすべき。
- 諸外国との間における、航空機および部品、運航乗務員の免許についての相互承認の推進。
- 外資規制の撤廃と外国航空会社による国内運航を可能とする制度改革。

空港の管理・運営制度の在り方

【課題】
- 配置的側面からみたインフラ整備は概成したものと考えられる。今後は、周辺アジア諸国に比べて高い空港使用料への対応を含め、空港の民営化等も見据えた上で、既存ストックの有効活用による効率的・効果的な管理・運営制度が必要。

【求められる改革】
- 完全民営化が予定されている3空港(成田、関空、中部)につき、民営化の推進および民間ならではの創意工夫が発揮できる環境整備の実施。国の関与を必要最小限にし、なるべく自由な資本構成を確保。
- 3空港以外の空港につき、空港整備勘定(旧空港整備特別会計)を見直し、各空港を独立採算の株式会社に改組した上で、将来的に民営化を促進。
- 時間帯別料金制度など需要等に応じた弾力的な空港使用料体系の導入。

■雇用・労働分野

基本的な問題意識

(1) 産業構造の転換スピードが加速したことなど経済の構造変化に柔軟対応し、また多様化する労働者のニーズに応えるため、就労形態の多様化と円滑な労働移動を可能にする。

(2) 労働者の安定した生活を支えるため、労働市場への早期復帰を促し、また仕事を探しやすくする等のセーフティネットを整備する。

改革の課題

円滑な労働移動を可能にする労働市場の整備

雇用契約の明確化と労働市場の整備

- 現在の労働法制が労働市場へ与える影響を検証し、問題があれば、当事者の自由な意思を尊重した合意に基づき、予測可能性が高まるような立法措置を講じていく。

退職金税制・企業年金制度

- 多様な働き方を選択する労働者のニーズに合致した制度を構築すべきである。具体的には同一企業に長期雇用されている者と転職者等の間にアンバランスが生じないような課税の仕組みを検討する。企業年金については、転職時などに更に持ち運びがしやすくなるような制度設計が必要。

働き方の多様化に見合った労働環境の整備

有期労働契約の見直しを含む多様な労働契約の在り方

- 労働者のニーズに合致した多様な雇用類型を制度化すべきである。例えば、雇用期間、賃金の在り方、業務内容について様々な選択を可能にする雇用契約の実現を図る。また、有期労働契約の契約期間の上限を少なくとも10年に引き上げるべきである。

労働者派遣制度の在り方

- 正規雇用を望む労働者に配慮しつつ、派遣労働者がより安心して働ける環境を整備すべきである。
- 規制強化が労働市場や雇用情勢に与える影響を検証し、悪影響があるのであれば、望んで派遣労働を選択している者の働く機会を喪失させ、派遣労働力に頼らざるを得ない中小企業の経営を圧迫するような事業規制はすべきではない。

派遣と請負の区分と具体的当てはめの合理化

- 労働者派遣事業に該当するか否かにつき、「派遣と請負の事業区分に関する基準」(37号告示)等が定められているが、位置付けが曖昧なのに加え、それに基づく運用内容に問題が多いことから、労働者派遣法の趣旨に則って見直した上で、法令化すべきである。

理容師・美容師資格制度の在り方の見直し

- 就職機会を拡大する制度を検討する。例えば、理容師・美容師資格につき、同一施設での両資格者の混在勤務等を可能にする。

セーフティネットの在り方

職業訓練の在り方

- 労働者や企業のニーズに合致した職業訓練の実施が可能となる仕組みを構築する。例えば、教育訓練給付制度における要件を緩和し、雇用保険の被保険者期間が短期のものも利用可能となるようにすべきである。

最低賃金制度の役割を明確化

- 最低賃金については、引き上げが所得分配や雇用に与えた影響等に関し、労使双方について事後検証を十分に実施し、その結果を国民に開示するとともに、施策へ反映させていくべきである。

生活保護の役割を明確化

- 労働市場への早期復帰を促し、仕事を探しやすくする制度を構築すべきである。生活保護については、自立を助長する観点から、勤労意欲を維持、増進させ、また保護脱却へのインセンティブを与える仕組み作りを推し進めることがますます重要である。

雇用保険の受給資格要件の緩和

- 現状対象外となっているが、最も手当が必要な、雇用見込み期間6ヵ月未満の労働者へも受給対象を広げていくべきである。

■教育分野

基本的な問題意識

- 豊かで創造性溢れる国づくりの基盤となる教育の再生・質の向上を図ることは喫緊の課題。公教育の質を高め、信頼を確立することが必要。
  <学習者(児童生徒・保護者)本位の教育の実現に向けて>
  ⇒ (1)学校の質の向上に向けた改革　(2)教員の質の向上に向けた改革　(3)教育に関する諸制度の改革
- 知識基盤社会の進展やグローバル化による競争が激化する中、我が国が持続的な成長を遂げるため、高等教育や研究の充実を通じて、世界トップクラスの学力水準を確保し、国や社会の活力の源泉となる「知」の力を強化していく取り組みが急務。　⇒ (4)大学における教育・研究の質の向上に向けた改革

改革の課題

学校の質の向上に向けた学校に関する評価・情報公開・選択

- **児童生徒・保護者による学校評価制度・教員評価制度の確立**
  教員の指導力等の影響を最も受ける学習者の真の意向を反映した学校評価・教員評価を通じて、学習者の視点から学校の教育活動等の成果を検証し、その評価結果を各教員および各教科の授業改善に適切に繋げる必要がある。
  - 個別の教員および教科を特定した形式で評価を実施
  - 学習者の真の意向を反映させるためにも、被評価者が評価者を特定できることがないよう、評価における匿名性の担保を十分に配慮した上で実施
- **全国学力・学習状況調査における学校ごとの結果公表**
  全国学力・学習状況調査の結果は、あくまでも個別の学校に関する情報公開の一環として適切な学校選択のための基本情報となるものであり、教育を受ける学習者および納税者に対する説明責任の観点からも、自治体ごとや各学校の学年、学級、教科等ごとの結果を公表すべきである。
- **学校選択制の普及促進**
  学習者がニーズに合った学校を自由に選べる機会を提供することを通じて、保護者の学校教育への関心が高まり、「学習者に選ばれる学校」を目指して、学校運営における学校自身の創意工夫・切磋琢磨が促され、教育の質および多様性の向上が期待できることから、学校選択制の更なる普及を促進するべきである。
- **就学校の変更が相当と認められるルールの運用の徹底**
  学校選択制が導入されていない市町村においては、「いじめへの対応」、「通学の利便性などの地理的な理由」はもとより、特に「部活動等学校独自の活動等」が就学校の変更のひとつの理由であり、保護者から申立があった場合は、就学校指定時・在学中にかかわらず変更が認められるとの運用について、更に厳格に徹底すべきである。

教員の質の向上に向けた採用制度の改革

- **学習者本位の教員の在り方 (特別免許状の授与を前提とした採用選考の更なる推進)**
  教員免許状を有しない有為で多様な人材の採用選考等、教員登用の複線化を進めることは、多様な人材同士の切磋琢磨を通じた教員の資質向上にとって極めて効果的である。したがって、採用候補者の属する大学等や教員免許状の有無にこだわらず、担当する教科に関する専門的な知識経験または技能を有する社会人等に授与される免許状である特別免許状を積極的に活用することにより、社会での豊富な経験を持つ者や特定分野に秀でた能力を有する者を含め多様な人材に門戸を開放し、世の中から広く人材を募るべきである。

- **教職大学院修了者の採用・処遇における公平性の確保**
  教職大学院の修了者が教員としての一定の資質を備えているとの先験的な前提に立って、制度的に大学学部卒業者や一般大学院修了者等と異なる措置を講じることは適当ではない。修了者の実績等を踏まえ、都道府県教育委員会等において選考の公平性に留意しつつ対応すべきである。

- **教員の採用・昇任における公正性の向上**
  教員の採用試験や昇任人事を巡る不正は過去にも発生しているという事実を踏まえ、今後不正が発生することを確実に防ぐ仕組みを構築することが必須である。そのため、採用・昇任についての選考の透明性・客観性を高め、採用・昇任が厳正かつ公正に行われることにより教育への信頼が確保されるよう、各教育委員会が実施している採用・昇任における取り組みを周知することにより、改善を促すべきである。

- **教員養成課程の在り方の検証**
  「民主党の政権政策Manifesto2009」において、「教員の資質向上のため、教員免許制度を抜本的に見直す。教員の養成課程は6年制(修士)とし、養成と研修の充実を図る。」とされているが、重要なことは教員養成課程の内容であり、単に教員養成課程の期間を延長することが教員の質の向上に直ちに結び付くわけではない。したがって、いわゆる教員養成大学等における教職課程のカリキュラム等が、教員としての適切な資質を担保する適切な機能を果たしているのか、また、教職課程が教育界への多様な人材の参入の障壁となっていないか、などについて検証する必要がある。

教育に関する諸制度の改革

- **教育バウチャー制度の研究・検討**
  現在の公立学校の教育の公的補助は学級数・教員数等を基準とする機関補助が中心となっており、学校予算の配分に教育内容・学習者の満足度はほとんど無関係であるのが現状で、学習者の評価が反映されないため学校側に改善努力のインセンティブが働きにくい。教育の質の向上のためには、学習者が満足する教育が効率的に提供される仕組みとして、教育の受け手の選択の結果を児童・生徒数に応じた予算配分にも反映させ、学校側の創意工夫を促し自らの努力で改善を進める仕組み作りが必要である。

- **教育委員会の在り方の見直し**
  教育の提供者の論理ではなく、教育を受ける立場の学習者の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて教育行政が行われるよう、本来地方行政について住民に責任を負うべき首長に教育行政の執行権限を委ねるための道を開くべきである。地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になし得ると考えられるため、教育委員会の設置については、地方の自主性・自立性の拡大の観点から、必置制に代えて、首長部局に直属することのできる設置の選択制を導入することが適当である。

- **公立の中高一貫教育に関する問題点の是正**
  公立の中高一貫教育が導入された際の国会附帯決議にあるように、いわゆる「受験エリート校」化しないこと、受験競争の低年齢化につながることのないよう公立学校では学力試験を行わないことなどの趣旨を厳格に遵守し、入学者を定める方法などについて抽選、面接、推薦等の適切な配慮が必要である。また、その趣旨を逸脱していると思われる学校が散見される現状は早急に改めるべきである。

- **生徒に対する懲戒処分の不適切な運用の是正**
  高等学校の生徒に対する自主退学、自宅謹慎、学校内謹慎、訓告等の懲戒等については、社会通念上妥当性を欠くような態様で行われるべきではなく、また法的効果を伴う懲戒についても、生徒の個々の状況に十分留意して、あくまでも法令に基づき可能な範囲内で行われるべきものであるため、教育的配慮という名目の下で法に触れない不適切な生徒指導の運用が是正され、適切な対応が具体的かつ迅速になされるよう、指導を徹底すべきである。

大学における教育・研究の質の向上に向けた改革

- **教育と研究の適切な評価に基づく運営費交付金配分ルールの見直し**
  大学の主要目的である教育と研究それぞれの質の向上を図るためには、各大学の教育・研究それぞれの努力と成果に応じた適切かつ厳正な評価を実施した上で、その評価に基づいた適切な公費の配分を実施すべきである。そのための前提条件として、大学が教育や研究にどの程度のコストをかけているかを把握するため、大学の会計システムを教育と研究に分離する必要がある。

- **競争的研究資金における客観的な審査・評価基準の構築**
  競争的研究資金の配分に関しては、本来、研究成果の期待値が最大になり、また社会的にも最大限の効果をもたらすように、継続的な改善に向け努力していく必要がある。優れた研究は組織・機関が行うものではなく、優れた研究者又はそのチームが行うものであることから、制度の特性を踏まえつつ、評価の単位は組織・機関単位ではなく研究者個人又は研究チーム単位とすることが、適正な評価を行う上では重要であり、優れた研究者を育成・獲得することが大学のインセンティブとして働くようにするべきである。
  研究者個人のアイディアの独創性や可能性を重視する分野や若手研究者等を主な対象とする分野などを除いて、研究の評価手法が既に確立している分野の競争的研究資金の審査については、研究成果の予定を記した事前の計画書の内容に即して行うだけでは十分ではなく、研究者の研究遂行能力を示している過去の研究実績を適切に評価し、将来の成果があがる可能性が高い研究者に、競争的研究資金を重点的に配分すべきである。

- **国立大学法人学長選考の適正化**
  国立大学法人法の制定により、学外者も参画する学長選考会議で学長候補者を決定する制度が導入されたことによって、形式的には、学内の投票結果に従わなくとも、また投票そのものが実施されなくとも、学長候補者を決定することができることとなった。競争的環境の中で世界最高水準の大学を育成するという制度趣旨のためにも、学長は学長と利害関係のない者によって選考されるべきであり、その透明性、公正性及び正統性に加えて、国民や社会に対する説明責任が確実に担保されなければならず、学長候補者を決定する適切な方法を検討する必要がある。

■金融分野

基本的な問題意識

米欧の金融バブルの崩壊を踏まえつつ、我が国金融・資本市場の国際競争力を強化し、「貯蓄から投資へ」を促進すべく、利用者本位の健全な金融イノベーションが発揮できる環境整備や国内外から信頼される透明で公正な金融・資本市場の確立が必要。

改革の課題

コーポレート・ガバナンスのあり方

我が国がグローバル金融センターとして国内外機関投資家の信認を回復するため、早急にコーポレート・ガバナンスの整備が必要。

- **社外取締役のあり方**
  経営者の説明責任の確保、第三者の視点を入れた経営判断の担保および経営者の暴走等の抑止といった観点からも有効である社外取締役を企業が積極的に取り入れるような制度設計を検討すべき。
- **ガバナンス機構に関する情報開示**
  米英では委員会設置会社制度が一般的であるが、我が国においては、独自の監査役制度が一般的であり、各企業が、自らの社外取締役と監査役機能のベストミックスについて国内外の投資家に対して情報開示する仕組みを検討すべき。
- **エクイティファイナンスの透明性・公正性の確保**
  第三者割当増資等は投資家保護に問題がある、株式持合は我が国特有の慣習で海外機関投資家に分かりづらいといった指摘があり、エクイティファイナンスに関する情報公開充実など、透明性・公正性を確保する仕組みを検討すべき。
- **J-SOX法における情報開示のあり方**
  過度な情報開示を課すことで、かえって市場の公正な価格形成機能を阻害するとの指摘もあることから、四半期開示や業績予測など、内部統制報告制度における情報開示の在り方について検討すべき。

インサイダー取引規制の見直し

我が国証券市場の公正性・透明性を確保し、投資家の信頼が得られる市場を確立するために、通常の取引を萎縮させることなく、不公正取引を適切に規制する制度設計を検討すべき。

- **包括条項と個別列挙が並存するインサイダー取引規制の抜本的見直し**
  規制されるべき不公正取引が対象から外れたり、通常の取引が形式的に規制対象となるといった包括条項と個別列挙の並存による不都合を解消すべき。
- **インサイダー取引規制の軽微基準の拡大**
  インサイダー取引の抜本的な見直しには相応の時間を要することから、通常の取引が萎縮しないよう、持株会社の場合等はインサイダー取引基準を連結ベースとするなど軽微基準の拡大を検討すべき。
- **課徴金に関する事前照会制度の創設**
  国税の事前照会制度と同様、インサイダー取引規制に抵触するか否か事前に照会できる仕組みを検討すべき。

危機発生時の有事法制の見直し

米欧の金融バブル崩壊を踏まえ、金融コングロマリット化の進展や我が国金融資本市場のグローバル化・高度化に合わせて、金融危機に対するマクロプルーデンス視点からの望ましい金融監督体制、基準、危機対応態勢のあり方について検討すべき。

合わせて、金融検査の透明性向上に向け、より一層の金融機関と監督当局との「双方向の議論」を行いやすい環境の整備や検査と監督の一層の連携強化による金融検査の質的向上を着手すべきある。

業務範囲規制の見直し

利用者利便を向上し、金融イノベーション促進や我が国金融資本市場の国際競争力強化のためにもシステミックリスクの管理に充分留意しつつ、以下をはじめとする業務範囲規制の一層の見直しを検討すべき。

- **銀行・保険会社本体によるリース業務の解禁**
  リース業務、特にファイナンスリースについては融資取引と同種の取引と捉えられ、銀行業務との親和性も高いと判断されることから、銀行本体による取り扱いを検討すべき。
- **銀行・証券のファイアーウォール規制の見直し**
  利用者利便の向上や我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向け、銀行・証券のファイアーウォール規制の更なる見直しを検討すべき。
- **銀行の保険募集・販売にかかる弊害防止措置の見直し**
  銀行等による保険窓販が全面解禁された平成19年から概ね3年後には所要の見直しが行われることとなっており、契約者保護に充分留意しつつ、銀行等の保険募集にかかる融資先規制をはじめとする各種弊害防止措置の見直しを検討すべき。

■独禁政策・生活基盤分野 《独禁政策》

基本的な問題意識

我が国の経済・社会の活性化のためには、ルールに基づいた自由で公正な競争が行われる経済・社会を実現していくことが重要であるため、公平で予測可能な競争政策を推進すべきである。

改革の課題

公正取引委員会の審判制度の独立性・中立性・公平性の一層の確保

公正取引委員会は、独占禁止法違反被疑事件に対する調査活動（審査）と、審査の結果だされた排除措置命令等に対する争いの判断（審判）の、両方を担当している。しかし、審判制度の影響力の強さに鑑みると、訴追者が審査を同時に行うのは、独立性・中立性・公平性の点で望ましくない。また、審判の結果（審決）に対し取消訴訟を起こす際には、第一審が省略され東京高等裁判所から争うこととなり、憲法で認められた裁判を受ける権利が的確に保障されているかという点でも疑義がある。

したがって、例えば、審判制度を廃止し裁判所に取消訴訟を直接提起する制度にする、又は、公正取引委員会の審判を経ないで直接裁判所に対して取消訴訟を提起できる方法を選択できる制度の導入等、審判制度を改正すべきである。

独占禁止法違反への制裁措置を課徴金制度へ一本化

独占禁止法違反者に対する罰則は、課徴金と刑事罰が併科される仕組みとなっており、憲法39条が禁ずる二重処罰に抵触する懸念があるため、どちらかの制度に一本化するのが望ましい。独占禁止法違反行為は、経済的利得を得ることを誘因としていることが明白であり、違反行為に応じた金銭的不利益処分を機動的に課す方法が効果的であると考えられるため、課徴金制度に一本化すべきである。

不当廉売・「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る価格設定」に関する基準の明確化

不当廉売又は「商品を供給しなければ発生しない費用を下回る対価設定」により、他の事業者の事業活動を困難にさせることは、独占禁止法により禁止されている。公正取引委員会は、これらの解釈についてガイドラインを公表しているが、事業者の予測可能性がより適切に担保されるよう、当該市場の競争の状況・程度(事業者への公的な補助・規制・保護等による特段の支援による影響、エッセンシャル・ファシリティの状況等)に応じた、基本的な考え方(共通費の配賦原則をどのように考えるかを含む)についても、明確にすべきである。

■独禁政策・生活基盤分野 《生活基盤》

基本的な問題意識

平成18年に、多重債務問題の解決等を目的として、上限金利規制の引き下げ、貸出総量規制などを含む貸金業法等の改正が行われた。この結果、貸金業者の廃業や新規貸付停止につながるとともに、比較的信用力の低い層の資金調達の道が閉ざされるおそれがあり、経済情勢の悪化に拍車をかけることが懸念される。

改革の課題

貸金業制度の在り方の見直し

リスクの低い層には低金利を、高い層には高金利を要求する仕組みは、貸し手にとってのリスク分散であるのみならず、借り手が市場から排除されないための安全装置であり、かつ、それによってリスクの高い借り手への融資が可能となるという観点から、上限金利規制の引下げは望ましくないという見方もある。貸出総量規制についても、本来は世帯収入も踏まえたうえで判断されるべき借り手の返済能力を、個人収入のみで計ろうとする等の問題がある。健全な貸し手・借り手に資金を供給できる制度にすることによって、資金需要者のニーズを満たすことができ、資金供給者の経済活動も促進されることが期待される。これらの見解を踏まえ、健全な貸し手・借り手の機会が奪われず、自由な経済活動が行われるよう、市場の実態を実証的な観点から調査・分析し、是正すべき点がある場合には、貸金業制度の在り方を見直すべき。

■地域活性化分野

基本的な問題意識

- 「あじさい・もみじ月間」であがる現場の声に応え、地域の生活向上に係る内容や、縦割り行政による弊害、国と地方の狭間に陥る行政上の諸課題など、要望実現に向け鋭意取り組んでいる。
- 地域経済を支える中小企業などのために、地域の実情に応じた規制改革を推進している。

改革の課題

森林バイオマス利用の支障となる行政手続きの簡素化

① 木くずはペレット化し化石燃料の代替品として、林地残材はチップ化し紙パルプやクッション材、燃料として利用されるなど、ますます森林バイオマスの利用は広がりつつある。

しかしながら、これら森林バイオマスは、性状や取引価値の有無等にもよるがその多くは「廃棄物」とみなされる場合が多く、収集運搬および加工には、廃棄物処理法上の収集運搬業および処分業の許可をそれぞれ取得する必要がある。さらに、事業者への業の許可においては、判断基準のバラツキにより過剰な規制を課す自治体もあることから、許可取得が円滑に進まず、新たな産業育成やバイオマス事業展開の大きな壁となっている。

したがって、どのようなケースであれば業の許可が簡易に取得できるかを示すグッドプラクティス集を作成するなど、森林バイオマス資源を最大限活用できる環境整備を検討すべきである。

② また、バイオマス燃料として利用した後の燃焼灰は、肥料としての活用が期待されるところではあるが、現在は「廃棄物」としてコストをかけて処分されることが多い。有害物質を含まない木質ペレット等の燃焼灰については、肥料として取り扱う自治体もあることなどから、燃焼灰の円滑なリサイクルの仕組みを検討すべきである。

市町村合併の影響を踏まえた既存制度(農村地域工業等導入促進法)の見直し

- 全国的に市町村合併が進展する中、合併前の市町村で適用されていた税制上の優遇措置が、人口等の要件を満たさなくなり受けられなくなるケースが相次いで発生しているとの声を聞く。

  例えば、農村地域工業等導入促進法では、人口等一定の要件を満たせば、工業等の企業立地を税制などで支援することとなっているが、その支援地域は「村」であることに変わりがないにもかかわらず、合併による人口増加により、農村地域要件を外れるケースがある。

  したがって、同法適用の判断基準について、一律の数値基準で適用可否を決定するのではなく、農村地域の指定に一定の配慮を行うなど、来年3月末に時限を迎える過疎地域自立促進特別措置法などの問題意識を踏まえ、農村地域要件の見直しを検討する必要がある。

過疎地における福祉・介護サービスの弾力的運用

- 現在、高齢者、障害者に係る行政サービスは、高齢者は介護保険法、障害者は各自治体の財源と、それぞれ縦割りで管理・運営されている。

  しかしながら、過疎地では、人材や施設の不足等から、高齢者のための相談支援を行う地域包括支援センターと、障害者のための相談支援の体制づくりを別々に進めていくのは困難な場合が少なくなく、結果として障害者に対する相談支援が手薄になっていると言われている。さらに障害者支援施設においては、障害者の地域生活への移行に伴う空床の有効活用や、また障害者の共同生活援助(グループホーム)等における定員要件の緩和など課題が多い。

  したがって、市町村窓口における福祉・介護の兼務領域の拡大、地域の実情に応じた兼用可能な施設の拡充および利用要件の緩和など、縦割り運用の考え方から脱却し、地域の限られた「人材」や「施設」で多様なニーズに対応可能となるよう、検討すべきである。

直接金融による中小企業の資金調達の多様化

- 金融危機以降、金融機関の中小企業向け融資貸出はますます厳しい状況にある。近年、金融機関を介さない直接金融の中で、社債による資金調達の一つである少人数私募債が、関係法の免除規定や手続きの簡易性、低コストなどの理由から、顔の見えるコミュニティファイナンスとして注目されてはいるが、発行形態や募集対象等、運用上の制約により利用する企業が限られている状況がある。

  したがって、少人数私募債制度を整備・拡充し、中小企業の円滑な資金調達を支援することが必要である。

補助対象財産の転用等に係る情報提供・周知の徹底およびフォローアップ等

- 昨年、補助金を使って整備した施設の財産処分において、各府省による承認手続きの画期的な運用緩和が図られた。
  しかしながら、この弾力化措置が市町村にまで十分周知されておらず、また、第3セクターや公社、外郭団体などについては、10年経過後の財産処分であっても大臣許可が必要となるなど一定の制約が残されているため、運用面で十分な効果を発揮できない懸念がある。
  したがって、引き続き各自治体をはじめとする関係者に情報提供・周知の徹底を図るとともに、補助対象財産の転用等に係る実績について適宜フォローアップを行い、補助対象財産のより一層の有効活用に向けて検討すべきである。

自治体ごとに異なる事務手続き等の統一化

- 地方自治法による自治事務について、地域主権の観点から自治体が主体となって決めることは重要ではあるが、申請書の様式等事務手続きまで自治体ごとにバラバラになるのは困るとの意見が多い。特に全国に事業展開する業界団体等から、煩雑であり非効率であるとの意見が多く、近年、「自治体ごとに異なる事務手続きを統一して欲しい」という要望が増えている。
  例えば、全国に約5万店あるコンビニエンスストアについては、飲食店営業として各県の条例等で定めた飲食店などの施設基準が適用されており、そのため食品衛生に係る過剰な指導を行う自治体も発生している。
  したがって、自治体ごとに異なる必要のないコンビニエンスストアの施設基準については、固有の施設基準の設定や統一的ガイドラインの提示等技術的助言を行うことについて、検討すべきである。

地域観光振興のための多様な宿泊ニーズを満たす宿泊施設の提供

- 近年、グリーンツーリズム、農業体験学習、伝統的な町並みを利用した地域振興の取組が拡大しており、農家、歴史的価値を有する町屋や古民家等の多様な施設への宿泊ニーズも高まりつつある。
  例えば、農家への宿泊については、農家民宿が可能となるよう規制緩和は進められてきたが、旅館業法の許可を有さない農家も多く、宿泊施設として利用するための環境整備が不十分であることから、一層の規制緩和を図るべきである。
  また、町屋・古民家等については、旅館業法に係る玄関帳場の設置や建築基準法に係る避難防火上の対応など、農家民宿等への規制緩和の対象とならない施設が多いため、農家民宿に続く地域観光振興の切り札として利用できるよう、現行法体系の見直しや法運用の明確化などについて、検討すべきである。

■環境分野

基本的な問題意識

- **地球温暖化分野**
  世界的課題であるが、日本では、2007年度の温室効果ガス総排出量が1990年比で9.0%増加するなど効果が上がっていない。温室効果ガス削減を担保し、日本の世界におけるリーダーシップを示すと共に、産業振興による日本経済の成長および雇用創造の機会として活用すべき。
- **廃棄物・リサイクル分野**
  不法投棄回避のため、廃棄物処理の生産性低下およびリサイクルが妨げられている。「資源循環」を促進し、かつ廃棄物処理の生産性向上・社会的コスト削減を図るべき。
- **保安分野**
  厳格な検査基準、関係法令の重複適用により、長期間の設備停止、費用高や機会損失を引き起こしている。また、国際標準規格との不整合による産業活動への弊害も大きく、性能規定化により事業者の自主保安への移行・合理化を図るべき。

改革の課題

地球温暖化に関わる課題への対応

①抜本的制度改革に向けた条件整備

【課題】
2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減するという目標達成に向けては、その実現を担保する策、中でも、キャップ・アンド・トレード方式の排出権取引制度や環境税等の抜本的な制度変更が必要となる。一方、こういった抜本策は反対も多いゆえに詳細が全く詰まっていない。

【具体的施策】
1. キャップ・アンド・トレード方式による排出権取引市場の創出、あるいは環境税など抜本的な制度改革をどのようなタイミングで、どのような設計に基づいて導入すべきかについて検証し、結論を出す。
2. 抜本的な制度改革の実現のためには、それを支える制度、標準、ルール、インフラ等の整備が不可欠である。例えば、排出権取引の範囲、排出枠の設定方法、標準等ルールづくり、炭素会計制度の整備、排出量把握・モニタリングのシステムの構築等が必要になる。抜本的な制度設計をあわせて検討する。

②新エネルギー(太陽光パネル)の導入促進

【課題】

住宅分野に比べ、工場・商業施設への太陽光パネルの導入が遅れている。

分　野	現在の主な導入促進施策
住　宅	▪住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金による導入助成 ▪余剰電力の買い取り
非住宅	(教育) ▪スクール・ニューディール構想による導入助成 ▪エコキャンパス推進事業による導入助成 (産業) ▪新エネルギー事業者支援対策事業による助成(300億円規模)

現在の発電導入量
万kW;2007; (構成比)

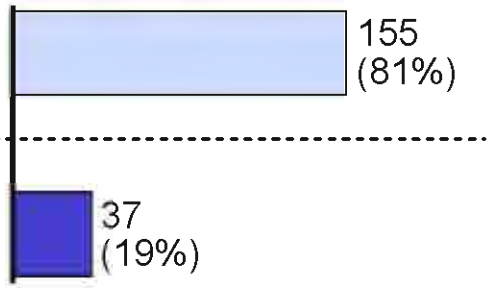

【具体的施策】

1. 工場立地法を改正し、緑地面積義務を一部太陽光パネルによって代替する。
2. 商業施設への導入施策を実施する

具体的な施策

①工場立地法で定める緑地義務面積を、太陽光パネルで一部代替可能にする[2]

②商業施設への太陽光パネル導入に対しての助成金を拡充[3]

期待される発電導入量[1]
万kW

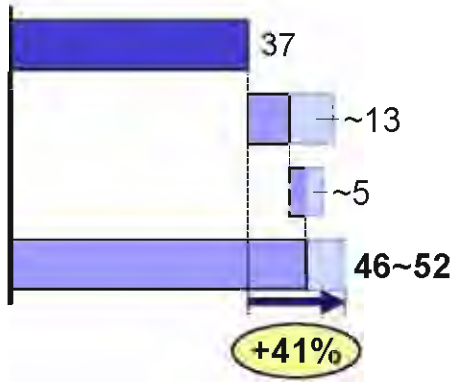

導入時の経済効果

520～1,050億円

1 発電導入量と導入時の経済効果は住宅用の太陽光パネルの実績値に準拠して算出
2 太陽光パネルによる緑地代替が認められることにより、緑地義務面積の1～2割が置き換わると想定
3 施策により、都市部のオフィスビルの1～2割に100平米のパネルが設置されると想定

廃棄物の適正処理およびリサイクルの促進

①廃棄物の定義の見直し

【課題】
排出された物のうち、無価物・逆有償物のすべてを一旦「廃棄物」と定義し、廃棄物処理法における厳しい規制を課すため、再資源化が妨げられている。

【具体的施策】
リサイクル可能である場合には、無価物・逆有償物であっても廃棄物処理法の規制を適用除外とし、廃棄物を再生資源として最大限活用する。

②一廃・産廃区分の再定義

【課題】
同一性状の廃棄物であっても排出元によって一般廃棄物・産業廃棄物と異なった区分に分けられ、それぞれ別々に処理する必要があるため、効率的処理が妨げられている。

【具体的施策】
一般廃棄物と産業廃棄物の区分を、①拡大生産者責任にて処理を行う製品廃棄物、②家庭から排出される塵芥・厨芥、③一般家庭から排出される自治体の処理困難物も含めたその他廃棄物　に再分類し、②についてのみ自治体責任とする等、処理効率が高く、明確に判断が可能な状態とする。

屋外タンクにおける開放検査の性能規定化

【課題】
屋外タンクの開放検査に係る検査基準は厳しく、長期間に及ぶ工期が通油ダウン等、製造計画へ影響を及ぼし、更に莫大な費用を要するため、結果的に国民負担の増加を招いている。

【具体的施策】
適宜腐食状況をモニタリングする状態監視保全を行うことで、開放検査周期の更なる延長を行う。検査項目については、事業者の自主保安に基づいた性能規定化を進める。特に、溶接部検査において、発見された傷が腐食の要因となるか判断に支障をきたす場合にのみ、当該箇所を研削することとする。

■海外人材分野

基本的な問題意識

平成20年度末において外国人登録者数は221万人を超え、我が国の総人口に占める比率も1.74%と上昇を続けている。外国人労働者には短期雇用事例が多く、転職・失業及びそれに伴う転居の頻度が高い傾向があり、生活環境の安定に欠かせない社会保険への加入が低迷している。このため、未加入者が病気等になって病院に行けずに症状を悪化させたり、診察を受けても診療費未払いで病院財政を悪化させる等のケースが生じている。本来、外国人においても日本人同様、住民として、例えば納税や社会保険加入といった義務の遂行を確実にしつつ、一定の権利が保障されるべきである。

このような問題に対応するべく、平成19年の雇用対策法改正や平成21年の入国管理法・住民基本台帳法等改正が行われ、初めて外国人が住民基本台帳法の対象となる等の外国人に対する制度的インフラが整備されてきたことは画期的である。

しかしながら、「在留外国人の権利の保障と義務の遂行」のためには積み残された課題も多い。出入国管理政策とともに地方公共団体の外国人関連政策の一層の円滑化のため、国と地方公共団体がこれまで以上に一体となり、例えばLGWANを活用し、雇用や社会保険加入状況等の情報共有化を推進し、業務の連携を図ることで、社会保険の加入促進や納税率の向上を図るとともに、就学案内等の権利を保障するための法令・システムの整備を更に進める必要がある。

また、外国人研修・技能実習制度は受入機関の不正行為に伴う人権問題、EPAにおける看護師候補者・介護福祉士候補者受入制度は日本語の壁といった問題を抱えており、依然改善の余地がある。

改革の課題

在留外国人の権利・義務確保のための制度的インフラの整備

①在留外国人の社会保険加入促進

【課題】

生活環境の安定に欠かせない社会保険への加入率が低いため、在留外国人自身が健康リスクに晒されると共に、医療費の不払い等が発生した場合、地方公共団体及び地域経済の負担になる可能性がある。

【対策】

国と地方公共団体各々が把握している個々人の社会保険加入情報を相互照会可能とする。あわせて未加入者がどの保険に加入すべきか判断するための仕組みを構築し、最低限の生活を守るためのセーフティーネットとして加入促進を図る。

②国のデータベースにおける外国人名のアルファベット表記の必須項目化

【課題】
外国人名表記方法には規定がないため、カタカナ・アルファベット等データベース毎に異なり、照合を行うことができない。

【対策】
住民基本台帳制度の改正で外国人が住民基本台帳に登録されることに伴い、国のデータベースの表記方法については、パスポート記載のアルファベットを必須項目とし、統一して相互照合を可能とする。地方公共団体はこのデータを参照し、外国人の納税や社会保険加入状況を簡便に確認することにより、迅速に適切なサービスを提供する。

③国と地方公共団体の連携促進

【課題】
出入国や「外国人雇用状況の届出」・社会保険加入状況といった情報の、国の機関から地方公共団体への提供が保障されていないため、地方公共団体はリアルタイムの在住状況等を把握できず、地方自治行政の障害になっている。

【対策】
国の機関と地方公共団体・国の機関同士の合理的な範囲内での情報及び業務の連携を行うことにより、地域レベルでの施策を適切に実施する。

④地方公共団体役所内におけるハローワークのワンストップサービスコーナーの機能の拡充

【課題】
外国人住民の多い地方公共団体の役所内に、ハローワークが「ワンストップサービスコーナー」を設置しているが、相談員・通訳のみで機能が不十分である。

【対策】
求人検索パソコンを常設すると共に、失業認定・住宅斡旋・社会保険切替等の機能も持たせることにより、同機能を高める。

⑤日本語能力の評価基準の策定

【課題】
生活者として必要不可欠な日本語能力を評価する制度および更なる向上を促進するための制度がないため、就学・就職ができず、地域社会の中で孤立してしまうことが多い。

【対策】
欧州の「ヨーロッパ言語共通参照枠」のように日本語の共通参照枠を国として策定し、個々人の能力を客観的に評価できるようにする。更に日本語能力の高い者は在留期間に関するインセンティブも付加する。

外国人研修・技能実習制度の適正化

①研修生・技能実習生に対する保護措置の整備

【課題】
受入機関の不正行為により、研修生・技能実習生の基本的人権が侵されるケースが多い。

【対策】
受入機関の不正行為から外国人が自ら身を守るための初期講習・ホットラインを充実させる。また、JITCOの行う巡回の強化、受入機関の不正行為に対しては罰則の厳格な適用を行う。あわせて、制度の適正な運営、労働関係法令の遵守のために、JITCOが行う技能実習実施担当者講習会を受入機関が受講しない場合の受入停止処分などの措置を実施する。

②研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がなく、中途帰国になった場合の対応

【課題】
受入機関の倒産等により、研修生・技能実習生の責めに帰すべき理由がないにも関わらず、研修・技能実習の継続ができない場合で、中途帰国に追い込まれるケースがある。

【対策】
上記の場合には、研修・技能実習の継続のための新たな引受機関をタイムリーに検索できるシステムおよび対象機関が見つからない場合の補償のガイドラインを構築・周知する。

EPAにおける看護師候補者・介護福祉士候補者受入制度の適正化

①日本語教育の支援

【課題】
候補者の国家資格取得の最大の障害は日本語であるが、配属後は概ね受入機関任せである。しかし、受入機関には日本語の継続学習のノウハウがない。

【対策】
国として受入機関配属後の日本語の継続学習のサポートを充実する。

■貿易分野

基本的な問題意識

我が国の港湾は、国が定めた基本方針に基づいて、地方公共団体が港湾計画を策定し実行している。その結果、投資と経営が分離され、岸壁、防波堤等の基本的施設整備に対し積極的な国庫補助が行われているものの、採算意識が希薄となり、真に効率的に運営されているとは言いがたい状況となっている。アジア諸港の躍進等により我が国港湾の国際的地位が低下する中、選択と集中の考えのもと、投資対象の港湾を我が国産業の国際競争力強化に資するごく少数の港に厳選して絞り込むことが喫緊の課題である。さらに、各港湾毎に独立採算化し、経営効率化のための港湾改革を推進すべきである。

また、通関制度改革として、IT化、グローバル化の進展により近年益々スピードを増す国際物流において求められているリードタイム短縮の要請と、米国同時多発テロ以降国際的に求められているセキュリティの確保の要請を高い次元で両立させることが必要である。

改革の課題

我が国産業の国際競争力強化に資する港湾改革

1. 港湾行政のあり方

選択と集中の考え方のもと、投資対象の港湾をごく少数の港に厳選し、港湾周辺の社会資本整備および道路・フィーダー輸送等国内輸送網との一体的な整備を図るべきである。また、港湾経営を公的資金に頼らず運営する独立採算制とし、港湾管理者の経営意識を高め、将来的には民営化していくべきである。なお、コンテナターミナルは全体を一括して管理運営し、より効率的な経営を図るべきである。また、24時間ゲートオープン等を実現し、ユーザーのニーズである輸出入のリードタイム短縮とコスト低減を推進すべきである。

2. 京浜三港連携のサポート

東京港・横浜港・川崎港を一体的に整備・経営していく取り組みは、国際競争力強化に向けて大いに期待できる。まずは、これら3港の関係法令における位置づけを整理し、京浜三港の円滑な統合を積極的にサポートしていくことが必要である。一方で、東京都、横浜市、川崎市は、迅速に統合を実現すべきである。

3. 水先制度の改革

改正水先法により新設された指名制度が機能するように、現在行われている指名制トライアル事業を踏まえ、引受事務要領を改正し、競争原理が働く適切な市場環境を整備すべきである。加えて、操船経験のない一般の志願者を受入れ可能とする水先人養成ルートを整備し、新規参入する水先人の質の向上、及びその供給増につなげ、市場がより効果的に機能するようにしていくべきである。

通関制度改革

1. AEO制度の利用促進策

我が国の国際競争力を強化するため、特定輸出申告制度を始めとするAEO制度が構築されたが、導入メリットよりも基準を満たすためのコストが高いため利用が促進されておらず、特定保税運送制度、認定製造者制度に至っては平成21年10月現在において認定者が0件である。利用者が国際的に強まるセキュリティの確保の要請に応えつつ、リードタイム短縮の効果を享受できるよう、国際的な相互認証の拡充も含め、制度利用の促進を図るべきである。

2. 次世代シングルウィンドウの継続的見直し

輸出入および港湾・空港手続きの一元化、簡素化を目的に、平成20年10月に「次世代シングルウィンドウ」が導入されたが、例えば港湾手続きの電子化率は50%未満となっている等、利用が促進されていない。費用対効果を踏まえた上で、利便性向上のため継続的に見直しをすべきである。

3. 特恵原産地証明発給制度の継続的見直し

欧米先進諸国や韓国では、認定輸出者制度を始めとする自己証明制度の導入・利用が進んでおり、我が国においても日スイスFTEPAを契機とした認定輸出者自己証明制度の整備を一つのステップとして、可能な限り、欧米先進諸国に対して自己証明制度(第2種特定原産地証明書)を導入していくべきである。また、第三者証明制度(第1種特定原産地証明書)の発給手続きの簡素化・迅速化・電子化に継続的に取り組むべきである。

■運輸分野

基本的な問題意識

運輸分野は、国民生活の基盤をなすものであり、安全・安心には十分に配慮しつつ、事業者の創意工夫による、より一層の利用者利便の向上や事業活動の効率化・活性化を目指した取り組みが必要である。

とりわけ、高齢化が進展する中、日々の交通手段として、公共交通は必要不可欠なものとなっており、地域のニーズや事業者の創意工夫に対応した取り組みを進めていくことが重要である。

改革の課題

タクシー事業における諸問題について

- タクシー事業においては、長期的な需要減少傾向の中、運転手の賃金低下や事故率の上昇傾向が見られるとの指摘がある。
- 現下の厳しい雇用情勢の下で、雇用機会の縮小につながることのないよう、こうした問題の解決策の前提としては、タクシー事業活性化の観点から、創意工夫を行う優良な事業者による新規参入・ 増車が可能であることが必要。
- 運転手の労働条件改善は、基本的にはタクシー事業者の経営課題として、また、より広い社会政策を通じて実現。
- 事故への対応は、行為規制の強化を通じ、安全上、違法・不適切な事業者の市場からの排除を徹底することで実現。
- そのほか、ITの活用、ランク制度の導入・充実や同制度を活用した乗り場の差別化、運賃・行政処分に関する情報開示の充実など、利用者がタクシーを選択しやすい環境の創出を促す施策を実施。

道路空間を活用した駐車需要マネジメントの推進

- 都市内交通の円滑化のため、路上駐車に対する需要が存在する現実を前提として、路上駐車施設の積極的整備と、これら施設の利用料金を路上駐車をしようとするドライバーの需要価値を反映したものに設定するという、需要と供給両面からの対策が必要。
- このため、道路空間における駐車需要を吸収するための駐車施設(パーキング・メーターおよびパーキング・チケット発給設備、路上駐車場)の積極的整備と、民間のコイン式パーキングにおいて実施されているように、需要を勘案して単位時間当たりの駐車料金を変えるという駐車需要マネジメントを推進。

地域における交通ネットワークの維持・活性化

- 地域における交通機関である、離島航路と乗合バスにおいて、輸送人員が減少し、事業者の経営悪化が進んでいる状況にある。今後も国や地方自治体の助成のもと、離島航路および乗合バスを維持・改善していくためには、効率的で利便性の高いサービスを提供する必要がある。
- そこで、離島航路や地方バス路線を維持するために行われている補助制度について、事業者の経営努力を促進し、地域や事業者の創意工夫が十分に活かされるようにすることによって、離島航路や地方バス路線を活性化するという観点から、例えば、入札制による事業者選定など、補助金の更なる効率的な活用に向けた方策を推進する必要がある。

内航海運暫定措置事業について

- 内航海運暫定措置事業については、交付金を先に交付し、後から納付金で収支を相償わせるという事業構造であり、収支が相償い終了するまでには相当程度の期間を要するものと考えられる。
- そこで、内航海運暫定措置事業については、できるだけ早期に終了するよう努めるべく、引き続き毎年度ごとの暫定措置事業の資金管理計画を明確にさせ、これを公表すべきである。
- また、国としても着実な債務の償還が図られ、本件業務に係る政府保証額が前年度以下となるように監督することが必要である。

■IT・通信分野

基本的な問題意識

ICT分野の重要性を踏まえ、競争環境の整備を通じた国民利便の向上の観点から、今後とも継続的な規制改革が必要である。その際には、例えば、郵便・信書便事業における競争環境の整備、通信市場における競争政策およびユニバーサルサービスの在り方、通信・放送の総合的な法体系の在り方等、幅広い事項について議論を深め、技術の進歩や時代のニーズに応じたICT環境の実現を図るべきである。

また、ICTネットワークをビジネス・国民生活全般にわたり最大限に活用するため、今日のICTの有り様を想定していない、時代遅れとなった規制・制度・慣行等の継続的な見直しが不可欠であり、ICT利活用を阻害する諸制度等について随時見直しを行うべきである。

改革の課題

郵便・信書便事業における競争環境の整備

- 時代の変化に応じた競争環境実現のため、ユニバーサルサービスの範囲および確保の在り方に関する議論を深め、郵便・信書便事業の競争の促進による利用者利便の向上を図るべきである。
- 国際エクスプレス郵便(EMS)における民業とのイコールフッティングの確保

通信分野における競争促進

- 技術の急速な進歩や利用実態の変化、また市場構造の変化や国際競争力の確保を勘案しつつ、NTTの組織の在り方について検討を行うとともに、ドミナント規制の適正な運用や次世代ネットワークに係る接続ルールの整備による公正競争を確保するべきである。

通信・放送の総合的な法体系の在り方の検討

- 国民利用者が安心して多様で良質なサービスを享受できるよう、各種コンテンツの自由な流通を促進し、無線・有線といった技術やハードの違いにとらわれないシームレスな事業展開による自由で公正な競争が可能となるような市場環境の実現に向けた法体系の整備

ITを最大限活用するための規制の在り方の見直し

- ブロードバンドの普及やセキュリティ技術の向上等を勘案し、ICTネットワークを最大限に活用できるよう、時代遅れとなった規制や行政手続等を見直すべきである。

■エネルギー分野①《電力分野》

基本的な問題意識

電力分野における「市場メカニズムの活用」は、コスト低下による需要家利益をもたらす。それだけでなく、ピーク時の需要抑制のインセンティブを与えるため、供給信頼度の向上のためにも、地球温暖化対策としても有効である。電力市場における抜本的な競争環境の整備が必要である。

改革の課題

「季時別排出係数」の導入

- 我が国の発電所が発生させるCO_2の排出量を削減するためには、発電によるCO_2排出量が低い時間帯に（例えば昼から夜に）需要家が電力消費をシフトするインセンティブを与えることが有効である。

  しかしながら、現状における事業者別排出係数は、全日の平均排出係数として算定されているため、時間をシフトさせるインセンティブを需要家に与えていない。

  したがって、排出係数としては、全日ではなく、(ピーク時(夏・冬)、中間時、オフピーク時(春・秋)程度に分割した)時間帯毎に需要家の追加的な電力消費がどの程度CO_2排出をもたらすかを算出する「季時別排出係数」などのインセンティブスキームを導入すべきである。

地熱発電にかかる保安規制の要件緩和【新規】

- 低炭素社会に向けた再生可能エネルギーの有効活用の中、我が国では、地熱の活用が規制によって阻害されている。地熱発電にかかるバイナリー・サイクル方式のタービン発電機については、電気事業法(昭和39年法律第170号)において、その規模の大小等に関わらず、一律でボイラー・タービン主任技術者の常駐が義務付けられ、参入障壁となっており、地熱の活用にかかる技術革新および競争を阻んでいる。

  当該発電機は、低温・低圧が特徴であり、海外では小型の製品が一般的にユニット化されているとの意見もあることから、再生可能エネルギー分野の技術革新の促進を図る観点からも、諸外国の運用状況および当該発電機にかかる安全性の検証等を実施し、保安規制にかかる要件緩和の検討を行うべきである。

「スマートメーター」の導入

- 送電網とIT(情報技術)を融合し、多様な発電源と蓄電池を連係させるスマートグリッドの実用化に向け、「スマートメーター」(単なる電力量計の電子化や機能の高度化以外に、それに付随して発生するメーター・事業者間における双方向通信の仕組みや、電力会社における業務改善、顧客サービスの多様化等、スマートメーター導入を契機としたあらゆる仕組みの変革のことを指す)の導入を促進することは、ピークコントロールによる負荷平準化等により、環境負荷の軽減に有用であることから、将来における電力分野の全面自由化に向けて検討を行うべきである。

需要・発電計画の前日通告制度とリアルタイム市場の導入

- 電力の安定供給を確保するためには、送電網の安全な使用が不可欠である。ピーク時にも送電の安定性を確保するため、大口需要家は、翌日の時間帯毎の需要計画を、発電所は、翌日の発電計画を、中央給電指令所に届け出る「前日通告制度」を導入すべきである。さらにその上で、通告量と当日実現量との差をリアルタイムの需給調整料金で精算するリアルタイム市場を導入すべきである。

  なお、リアルタイム市場については、既に、EU主要国等で採用実績があり、需要・発電に関する計画値と受電量・発電量の差がインバランス料金として発生するため、リアルタイムでの需給調整が地球温暖化対策として有効に機能する。

「地点料金制」の採用

- 現行の送電料金制度においては、潮流の流れに関係なく料金が設定されているため、送電ロスの抑制に資する需要家・発電所の効率的地点への立地が促されていない。

  したがって、全国の送電網の各地点において潮流方向に基づいた需要家と発電者のそれぞれに対して異なる送電料金を地点別に設定する「地点料金制」を採用すべきである。これによって、全国的な観点から最も効率的に送電ロスを抑制し、送電混雑をコントロールできるようになる。地点料金制は、欧米を中心に自由化された電力市場で広く採用されている。

■エネルギー分野②《ガス分野》

基本的な問題意識

ガス分野における制度改革は、ガス料金の低減に伴う需要家利益の確保および競争原理の導入促進の観点から、小売自由化の規模基準の緩和を段階的に実施している所であるが、家庭部門における料金(ガスの平均販売単価)の低下幅は、自由化部門における料金と比較して極めて限定的である。

今後とも、需要家利益の確保・最大化を図る観点から、小売自由化範囲の拡大等、競争促進を図るとともに、ガス市場における公正性・透明性の一層の確保を図るため、規制改革を継続して行く必要がある。

改革の課題

託送供給における同時同量の在り方の検討

- 託送供給においてネットワークの受入ガス量と払出ガス量の乖離率を一定水準以内とすることを求める「同時同量制度」は、一般ガス事業者のネットワーク運用に支障を与えない範囲で託送供給を認めるとの考え方で導入されたものであるが、託送供給実施者のネットワーク運用と比較して、新規参入者に過度の負担となっているのではないかとの指摘もある。
- 本制度については、現行制度を維持しつつも、託送供給実施者のネットワーク運用の実態に応じて柔軟な同時同量を可能とする仕組みの導入を、ネットワークの公平・透明な利用の観点も踏まえて検討し、必要な措置を講ずるべきである。

■基本ルール分野

基本的な問題意識

規制の在り方については、時代の変化に応じて既存の規制を見直すための持続的な取組が不可欠である。見直しの際には、経済成長の基盤を確固たるものにすべく、経済社会の変化に迅速に対応することに加え、技術の発展や利用形態の変化、安心・安全の実現をはじめとする国民利用者のニーズの多様化等を総合的に勘案しつつ、経済・社会活動を必要以上に制約することのないよう注意を払うべきである。また、既存の規制の効果的な見直しに加え、規制を新設・改廃する際は事前に十分な影響評価を行い、必要以上に抑制的な規制が制定されることを防ぐ仕組みを充実させるべきである。

効果的な取組のためには、規制当局における取組の充実は勿論のこと、規制全般に関して持続的・横断的に検討する機能を有する機関が必要であり、その機能の充実・強化を図るべきである。

改革の課題

規制の継続的・横断的見直し

- 規制に係る法令等は、通知通達の類に至るまで、その公開を徹底すべきである。
- 特に見直し期限が附されていないものも含めて、規制の定期的検証を実施すべきである。
- 規制の新設・強化の際、現在チェックが行われている法律案・政令案のみならず、規制に係る省令等を含めた、より広範な規制案について、事前チェックを行うのに十分な期間が確保できるタイミングでの規制事前評価(RIA)を充実させるなど、事前評価・チェック機能の強化を図るべきである。
- 規制全般を継続的・横断的に検証する機能を充実すべきである。

■法務・資格分野①《法務分野》

基本的な問題意識

- 国民が利用しやすい、また、その多様なニーズに応えられる国民本位の司法制度を確立するためには、法曹にふさわしい素養のある者を可能な限り多く、法曹資格者として広く社会に送り出すことが重要。あるべき法曹人口については、司法制度改革推進計画に定める3,000人という目標数に囚われることなく、社会的要請等を十分に勘案しながら応えていくことが必要。
- 法曹の質・量の拡充にあたっては、司法修習との連携を含む法科大学院の在り方の見直し、予備試験を含めた新司法試験の制度設計など、法曹養成プロセスとその役割を担う各機関のあり方について、広範な取組を促進することが重要。
- 民法、会社法、知的財産法制など、私人間の法律関係の基本、企業等の活動の基盤となる法制のあり方については、時代の変遷や国内外の環境変化を反映し、社会経済的な要請、ユーザーとなるヒト・企業の諸活動の実態に見合った制度とするとの視点に立脚し、広範な見直しを促進すべき。
- 違法・不当な行政活動に対して、憲法で保障された国民の権利利益を実効的に確保する観点から、行政救済法の制度・運用を広範に見直すべき。

改革の課題

新司法試験の選択科目の見直し

- 選択科目の見直しに当たっては、科目としての範囲の明確性や体系化・標準化の状況等を見据えつつ、実務的な重要性や社会的な有用性・汎用性等を考慮し、社会における法サービス需要に的確に応えるという観点が必須であり、規制改革会議としては、これら各観点からの判定・根拠など、見直しにおける検討基準としての具体的事項を提示しているところ。
- 本見直しにあたる法務省司法試験委員会においては、本検討基準の各科目への当てはめを始めとする具体的・客観的な検証結果を速やかに提示するとともに、当該検証結果を踏まえて、科目の追加・削除について必要な措置を講ずべき。

(注) 司法試験委員会からは、「司法試験法施行規則第1条(新司法試験の論文式による筆記試験の選択科目)の改正に関する意見募集の実施について」として、現行の当該規則の改正は要しないこと等とする案が本年9月にパブリックコメントに付されたところ。

新司法試験の予備試験の制度設計の明確化

- 平成23年より実施する予備試験は、法科大学院修了者と同等の能力・資格を有するかどうかを判定するものであり、予備試験を通じて法曹を目指す者が、法科大学院修了者と比べて高い水準の能力が求められることのないようにすべきことなど、法科大学院修了者と予備試験合格者とが公平な競争になることが根源的に重要との趣旨に立脚した制度設計とすることが必要。
- 一般教養科目の試験科目と配点比率については、法科大学院においては一般教養科目に関する学習が通常行われないことから、これを予備試験受験生のみに課すことは過重な負担となる。少なくとも大学卒業者については一般教養科目を免除すること、短答式試験における一般教養科目を論文式試験と同様に1割以下とするなど、合理的な内容とすべき。
- 実施日程については、その合格発表を新司法試験開始の直前に設定すること等により、予備試験の受験・合格から連続して新司法試験の受験を可能とすることで、予備試験受験者の精神面・経済面を含めた負担を可能な限り軽減すべき。

(注) 司法試験委員会からは、短答式試験の一般教養科目の出題範囲を人文科学・社会科学・自然科学・英語とすること、一般教養科目の配点比率を短答式試験3割・論文式試験1割とすること、実施日程を新司法試験の前年の5月頃～10月頃までの間に行うこと等とする「予備試験の実施方針について(案)」が、本年2月にパブリックコメントに付されたところ。

国民の権利利益の確保に資する行政救済法の制度・運用の見直し

- 行政事件訴訟法の目的規定として、権利救済の実効性、行政・国民の両当事者の対等性、救済ルールの明確性を解釈指針とすべき旨を明記することに加え、行政救済法の制度・運用等を下記のとおり見直すべき。
  - 訴訟要件の明確化と緩和(立法による原告適格の過度の制限の排除、訴訟類型間の垣根の排除、国と都道府県・市町村間の紛争の訴訟による解決のための立法措置、義務付け訴訟・差止訴訟の要件緩和)
  - 裁量審査に関する基準の導入
  - 行政訴訟における原告負担の軽減
  - 行政庁による適法性の挙証義務の導入
  - 違法行政に携わった公務員の個人責任の厳格な追及
  - 仮の救済の要件緩和
  - 住民訴訟の被告を地方公共団体職員個人とせよ
  - 国民訴訟(仮称)制度の導入
  - 裁判官人事に関する政治主導の発揮

■法務・資格分野②《資格分野》

基本的な問題意識

- 資格制度については、資格者である個人を基点とする制度設計の下で、利用者保護に資するための厳格な規制が設けられているが、各制度の創設当時から経済社会が大きく変化する中で、従来の規制が硬直化したものとなり、却って新たな弊害を生み出す側面も否定できない。利用者である国民のニーズに合ったサービスを提供するためには、資格者個人を中心とする業務形態からの転換も視野に入れた制度の見直しが必要。
- 業務独占資格については、資格制度そのものが各種業務サービスの需給調整機能を果たす結果、市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害されるおそれがあることから、有資格者でないと行ない得ない業務範囲は可能な限り限定し、資格者間の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図ることが必要。

改革の課題

資格者法人制度の見直し

- 各士業の活性化と国民の利便性向上の視点に立脚しながら、一人法人制度の創設、資格者法人社員の無限連帯責任の見直し、資格者法人の社員資格の拡大について、そのメリット・デメリットについて実情に即した分析を進め、早期に結論を得ることが必要。

資格者の業務の見直し等

- 業務独占資格については、ユーザーである国民・企業の視点に立脚し、各資格者が所在する地域的な傾向等も勘案しながら、隣接職種の資格者にも取り扱わせることが合理的なものについては他業種の参入を認めることとするなど、業務範囲の見直しを促進すべき(例: 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与、行政書士および司法書士への行政不服審査代理権の付与、税理士と公認会計士の業務の相互参入)。
- 民事上の紛争について当事者の合意に基づく迅速な解決を図る裁判外紛争処理手続(ADR)については、弁護士以外の手続実施者が業務を行う場合に必要とされる弁護士の助言措置の要件等につき、制度の適正な解釈・運用の下で多くの団体がADR業務に参入できることとすることが必要。
- 資格者団体に入会しなければ当該資格者の業務が行ない得ない等とされる強制入会制については、競争制限的な行為による価格の高騰、サービスの質の低下等が生じないよう、そのメリット・デメリットを更に検証の上、そのあり方について見直しを行うことが必要。

■官業改革分野

基本的な問題意識

- 財・サービスの供給は市場における民の活動が基本。官による市場の補完は、外部経済、独占、公共財、情報の非対称性など「市場の失敗」が存在する場合に厳しく限定されるべき。
- 官が関与する場合にあっても、既得利権の擁護や活動領域の無原則な拡大などの「政府の失敗」が生ずることのないよう、活動領域は最小限度とすべき。官が直接に財・サービスの供給主体となる必然性はなく、その適切な監理の下で民が実施主体となることを原則とすべき。

独立行政法人等が行う官業の廃止・縮小、民間開放の促進

- 真に官が行なうべき必然性のある業務に特化し、官民による資源の適正配分を達成
- 競争原理の導入を通じ民の知恵が発揮され、真に国民の求めるサービスの提供が可能
- 民間の新しい知恵により、新たなビジネスチャンスを創出し、経済活性化に寄与

改革の課題

既往の答申事項の着実な推進

- **独立行政法人都市再生機構の組織・業務の見直し**

  【問題意識】
  賃貸住宅事業は可能な限り早期に官民役割分担を明確にしていく仕組みを構築し、民営化すべきものや引き続き官営で対応していくべきものなど、いくつかの業態を想定した将来像を提示していくべき

  【当面とるべき措置】
  民間的な経営手法の活用推進、セーフティネット機能を踏まえた制度の検討

- **独立行政法人住宅金融支援機構の組織・業務の見直し**

  【問題意識】
  証券化支援業務については、当面は、RMBS(住宅ローン担保証券)市場育成の呼び水としての役割の必要はあるものの、市場規模が拡大し民間主体による独自の取組が容易となるとの中長期的見通しの下、思い切った業務範囲の絞り込み・民営化について検討していくべき

  【当面とるべき措置】
  新たな住宅政策の方向性を踏まえ、特殊会社化を含め機構の在り方を検討

独立行政法人等の更なる改革に向けて

独立行政法人等の組織・業務は、各府省の制度・予算に深く組み込まれた存在。その見直しには、強力な司令塔・政治的リーダーシップの下での取り組みが不可欠

【基本的な視座】

- 社会的に意義のある事業であっても、国の役割は、民間活動に対するインセンティブの付与、制度的誘導の役割を越えない形でのコミットが基本。特に、資金的に大きい事務事業については、ムダの排除の意義に止まらず、民業圧迫の側面が生じれば経済社会の発展に対する負の影響は計り知れない。国自らが又は独立行政法人等を通じて実施している事務事業のうち、その実施を民間に委ねることが可能なものについては、国・独立行政法人等としての業務の廃止または民営化を基本とすべき。
- 真に官として行うべき事務事業については、国が直接責任をもって取り組む視点を第一義とすべき。独立行政法人が実施する事務事業については、政策的に意義のある内容であっても、当該主体が担う必要性について説明が尽くされているとは言い難い現状。独立行政法人という政策実施ツールを用いる場合には、組織・業務のマネジメントに係る制度趣旨・メリットが十全に発揮される形で運営され、それが分かりやすい形で国民に明示されることが必要。

規制改革会議委員名簿

議　長	草刈隆郎	日本郵船株式会社取締役・相談役
議長代理	八田達夫	政策研究大学院大学学長
委　員	浅見泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	有富慶二	ヤマトホールディングス株式会社取締役会長
	安念潤司	中央大学法科大学院教授
	翁　百合	株式会社日本総合研究所理事
	小田原　榮	東京都八王子市教育委員長
	川上康男	株式会社長府製作所代表取締役社長
	木場弘子	キャスター・千葉大学特命教授
	中条　潮	慶應義塾大学商学部教授
	冨山和彦	株式会社経営共創基盤取締役
	福井秀夫	政策研究大学院大学教授
	本田桂子	マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ジャパン　ディレクター
	松井道夫	松井証券株式会社代表取締役社長
	米田雅子	慶應義塾大学理工学部教授 NPO法人建築技術支援協会常務理事

規制改革会議専門委員名簿

Ⅰ．集中テーマ

A. 成長分野

〔医療タスクフォース〕

阿曽沼　元博　　国際医療福祉大学国際医療福祉総合研究　所教授
長谷川　友紀　　東邦大学医学部教授
土屋　了介　　国立がんセンター中央病院病院長

〔介護タスクフォース〕

安藤　至大　　日本大学大学院総合科学研究科准教授
池田　省三　　龍谷大学社会学部教授

〔保育タスクフォース〕

鈴木　亘　　学習院大学経済学部教授

〔農林水産タスクフォース〕

本間　正義　　東京大学大学院農学生命科学研究科教授
大泉　一貫　　宮城大学副学長
昆　吉則　　株式会社農業技術通信社代表取締役
「農業経営者」編集長
小松　正之　　政策研究大学院大学教授
梶山　恵司

〔住宅・土地タスクフォース〕

久米　良昭　　政策研究大学院大学教授

B. 基盤整備

〔雇用・労働タスクフォース〕

安藤　至大　　日本大学大学院総合科学研究科准教授
和田　一郎　　牛嶋・寺前・和田法律事務所弁護士
花見　忠　　上智大学名誉教授
松尾綜合法律事務所客員弁護士
石川　和男　　新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級執行役員
東京財団研究員

〔教育タスクフォース〕

戸田　忠雄　　教育アナリスト
政策研究大学院大学客員教授
特定非営利活動法人XYサタデースクール代表

Ⅱ．一般テーマ

〔金融タスクフォース〕

森下　哲朗　　上智大学法科大学院教授

〔地域活性化タスクフォース〕

斉之平　伸一　　三州製菓株式会社代表取締役社長

〔環境タスクフォース〕

細田　衛士　　慶應義塾大学経済学部教授

〔海外人材タスクフォース〕

井口　泰　　関西学院大学大学院経済学研究科・
経済学部教授
関西学院大学少子経済研究センター長

〔エネルギータスクフォース〕

松村　敏弘　　東京大学社会科学研究所教授

〔基本ルールタスクフォース〕

大橋　豊彦　　尚美学園大学総合政策学部教授

〔法務・資格タスクフォース〕

阿部　泰隆　　中央大学総合政策学部教授・弁護士

〔官業改革タスクフォース〕

大橋　豊彦　　尚美学園大学総合政策学部教授
石川　和男　　新日本パブリック・アフェアーズ株式会社上級
執行役員
東京財団研究員